

地域と農業

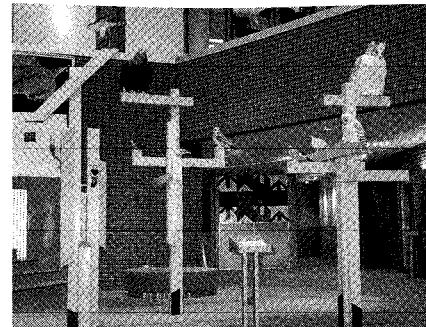
会 報

第 16 号
Feb. 1995

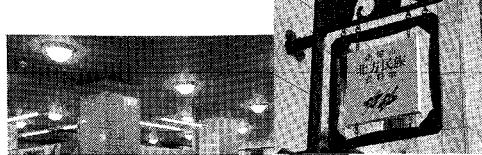
Winter

特集 いま、北海道農業・農村へおくるメッセージ

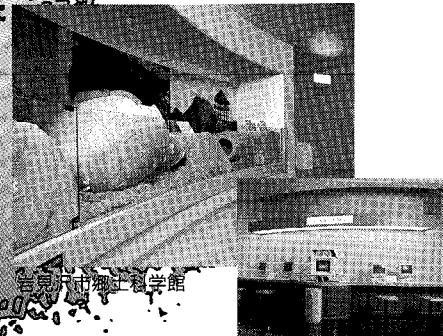
社団法人 北海道地域農業研究所



霧多布湿原センター



函館市北方民族資料館



岩見沢市知床五湖館

北の大地で芽をだし20年、
今では大地にしつかり根をはり
大きく広がった幹をもつ企業へと育ちました。
北海道で生まれ、北海道で育った私たち、
これからも北海道の歴史と人と未来を見つめつづける
企業でありたいと考えます。

歴史と人と未来を結んで

おもな業務内容

- 博物館・資料館など展示施設の設計・施工
- パンフレット・カタログなど印刷物の企画・制作
- 映像やコンピュータ装置による観光案内施設
- 看板・標示板などのサイン計画

） **gb** 株式会社現代ビューロー^{GENOAI BUREAU CO.,LTD.}

〒060 札幌市中央区北2条西3丁目 札幌第1ビル7F
TEL 011-231-6049 FAX 011-222-6149

地域と農業

表紙写真 冬の太陽
撮影者 = 谷口雅之

— 目 次 —

特 集 いま、北海道農業・農村へおくるメッセージ

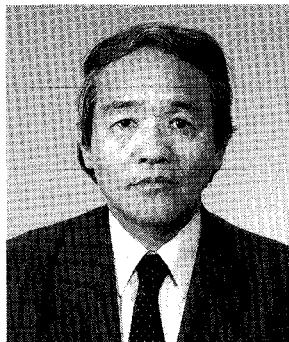
- 2 局面打開の論理と実践
札幌大学 経済学部 教授（北海道大学 名誉教授） 黒柳 俊雄
- 6 北海道発信の「農政」と「具体的実施」を
(社)中小企業技術振興協会 常務理事・北海道支部長 太田 英之
- 10 グリーンコープの産直と北海道農業に期待すること
生活協同組合連合会・グリーンコープ事業連合 農産部長 宮崎 利明
- 15 消費者の求める米と食管制度 「今、米を考える～冷害・ガット・食管～」
1994年度札幌大学・岩崎ゼミナル研究誌から
- 23 WTO協定と新食糧法の改正を目指す運動を
—食管制度再構築のための提案— 食糧政策研究会 代表幹事 千葉 煉郎
- 35 北海道の農業・農村に期待すること=北海道はフードプランの中心産地=
生活協同組合 コープこうべ商品開発部フードプラン課長 岩崎 登
- 40 ときの話題 規模拡大は農業所得を増大させるか
—アメリカ農政の語るもの—
北海道大学 経済学部 教授 牛山 敬二
- 43 解説 スイカ、メロンの連作障害に対するネギの混植効果
北海道立中央農業試験場 環境化学部 土壌資源科長 成田 保三郎
- 48 連載 No.2 あのマチ・このムラ地域おこし活躍中
緑の田園とゆとり・生きがいを求めた農業ビジョン(知内町の事例) 専任研究員 須田 泰行
- 50 地域が新しく動きだし始める(白糠町の事例) 専任研究員 吉野 宣彦
- 53 BOOK REVIEW 消費者と生産者の連帯による変革の時代
下垣内 博著・『消費者運動ーその軌跡と未来』 市立名寄短期大学 講師 佐藤 信
- 54 Essay 農家が主役 ーあぜみちの会の試みー
福井県農林水産部 農業技術開発普及室 参事 玉井 道敏
- 58 連載・最終回 情報システムはいま・13
ホクレン農業協同組合連合会 営農対策課 調査役 中村 正士
- 66 研究日誌・掲示板・DATA FILE
- 68 お知らせ・編集後記

いま、北海道農業・農村へおくるメッセージ

局面打開の論理と実践

札幌大学 経済学部 教授
(北海道大学 名誉教授)

黒柳 俊雄



黒柳 俊雄（くろやなぎ としお）さん

1931年札幌市生まれ。

1958年北海道大学大学院博士課程（農業経済学専攻）修了。農学博士。

1963～64年スタンフォード大学留学（フォード財団招聘）。

1967年北海道大学農学部助教授。

1985年北海道大学農学部教授。

1994年北海道大学名誉教授。

札幌大学教授（経済学部）。

日本農業経済学会会長、日本経済学連合評議員、農林水産省統計観測審議会委員、北海道農業振興審議会会長、北海道米品質問題研究会会長、韓国農村振興庁海外名譽研究官、などを歴任。

著書、「基本法農政の経済分析」（第2回・東畑記念賞）

「農業構造政策～経済効果とその展望～」「国際化時代の北海道農業」ほか多数。

日本と外国の「農業支持」の違い

さてさて、日本では相も変わらぬ農業批判が、外國の現状、地球環境を無視して行われてきている。

それらを若干例示すれば次のようにものがある。一つは、自由化対策の大綱で、六兆円もの補助金を獲得し、何が規制緩和だ、「市場の原理」の適用だ、といつ。一つには、この六兆円は、従来の経常予算に含めるか否か、村山総理の決断がなかつたら、経常予算に含められていただろう。三つには、農地改革は「田分け」であつたが「だわ

け」＝歳けでなかつたのか等々…。

本来、予算に關しては、六兆円の半分でいどしか国費の負担でないこと、純粹に市場の原理下に農業をさりしている国はない」と、一九八〇年を一〇〇とする農業予算規模は、アメリカ一九一一年の二七といずれも大幅に増加して三一七といづれも大幅に増加しているのに、日本だけが生まじめに八一と減らしていることがあがられる。これらをめぐつてのワスコ三の論調は、いきなり、日本農業

は、「一方で、アメリカ一辺倒の輸出は、今日の「田高経済」を生み、その打開策が海外立地で「亞洲化」を招き、北海道の過疎化も進むばかりである。しかし、こうした海外立地は「二面貿易」を通じ、依然として対米輸出になつてている。さらに日本のマクロ政策は、いくつも利子率を下げても、設備そのものが過剰のため、利子率の国民所得弹性が極めて非弾力的なのに、ただ利子率を引き下げるだけのマイナス面が農業にも及んできている。ところが昨秋訪れたフィンランダや韓国はどうか。フィンラン

は、本来「北歐の日本」といわれるように、輸出で成長をし、福祉の源泉を貢献して来たが、ソ連経済のダメージで「カジノ経済」と言われる今日。しかし、一貫してこの国は「エネルギー資源」に恵まれないのに、造船、携帯電話、気象観測機器、医療機器など、機械工業で輸出の四〇%を占め、一方で農民所得の三分の一にものける補助金で農業を以下のようにキメ細かく保護し、しかも安全保障上、一～五年分もの食料用ならびに飼料用の穀物を備蓄している。

たゞいまそのキメ細かさは、構造改善事業であるが、農場の購入にはその七五%の評価額を対象として全国を四地域にわけた制度資金金利を設定、融資対象者の資格は、六〇歳以下、家族経営、農場周辺に居住するなど、投資効果を出せりといふ、専門技術を持つてゐるところであった。むろん、そして巨額の公債金が「国民投票」にかけられたのである。いつもこの出来の背景には、タフシードアードでも殆ど凡てが英語を話せるといふ、国会議員の約四割、

大田の約二割を女性が占めている」とも日本と違ひ、無視出来ないかもしなさい。

韓国も「農業は自分のおもひの「お盛りあるやうとへ疊ねるのは「みあじが心の底産」だからだといふ。今日、三五以上の米作農家の生産費を調査し、今後の自由化、農

過剰投資の回避 と需要の拡大

北海道開発予算の中で農業基盤

整備は約一割を占めているが、一向に「ストレート」は下がらず、離農人口数は依然増加しつつある。非農業化されれば、なぜ「ストレート」が下がらない。されば、「ストレート」につながらない。「れども規模拡大して「ストレート」になるのも同じで、要するに利子率よりも資本の限界生産力が低い「過剰投資」のためである。このように投入財価格が割高で、稼働率が低下がらなくて価格が下げるるので、離農も止むなしといふことになる。その論理は簡単である。

農業の拡大再生産、所得増には、農業投資が必要条件で、これが労働の生産性を引き上げ、「ストレート」下げ、所得の上昇、投資をまた増

産性が上がる機械等投入財を導入出来ても、その投入財価格が割高なので、その稼働率の低さが「ストレート」につながらない。「れども制度資金も、農家が利回りを計りたいが心の底産」だからだといふ。今日、三五以上の米作農家の生産費を調査し、今後の自由化、農

への意見を一五九万農家すべてから聽取したところ。やはり一兆円のカツト対策費には「農村振興税」を法人税、証券取引税などに上乗せして確保してくるといふ。「メニス」も一一〇田分の約一六七カムに及んでくる。如何に日本と異なることか。

制度資金も、農家が利回りを計測出来ても、これより安い資金を入手する機会がないうとも重視せらるべきを得ない事実である。まして預本金利は変動金利でも、負債金利は固定化されている場合が多く、「ストレート」のギャップも大きい。

せりに農業改良普及販は、元来技術者が圧倒的に多く、ソブリの社会、経済的対応はマイナーであるため、「指導金融」の素地が極めて弱い。これらの反省を、制度、教育、農民自身の経営展開の中に採り入れない限り、日本農業、もしくは專業地帯北海道農業の「ストレート」につなげ、絶望的で、「離農」の一字字だけが残りざるを得ない。

一方、輸作が生産力の維持、発展、また環境政策上も極めて重要なことは周知の通りであるが、アメリカの九七倍もの農地価格、名門資金世界一、他の投入財価格が

因となる部分は少なく、地域や専農実態、経験等が異なつても画一的な補助規定で投入が行われるを得ない性格を持つてゐるため、「ストレート」が下がらない。

それは、労働が軽減されるので、「投資限界」を計測する方法を知らないなかつたが、資料を作つて、なじたため、投資限界が計測出来ないといふ。また現在の「補助金」は農家の創造的能力を示すものであり、それが日本農業ではなく、労働生

国際価格の一高い部のもの中で、小麦、ばれいしょ、ピーマン、豆類など、それをとっても、極めて付加価値の低い食料価格で限界価値生産力が利子率をペイし難いこと、も分明の理である。

それでは、たとえば牛乳が余つても、高度の専門技術の提供出来る非農業の協力を積極化することにより、医薬品、先端技術商品の原料化等々が出来るなり、限界価値生産力は上がり、利子率をペイ出来るようになる。そうしたじへの投資は、経済学の教える、

投資の一重性”によつて、有効需

要効果を高め、地域経済にも大きく貢献出来よう。北海道経済が都府県に比べ、開発度の低いまま同じ範囲の経済発展を考えるといと自体ナンセンスではないか。

第一次産業の原料を悉く高付加価値化に向けて再検討するといつて、也産業と結び付けた”産業複合”（Industrial Complex）の考え方こそ、北海道現局面での経済発展策にも結びついたところのものである。アシマーチの教訓を実践しよう。

参考報道記事・転載
5年（平成7年）1月12日（木曜日）

北海道農業中央会

ホクレンと北農中央会 道経連に今春加入

これまで一次産業団体の中央会（阿部忠男会長）と入会がなかった道経連（会員：吉田夫義氏、三西九、十四会員）が加入する。「農業振興」の分野を中心と連携を強め、道経連と農業団体は從

ホクレン（藤野真雄会長）も加入する。加入後は食品加工会員が加入する。「農業振興」の分野を中心と連携を強め、道経連と農業団体は從

道経連（北農）は将来的本道経済の発展はいく意向だ。道経連と農業団体は從

大学農学部と農協のリストラ

「スマタウン」に改良普及制度の不備を述べたが、今こそアメニカの州立大学のような農学部のシステム改革が必要である。現在の日本農学部研究者は、研究、教育、普及の三役をアト・ランダムに行つているのであつて、極めてその生産性は低い。したかつて、ある

本の農学部研究者は、研究、教育、普及の三役をアト・ランダムに行つているのであつて、極めてその生産性は低い。したかつて、ある農家と研究者がシスティンにより、早く成果を期待出来よう。システィンにより、農家と研究者が絶えず連続した時間の中で互いに一トバツクさせるのである。この試験場なし大学との間でフィードバックされるのである。この試験場、改良普及所と密接な組織的接触を行つ、それらのハーネスとシスティンの結合システム成果を農家に試験場なし大学との間でフィードバックされるのである。この

員を置いて、農家の望む最新の油外情報を入手、還元する。それには、ビデオ、CD-ROMを画面利用すれば、特派员には研究者を主として充てられる。

また、食品の安全性はじめ、他の都府県のそれとの異なり、その組織、経済力等が大きいことから、①情報、②流通ネットワークについて国際化、全国農漁協・生協とのネットワーク作りに着手するところである。情報については、カリフォルニアとコロセルブルフ、アーバインに特派

員を置いて、農家の望む最新の油外情報を入手、還元する。それには、ビデオ、CD-ROMを画面利用すれば、特派员には研究者を主として充てられる。

また、食品の安全性はじめ、他の都府県のそれとの異なり、その組織、経済力等が大きいことから、①情報、②流通ネットワークについて国際化、全国農漁協・生協とのネットワーク作りに着手するところである。情報については、カリフォルニアとコロセルブルフ、アーバインに特派

員を置いて、農家の望む最新の油外情報を入手、還元する。それには、ビデオ、CD-ROMを画面利用すれば、特派员には研究者を主として充てられる。

また、食品の安全性はじめ、他の都府県のそれとの異なり、その組織、経済力等が大きいことから、①情報、②流通ネットワークについて国際化、全国農漁協・生協とのネットワーク作りに着手するところである。情報については、カリフォルニアとコロセルブルフ、アーバインに特派員を置いて、農家の望む最新の油外情報を入手、還元する。それには、ビデオ、CD-ROMを画面利用すれば、特派员には研究者を主として充てられる。

また、食品の安全性はじめ、他の都府県のそれとの異なり、その組織、経済力等が大きいことから、①情報、②流通ネットワークについて国際化、全国農漁協・生協とのネットワーク作りに着手するところである。情報については、カリフォルニアとコロセルブルフ、アーバインに特派員を置いて、農家の望む最新の油外情報を入手、還元する。それには、ビデオ、CD-ROMを画面利用すれば、特派员には研究者を主として充てられる。

(参考資料) 諸外国の備蓄とわが国備蓄コストの低減

<1994.11.11札幌市で開催の「農業情勢の変化と生き残り戦略」フォーラムにおける、筆者の「農産物の自由化と備蓄」と題する講演レジュメから一部を抜粋転載した。>

1. 「備蓄」の概念

単なる過剰分が結果として貯蔵される「在庫」と異なり、緊急時に備え長期保存する保険の役割を持つた、計画的食糧貯蔵とその生産手段としての農地、その他の投入財の計画的貯蔵および技術水準の維持、向上を総称したもの。特に保管期間が問題。

2. 諸外国の現状

- 1) 多くの国は法令に基づき2カ月(韓国)~15年(スウェーデン)にわたり、農業関係省庁が主体、戦争、冷害に備える。予算は農水省予算の5%以内(スウェーデン)が殆ど。フィンランド2%、家庭内備蓄14日(ドイツ)。
- 2) 備蓄品目: 穀物、豆、米、脱脂粉乳、野菜、マーガリン等(スウェーデン)、非常食、砂糖、油脂、飼料用穀物、種子等。
- 3) 保管方法: 民間倉庫の借り上げ(ドイツ、韓国)食糧生産の少ない所に食糧備蓄、食糧の生産地域には肥料の備蓄(スウェーデン)。
- 4) フィンランド: 小麦、ライ麦が食料(40万t)。大麦、燕麦(20万t)、種子(5.5万t)、しかし不作で減の時もある。小麦や大麦は5~7年良質のまま、ライ麦、燕麦も4~5年はO.K.夏はサイロ内温度+15°C、冬は-15~-20°C。
5年ローテーション(種子1~2年)で備蓄。問題は金利。今は7%だが上下す。しかし政府の安全保障のための備蓄量に対し、穀物庁Grain Boardの在庫量は全部で約2倍、この差の燕麦はスイスやアメリカへ販売、小麦はアフリカへの食料援助。EUに加盟すると、安全保障量を減らせと言うかも。農地備蓄の考えはセットアサイドと同じようなもの、統合で穀物の国家備蓄は石油備蓄と共に、産業安全保障庁Industry Security Boardに移管されるのではないか、と。
- 5) 韓国: 米を60日分84.4万t国家備蓄。そのほか大麦、小麦粉、小麦も。また30日分の米を家庭内備蓄奨励。予算は、農水省予算の26%、農協、民間倉庫を借り上げ、保管、金利、倉敷を政府負担。保管期間の取り決めない古い方から売却、毎年財政負担軽減のため放出。

3. 日本の備蓄における課題と対策

- 1) 課題: ①棚上げ備蓄と回転備蓄があいまい。②備蓄量は130万t~200万tと財政当局は少ない方を主張。③政府備蓄か民間備蓄か。
*財政負担が問題。
輸入米と国産米で200万t備蓄し、飼料用で処分すると年間3,000億円。(農水省予算の10%)。
- 2) 今後の対策: 備蓄コストと品質劣化の比率は、太田英之氏の試算では後者が74%と大きく、冷蔵保管料は、0°C、湿度65~80%で、玄米t当たり7,500円という、また船越元氏によれば、輸入高級米を15年備蓄しても品質劣化しなければ、国内現行価格と変わらない。
今までの、我々の自然科学グループの研究結果は、「貯水池地下層冷水塊利用」による備蓄が対応力を持つようだ。とにかく、国民の9割は備蓄必要と、そして国産米を望む者が70%。FAOは17~18%の備蓄を望む=170~180万t。今後いかに品質不変の冷熱貯蔵コストを低下させるかに関する研究開発が早急に望まれる。

品を創造、パートナーをどう、輸出
(種子、種畜など)も考える。投
入財(農業機械、施設、農薬など)
で国産が高ければ、独自のP・B
のものを海外に発注する。

それから、外食産業の行っているサービスの一部分を農家に兼業として従事させる。
貯蔵でコストの道を探り、北海

道・東北でその実験を進めるべきである。
これらの費用は、このような取り組みをするため、新たなリストラの費用として農水省に要求すべき

きもので、パイロット事業として成果の上がり次第、事業化するといいことである。

北海道発信の「農政」と「具体的的実施」を

社団法人 日本中小企業技術振興協会

常務理事・北海道支部長

太田 英之



太田 英之(おおた ひでゆき)さん

1933年留萌郡小平町生まれ。
1956年中央大学理工学部土木工学科卒業。建設省入
省(土木研究所 河川第一研究室研究員)。
1977年大幸工業株式会社 代表取締役。
1986年株式会社グローバルエンジニア会長。
1987年社団法人・日本中小企業技術振興協会常務理
事。(北海道支部開設) 初代支部長。
主たる公職: 土木技術検討委員会委員、食糧儲蓄基
地構想委員会委員、など。
主たる論文: 「海岸保全マニアル」入門編、「農用地
儲蓄論」、など。

農業・農村環境問題は、将来食
料が不足すると考えるのか、考
え
ないのか。また、これから将来に
かけて生まられてくる幾兆億の人の
為に次世代に引き継がせるのかの
考え方で決まると思われる。

農業本来の目的の再認識

農業本来の目的は、安全な食料
を安定した価格で安定供給する三
点に集約される。
わが国の農政は、「農業基本法」
に基づき農業生産を主体に効率を
高める目的で農業政策が進められ
てきた。しかし、近年は環境問題、
農村問題が含まれ「新農政アソブ」
では、食料、農業、農村の三つを
柱として、従来の目的に環境・地
域の問題が加えられた。
それであれば農業の多面的役割

(外部経済効果)の評価をして適正な
費用の分配比率を明確にして国民
が負担する必要があると思われる。

日本は食料を100%自給は出来
ないのであるから、基本的に將
來日本人の栄養政策に基づいて確
保すべき食料を決め、食料政策を
確立して、国内で生産するものを
明確にすることである。そして国
内生産についての責任をもつのが
農業の基本原則で目的である。

世界各國の産業発展構造を分析
した「ワーリン・ワーラー氏によれ
ば、経済が発展するほど第一次產
業の比重は低下し、第二次產業、
第三次產業の比重が高くなるとい
う「ペティの法則」を発表している
(注)。

農業問題は即食糧問題であつた
のが、環境問題、地域の問題まで
含めたいま、農業分野の関係者
のみに任すのではなく、生産者と
消費者、大きく言えば国民全体が
生存を掛けての論議をし、安定し
た確かな将来展望の方向性を見出
し、具体的に推進して行かなければ
ならぬのである。農業は成長

ばならないのである。

戦後農業は発展してきたが、他
産業の発展に比べて遅れたのは、
農業は他産業との交流が少なく、
人材、資源などの他産業への流出
である。

産業ではないが、人間生存には欠くことの出来ない比較優位産業であることは間違いないのである。

基本原則が明確でないために、将来計画が不透明となり、農業、農村を疲弊させた要因でもある。この基本原則を構築するために、生産者、消費者が同一の場で論議をして、何時如何なる場合でも食料の安定供給が出来る「食料基本法」を制定する必要がある。

そこで農業の役割が明確になり、北海道農業の位置づけが明確になるのである。つまり農業が他産業と差別しなければならない所以は国民の食料を安定して供給しなければならない義務を負っていることであり、農業政策もまた国民を飢えさすいとのない農業の維持を確保するにあらざると思われる。

北海道の農業

北海道の農業は先住民族が自給の野菜などを栽培していたことから始まり、幕末には道南地方に僅かではあるが開墾されていた記録が残っている。本格的に北海道で

農業が行われるようになったのは明治維新後に開拓使が設置されてからで、一一〇余年の歴史である。

北海道農業の特徴は、比較的広い経営面積を基礎として、自然条件の厳しさに耐え、近代的農業技術を導入し、本格的な農業経営を行う専業農家を中心にして、稻作、畑作、酪農、畜産を主な柱として、地域の条件・特色を加味しながら、土壤改良、基盤整備を積極的に進め、多様な発展を遂げてきた。

主な作物の単位収量は半世紀ほどの間に二倍から三倍に増大し、生産性では都府県農業を凌ぐまでに成長し、全国の農業生産額に占める北海道の比重も増大し、主産地としての地位を高め、国民の食糧の安定供給に大きな役割を担う、我が国最大の食糧供給基地となつている。

北海道で農業は、比較優位産業として北海道の重要な基幹産業となり、関連産業も数多くあり、産業や経済に大きなウエートを占めている。

表-1 農業就業人口の推移

(単位：万人、%)

		男女計	年齢				男	女
			15~44	45~54	55~64	65以上		
実数	4年度	357	67	53	116	121	181	176
対前年度▲率	元年度	▲2,6	▲2,3	▲5,1	▲4,1	3,8	▲2,9	▲2,4
	2年度	▲3,9	▲7,1	▲13,5	▲5,6	5,5	▲3,5	▲4,3
	3年度	▲3,1	▲6,3	▲12,5	▲4,5	5,2	▲2,1	▲4,5
	4年度	▲6,1	▲9,5	▲5,4	▲9,4	0,0	▲4,7	▲6,9
	5年 4~12月	▲6,2	▲9,7	▲5,5	▲10,0	▲0,8	▲4,6	▲7,6

資料：総務庁「労働力調査」

注：農業就業人口は、15歳以上の世帯員のうち、毎月の末日に終わる1週間に1時間以上仕事に従事し、農業を主な仕事とした人である。

北海道発信の「農政」を

この北海道農業が維持発展しなければ、日本農業の発展はなく、日本の食糧供給に大きな影響が及ぶのである。しかし、中央の考え方は、物と数を流通させる物流中心の議論が主体であり、地方は地域に及ぼす影響が主体の議論で考え方の差が大きい。

農政は、地域の特質を考慮されなければならないもので、北海道から沖縄までを一律な中央発信の農政で出来るような単純なものではない。

例えばウルグアイ・リカンド合意対策についても議論された大半が「米問題で、北海道農業に影響の多い畑作、酪農についての論議があまりにも少なかつたと思われる。また、中山問題などは新農政プランによる農政問題でウルグアイ・リカンド以前の問題である。中央発信の農政は常に物と数の農政であることを認識しているのである。

北海道は地域の特質を生かして推進していくなければ、北海道農業の発展は望めない。また北海道においても、道南、道央、道東、道北などの特質を考慮した農政が必要である。

北海道農業の展望

農業生産の基礎である我が国は、農耕地面積は、明治の半頃より、五〇〇万ha台を維持し、昭和の初めには六〇〇万haを超えるまで拡大していた。

北海道は、明治の半頃は五・六万haでしかなかったが、一貫して拡大傾向を維持し、昭和元年には七八万haを超えて、昭和四〇年半ばには一〇〇万ha、現在は二〇〇万haと拡大してくる。

昭和三〇年代の高度経済成長の頃より、三十年間で、都府県では一一〇万haも減少しているが、北海道は二五万ha拡大し、その結果全国で五〇〇万ha台の農耕地を保持しているのである。

農業粗生産額では、全国の一

〇%を占め、如何に低価格の農産物を提供しているかが分かるが、逆に言うと、如何に付加価値の少ない物を提供しているかとも言える。

北海道農業の全国比重は、高度経済成長の始まる昭和三十年代には、人口五%，経済規模五%，農業生産五%で平衡しているが、現在は人口四・六%，経済規模三・九%で、農業生産は一〇%を超えるシェアの面からみると発展していることになる。

北海道に無いと思つ。都府県農業の衰退に要因もあるが、北海道農業は經營戦略次第では発展の可能性の高い」と示しているのも事実である。

これからのかの課題

大きな問題の一つに後継者、担い手問題があるが、私は常々農業後継者を育てるという狭い考え方ではなく、如何に非農業者が農業と直接、接觸して、農業を理解していくかであると思つて居る。私

じも子供の頃農作業は口説の「じ」経験してきた。

人間、経験したことの無いことは出来ない。我が国は長い農耕社会の生活の中で、文化を作り歴史を作ってきたのである。日本文化の理解と継承、歴史を学ぶために、育てる農業経験が必要で、これ

が情操教育にもなり、豊かな人間形成の一助になると思われる。その力から後継者、担い手が育つて直るのである。

そのためには、青少年に農業に接する機会を数多く作ることが必要である。出来ることであれば義務教育九年間の中、「一年間が二年間の農業実習を歴史、文化の教育としてカリキュラムに導入してもらいたいと思つ。経験していることであれば必ずその道を選ぶ人が出てくるのである。

先代たちが曾々と一世紀余りの間に北方農業として、独立の地域農業を築き、北海道の基幹産業として発展させてきた。北海道における産業構造の中で、北海道経済の均衡のどれだ発展のためには不可欠の条件である農業を次世代に

引き継ぐために、単なる産業と考えるのではなく、食料、環境、地域の問題と考え、また、歴史、文化の継承として、各界各層の人々によつて何をしなければならないかの論議をすることが必要である。

北海道が食料基地としての役割を果たすためには、単に農作物を生産するだけではなく、「貯蔵(備蓄)、流通システム」を含めて、何時如何なる場合で、食料の安定供給ができる体制が出来ていることである。

北海道発信の農業政策を、抽象論、概念論ではなく具体策で発展させることが必要である。例えば北海道においても、「北海道農業発展方策」(昭和五六年)、「地域農業ガイド」(平成元年)、「北海道農業・農村のめざす姿」(平成六年)などがある。これらをどのように実施するか具体的戦略が必要である。

例えば、生産費の低減、单収の増大、品質の向上、合理的な作付体系、付加価値の向上、流通コストの軽減などの実施戦略であるが、実施には、農家の個別努力も大切

であるが、消費者の理解が必要であり、また農業振興の政策の役割も大きく、國や地方自治体が実施する政策上の課題に対し、推進団体の積極的な協力が欠かせないとと思う。

北海道農業・農村が均衡のとれた発展をするために、農業団体および関係者の推進力を期待するものである。

注) イギリストの経済学者 W・ペ

ティは「政治算術」(一六九〇年)の中で、農業より工業、工業より商業の所得水準が高いと述べ、当時オランダの経済が繁栄したのは多くの人々が商業部門に従事したことからであると論じた。このことより第一次産業の比率が減少し第三次産業のそれが増加していくことを「ペティの法則」と名づけるのである。

II 現代用語の基礎知識から引用

法の表1、表2は、平成五年度
農業白書から引用

表-2 耕地面積および農地価格の動向

(単位:千ha, %)

	耕地面積			耕地の人為かい廃面積		耕 地 利 用 率	農地価格対 前年騰落率	
	計	田	畠	非農地転用	耕作放棄等		田	畠
元年	5,279	2,868	2,410	52.5	20.3	25.9	102.8	3.7 2.8
2	5,243	2,846	2,397	46.0	22.9	18.2	102.0	5.1 5.4
3	5,205	2,825	2,380	46.7	23.8	18.6	101.1	4.6 6.4
4	5,165	2,802	2,362	47.4	25.0	18.7	100.8	1.2 2.5
5	5,124	2,782	2,343	45.7	22.6	20.0	-	0.7 -0.7

資料: 農林水産省「耕地及び作付面積調査」、全国農業会議所「田畠売買価格等に関する調査」

- 注: 1) 耕地面積は8月1日現在。人為かい廃面積とは前年8月から当年7月までのものである。
 2) 耕地の人為かい廃のうち非農地転用とは、工業用地、道路、鉄道用地、宅地等である。
 3) 農地価格は、都市計画法に基づく市街化区域および市街化調整区域の区分を行っていない市町村の農用地区域の中田および中畠自作地の価格である。

グリーンコープの産直と

北海道農業に期待すること

生活協同組合連合会 グリーンコープ事業連合

農産部 部長 宮崎 利明

一、グリーンコープの概要

グリーンコープは、一九八八年、九州・山口の五生協(約一四万世帯)が合流して結成されました。そ

の後生協の合併等もあり、現在では、一一生協(約一六・四万世帯)、94年11月現在、事業高五三・六億円(93年度実績)となっています。生協ごとの組合員数と事業高は別表1、事業高の約九〇%を占める共同購入事業高の科田別割合は図1のようになっています。

グリーンコープは、次の「四つの共生」を基本的な考え方として活動をしています。

◎「自然と人との共生」

地球環境はすべての生き物の財産。人間も地球に生かされていります。

◎「人と人の共生」

他人の犠牲のうえに自分が成り立つのではなく、ともに支えあつて生きてい行くことを目指す。

◎「女と男の共生」

支配や従属の関係ではなく、ともに生きる関係をつくりだす。

◎「南と北の共生」

北(先進地域)の繁栄は南(途上国・地域)の犠牲のうえに成り立つている。北に住む私たちは、南から収奪して立つ暮らしを見直す」とから始める。

グリーンコープは、92年に中期

計画基本構想をまとめ、95年は、農業と福祉を最重要課題として取り組んで行くとしています。

福祉への取り組みは「四つの共生」の中の「人と人の共生」を実現し、

宮崎 利明(みやざき としあき)さん



1949年大分県生まれ。九州大学中退後、九州大学生協・九州地方大学生協連合会を経て、1987年共生社生協連合に入会。

1988年グリーンコープ連合の発足後、1989年11月より現職。

助け合う地域を再生していくことになります。

昨年八月に福祉連帯基金を設立し、今春福祉情報サービス開設に向けて準備が進められています。農業といつては「日本の食料は日本で作るべき」ということをおかげ、従来から取り組んできた産直や食料の国内自給の運動を社会的にも広げようとしています。

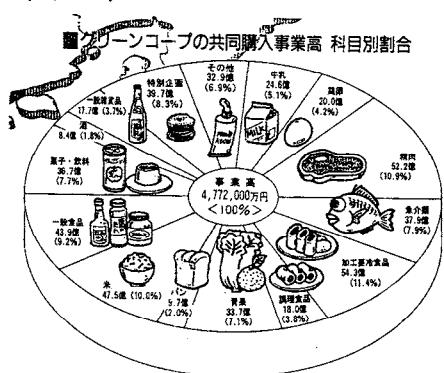
二、グリーンコープの産直

グリーンコープは「食糧は国内自給すべきであるし、可能な限り産直で」と考えてきました。理由は二つあります。

(一) 農業を評価する
・いかなる文明も農業を基礎として発生し、農業が衰亡した時文明も滅亡した。食糧生産だけではなく私達の社会は、農業を基礎に成り立っている。

一つは安全で安心できる食べもの、もう一つは栽培になつているか確認できる食べものを手に入れたいということです。もう一つは、日本の農業を守るために日本で作られるものはすべて国産で、かつできるだけ産直でということです。

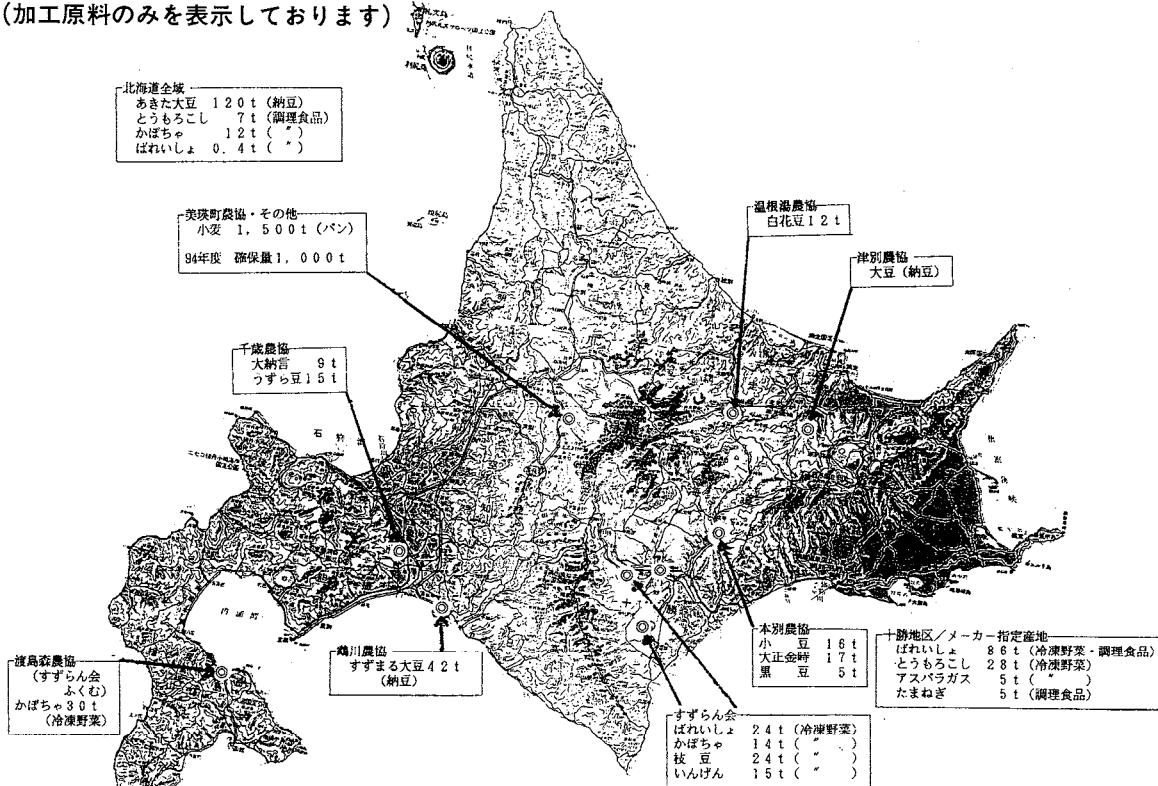
二つした取り組みの一つの到達点として、93年8月に「グリーンコープの農業政策」をまとめました。その農業政策では具体的な考え方を次のように整理しています。



1993年度(1993.4~94.3)(店舗供給・くまもと生協除く)

- ・農業は国土保全、環境保護機能を果たしている。(①水資源涵養防止 ②土砂流出防止 ③土壤破壊防止 ④土壤による浄化 ⑤保健休養 ⑥野生鳥獣保護 ⑦酸素供給、大気浄化など)。
- ・農業を正当に評価して、誇りのものにする。

(図-2)
北海道産地品目年間使用量(使用商品)
(加工原料のみを表示しております)



(二) 農業が継続できる政策をすすめる

農業、農家が継続できる政策を確立する。食糧生産と環境保全という大きな役割に見合つコストを、社会全体で保全していく考え方、農業経営が維持できる政策が必要である。グリーンコープとして産直生産者が農業を継続できるようにする。継続的に取引し、単品ではなく複数品目を扱い、一定の収入を得られるよう双方で考えていく。

(三) 食糧の国内自給の確保をはかる

60年以降、日本の食糧自給率が急速に落ちている。輸入に依存していると、気候変動があつたとき、食糧の確保ができない。食糧は基本的に国内自給すべきである。

世界的には途上国の人口増加が続き、近い将来食糧不足が予測される。生産適地の日本で食糧生産を増やしていくことが全世界

界的に見ても必要である。

業・食文化の破壊につながる。

によつて生産できる農業にしていい。

(四) 世界各地の気候・風土にあつた農業を目指す

・ 各国、各地、それに適した作付け・耕作体系がある。

・ 効率、生産性だけで農産物を見るのではなく、各国、各地の食文化と密接不可分なものとしてみる必要がある。アジアを日本の食糧基地にしようとすることは、「収奪」であると同時に、農

以前は複合農業であった。

・ 日本の農業は、高度経済成長期型農業を目指す

・ 地域（町村単位程度）全体で、畜産を含めた複合的な循環型農業を目指していく。

グリーンコープの組合員数と事業高

県名	生協名	組合員数(世帯) (94年11月現在)	事業高 <百万円> (93年度)
広島県	グリーンコープひろしま西部生協	3,661	552
山口県	グリーンコープやまぐち生協	16,000	3,289
福岡県	共生社生協北九州	13,399	2,796
	グリーンコープ生協ほくちく鞍手	26,550	5,820
	共生社生協たがわ	3,833	649
	福岡県北生協	18,143	4,088
	ふくおか東部生協	6,729	1,549
	ふくおか西部生協	18,087	4,343
岡山県	ふくおか南部生協	9,780	2,095
	ふくおか生協	26,546	5,118
	福岡県南部生協	4,543	1,299
	共生クラブ生協	5,361	1,188
	グリーンコープくるめ準備会	4,001	539
	おおむね市民生協	7,001	1,279
福岡県 計		143,973	30,763
佐賀県	グリーンコープ生協さが	4,759	924
長崎県	グリーンコープ生協ながさき	8,184	1,814
	グリーンコープ生協さが	2,714	452
	長崎県 計	10,878	2,266
大分県	グリーンコープ生協おおいた	16,056	2,743
熊本県	生協グリーンコープくまもと共生社	47,283	9,439
	くまもと生協	9,172	1,670
	熊本県 計	56,465	11,169
鹿児島県	グリーンコープ生協かごしま	12,232	1,878
グリーンコープ 合計		264,024	53,564

青果の産直

グリーンコープの青果はすべて産直取引となっています。産直とは、生産者と消費者が顔の見える関係で、お互いの信頼の上に立ち、生産者にとって農業が安定して続けられ、グリーンコープの組合員にとって安心して生産者が購入でき、共に農業を守る立場で提携することです。

具体的には、次のようなことを

もします。

①その青果物を誰が作ってこの
が明らかである。

②その青果物がどのような栽培
になつているか明らかである。

③生産者とグリーンコープ（組
合員なりび）事務局との交
流ができる。

④生産者の側からみても産直提
携が実感できる。

⑤生産者に循環型複合農業をす
る意志がある。

輸入農産物は当然取り扱いをし
ていませんが、「団つの共生」の中
の『南と北の共生』を田指すとい
うことでついにこのネグロス島
のバナナを民衆交際品として取り
扱っています。

提携している産地（グループ・
農協・個人）は約八〇カ所です。

特産品（りんご等の果樹）は農協
単位で取引している産地もあります
が、できるだけグループと取引
し、産直がお互いに実感できるよ
うにしています。

取引の価格はすべて固定価格で
あり、あらかじめ（半年以前）
決められたシーズン通し価格とな

つてます。価格は再生産を保証
することを原則に話し合いで決め
てこまわ。取引の形態はサイズや規格によ
る区分をしていませんし、大根や
人参等も泥付きのまま出荷して貰
うことになります。

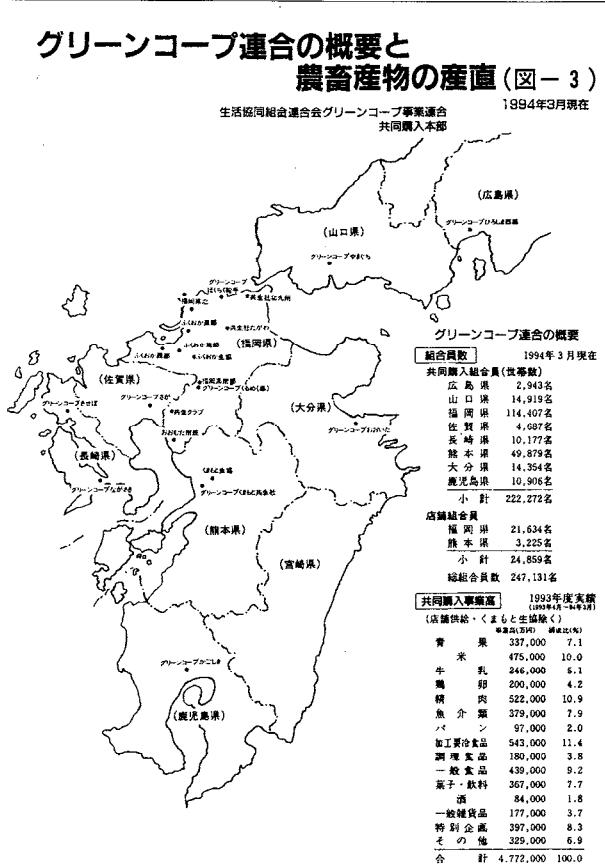
ただこのことと、一方で食生活
の実情と経済的な生産活動を行つ
てきただけのものを食べるべ
きだといふことと、一方で食生活
とどうりとから、高冷地野菜等は
取り扱つていてますが、加温ハウス
は育苗期以外は認めないとし
てください。

米は三三の産地（農協）と年間約
一五万俵の提携取引をしています。
産直の考え方は青果と同様です。
標進価格米を除いてすべて産直取
引が原則です。産直で安全な米を
食べたいという点では、消費者に
ひとつての米そのものの安全性だけ
でなく、生産者の健康を守り、自
然環境を守る生産者自身の運動と
して取り組めるように、次のように
な減農薬米の評価基準を定めてい
ます。

奨励金は、田主流通米価格とは
別に、赤とんぼAには六、〇〇〇
円／俵（60kg）、赤とんぼB／〇
〇〇円、赤とんぼC／一五〇円とな
っています。またA・B・Cの合
計数量に応じて、農協単位で、三
〇万円～八〇万円を生産奨励金と
して支払っています。

グリーンコープ連合の概要と 農畜産物の産直(図-3)

生活協同組合連合会グリーンコープ事業連合
共同購入本部



(図-4)

減農薬米の評価基準

赤とんぼA	無農薬	奨励金A
赤とんぼB	種子消毒1回、本田防除 2回まで。除草剤不使用	奨 励 金 B
赤とんぼC	種子消毒1回、本田防除 しない。除草剤1回まで	
	減農薬(種子消毒1回、除草剤1 回、本田防除3回まで)	奨励金C

赤とんぼABCについての研究会や事前のとり
きめのルールは、別途定めることとする。

畜産物の産直

畜産物のうち、牛乳・豚肉・鶏
肉は全て産直取引となつてお
り、牛肉は一部が産直で他は国産牛肉
を取り扱つています。

輸入畜産物の安全性が問題になつていますが、グリーンコーパスの畜産直畜産物は指定配合飼料もしくは内容の確認できる飼料で飼育されています。鶏卵と精肉（豚肉・鶏肉・牛肉）は生産原価を保証する固定価格で取引してこます。

加工原料

グリーンコーパス、農畜産物だけでは、農畜産物を原料としたものも極力国産で、可能であれば直産地でとづくことですすめています。

ハ」・ソーセージは直産豚肉を使用し、他の肉を使った加工品もすべて国産の肉を使用しています。パンはすべて北海道産のハルゴタを使用し、その他の小麦を使用的な製品も（スペアリティを除き）すべて国産の小麦を使用しています。豆腐や納豆の原料である大豆、冷凍野菜などは極力国産で、またジュース（みかん・トマト・パインなど）やソフトケチャップはすべて国産の原料を使用しています。これらの国産原料は徐々に生産が減少しています。確保するため

に产地を指定（特定）、生産のためにグリーンコーパスとして助成を受ける」とも申めて取り組んでいます。94年に北海道の美瑛町農協で融雪剤散布費用として100万円を贈ったのもそういうした取り組みの一環です。

11 食料の国内自給を目指して

一 北海道農業に期待します

日本の食料の自給率は、カロリーベースで四六%、穀物自給率は二九%（92年）となつており、先進国の中で自給率が減少しているのは日本だけです。また95年度からは米の輸入が開始されます。

このままでは日本の農業はもちろん、農業を基礎にした環境や農村共同体が破壊されてしまうかも。グリーンコーパスでは食料の国产自給」をかけ声だけでなく、半つたものに対するため、前述の通り供給する商品を基本的に国产で調達するといふことで、社会的な運

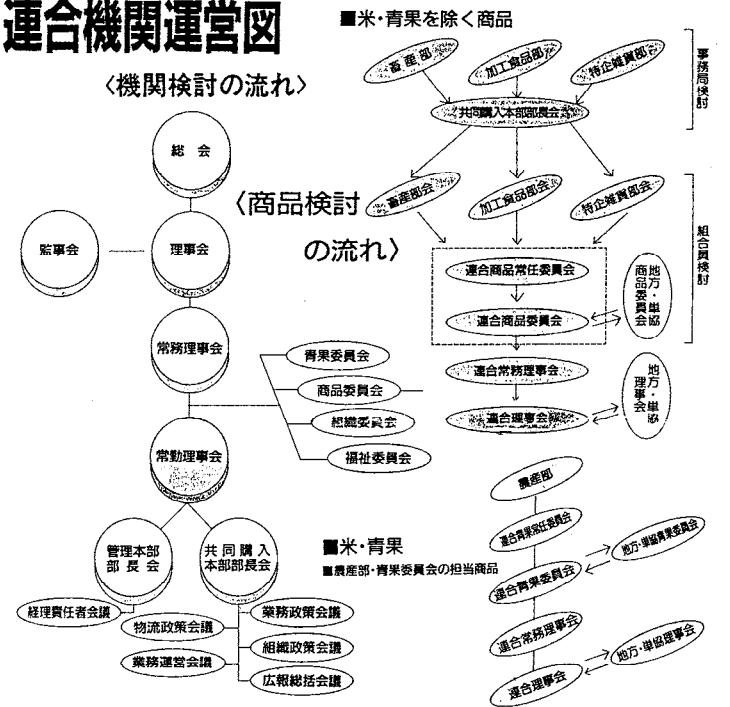
動にしていこうとしています。

また、国産どころでは、北海道のむす意味が大きくなつて行くと思われる。グリーンコーパスでも青果としてのばれいしょ、玉ねぎをはじめ、牛肉、小麦、大豆、豆類、凍菜原料などの多くは北海道産です。日本の食料自給率を高めるためには、それぞれの地域の

農業を大切していくとともに、ある程度まとまつた農産物の生産地が必要です。北海道農業は府県との競合（競争）を考えるのではなく、広大な面積を背景に特色を生かし生産物や原料等の基地として機能する」とが求められていくところです。

北海道農業の発展に期待します。

(図-5) 連合機関運営図



消費者の求める米と食管制度

「今、米を考える～冷害・ガット・食管～」から



▲シンポジウムに向けての夏休みを利用した合宿勉強会

- 1、目次
- 2、プロローグ
- 3、第一章 GATT 及び緊急輸入
- 第一節 GATT (関税及び貿易に関する一般協定)について
- 第二節 米の部分自由化までの経緯
- 第三節 一九九三年冷害と緊急輸入
- 第一章 米の流通と食管制度
- 第一節 食管制度の成立

- 1、目次
- 2、プロローグ
- 3、第一章 GATT 及び緊急輸入
- 第一節 GATT (関税及び貿易に関する一般協定)について
- 第二節 米の部分自由化までの経緯
- 第三節 一九九三年冷害と緊急輸入
- 第一章 米の流通と食管制度
- 第一節 食管制度の成立

一九九二・九四年は日本農業・農政にとって大きな節目として記憶されるであろう。九三年の米の作況指数は「七四」で戦後最悪の凶作となつた。(一月一四日には、ガット・ウルグアイ・ラウンジが政府閣議に至り、米不足や・貯金額などから、九三年につづき九四年も「米問題」がワローズアップされた。そこで、「我々岩崎ゼミナールは、九四年度大学祭シンポジウムのテーマを「今、米を考える」とし、消費者からみた農業等を探るべく夏休みを利用して

札幌大学経済学部・岩崎徹教授ゼミナールでは、94年度の研究課題として「今、米を考える～冷害・ガット・食管～」を取り上げ、夏期休暇も返上した調査・研究に挑戦した。その成果は、濃厚な研究誌にまとめあげられて94・10・8に同大学祭参加のシンポジウムで発表されました。(このことは後田「北海道新聞朝刊」、「欄リポート」ジャーナルIIにおいても、若者たちの真摯な態度を評して絶賛を浴びたところあります)。本誌では、同ゼミナールの了承を戴き全五章からなる研究誌の中から、「第四章・消費者の求める米と食管制度」の消費者アンケートの集計・分析調査研究を若干修正の上抜粋掲載し、読者に紹介をさせていただきます。研究誌本文中に挿入されている関連資料(国民一人一年当たり供給純食料)、「朝日新聞社世論調査」との対比や図表の一部は、誌幅の都合上割愛をさせて戴いております。なお、研究誌の全体構成などは次のとおりです。

- 第一章 現在の食管制度と米の流通
第二節 食管制度の問題点
第三章 生産者からの食管制度
第四章 消費者の求める米と食管制度
第五章 食糧政策のあるべき方向
第一節 消費者の食糧消費動向
第二節 生産者にとっての食管制度
第三節 消費者の求める米と食管制度～アンケート分析のまとめ
第四節 食糧政策のあるべき方向
第五節 食管制度と農政審報告
第一節 農政審報告の問題点
第二節 我々が考える食管制度
エピローグ

各地へ実態調査に赴いた。

分析により、現代の消費者を取り巻く現実を再認識し、少しでも今後の議論に新たな視野からの考察のきっかけを作る」とあります。

第一節 消費者の食糧消費動向

この節では、「高度成長」以降の日本人の食糧の消費動向を考察していく。まず「国民一人一年当たり供給純食糧」を見てみると、「米」の消費量だけが減少の一途をたどっている。また「牛乳・乳製品」の消費量は、図をみると伸び、「肉類」に関する程度の伸びをみせている。そのほかの食糧に関しては、ほとんど変わらず現在に至っている(図-1)。

次に、「米の全体需給の推移」で、「一人一年当たりの米消費量の推移」は、一九六〇年(昭和三十二年)を境に減少の一途をたどっている。これは戦後約一〇年を経過し、国民の生活に余裕が出てきたことによる。食生活の多様化が進んだことによるものであろう。

このよつて、日本人の食生活や食べ物に対する嗜好の変化が、結果として「米離れ」へとつながつていったのである。

第二節 アンケート分析

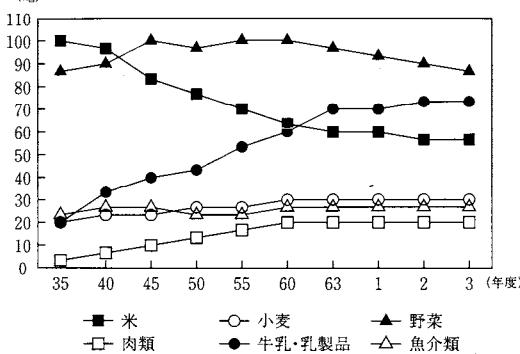
一、調査の概要

(1) 調査の目的

米は言わばと知れた日本人の主食である。しかし同時に、一つの商品としての顔を持ち、消費者が購入する「物」でもある。カツ・緊急輸入の問題点、食管制度の改廃等、消費者は米をめぐる近年の大きな動きをどう捉えているのである。

我々は、消費者の望む食管制度とは、いつたいどの様なものなのか、緊急輸入は食生活にどれほどの影響を与えたのか、そして、消費者に渡ったダイムはいったいどういったのか等の疑問を一つづつあきらかにしていくため、アンケートを実施した。本章の課題はこのアンケート

図-1 国民一人当たり供給純食糧



資料 農林統計書『農林白書付属統計表(平成4年度版)』 1993年6月

(2) 調査地の選定

調査の実施地域は、札幌市、留萌市、北竜町、雨竜町の四市町である。今回の調査の一つのポイントとして、都市と地方における傾向の違いを分析することがあった。そのため、都市の代表に札幌市を、地方の代表として地方都市型の留萌市、農村型の雨竜町、北竜町を選定した。

(3) 調査の方法

まず札幌市における調査方法だが、全市を一〇地域にわけ、一地域に一店舗づつ大型のスーパー「マーケットをピックアップし、合計100店のサンプルを目標とした(特例・大通公園)。そこで大通公園を除く九地域のスーパーマーケットに対してアポイントメントを取り日時・内容を告げた上でアンケート実施の承諾を得た。

地方では街頭アンケートと直接訪問を併用した。当初は街頭アンケート一本で行う予定だったが、予想以上の反応の悪さにその場で急遽変更し、最終的には大部分が直接訪問主体となってしまった。なお、直接訪問に関しては、一般家庭を中心に行つた。

調査選定対象の注意点として、①対象者は「ランダム」に選定し重複しない、②個人対象に行つて、一つの家庭から複数のアンケートは取らないことを挙げ、地方においては、③米作農家の家族構成員は、極力避けることとした。

また、特に都市に関しては、教養部の酒井ゼミナール(心理学)と社会福祉法人幸友福祉会(保育所)の協力を得て実施した。そして、札幌市三五六戸、留萌市五〇戸、北竜・雨竜町五〇戸の計四五六戸の回答を得ることができた。

(4) 調査内容

具体的な設問は後述するが、実施したアンケートの外観は全二問、B4サイズ一枚で、選択肢を用いた無記名形式である。設問の中心は、①輸入米への反応と取扱い、②米騒動時の心理・行動、③カツ・食管制度、稻作等への関心、の三点である。

一、消費者アンケートの集計および分析

アンケートの中では、我々の設問の不備もあり、回答者にいたる意図が伝わらず、回答に曖昧な点も多かつた。これらのことから、まえながら調査結果を見ていただきたい。

(設問1) あなたの年齢、職業、性別を教えてください。

<年齢>	10歳代八・六%	20歳代一四・一%	30歳代二七・四%
	40歳代一八・六%	50歳代一一・一%	60歳代七・五%
	70歳以上一・六%		
<職業>	主婦三〇・四%	会社員・公務員五・一%	自営業・自由業一七・四%
	無職四・七%	学生一二・一%	その他一〇・一%
<性別>	女性七一・四%	男性一八・六%	

(設問2) 一日何食ですか。そのうち米を食べるのは何食ですか。

「一日何食ですか」という設問では、三食という回答がハ・一・八%。また「一日で米は何食か」という設問には、「一食」という回答が五三・六%と圧倒的に多い。つまり、一食は米以外のものを食べておれば、日本人の食文化の多様化がみつけられる。

(設問3) 普段、米をどうかの購入しますか。

「米屋」という回答が四一・九%と四割を越してしまったが、「スーパー」「コンビニ」と答えた人が三〇・八%にも達した。このことは米は「米屋」よりも普及したといふ概念が薄れ、手軽さや値段の面からスーパー・コンビニへの移行が進んだと思われる。また地域別であると札幌市内では、米屋(三九・五%)、スーパー(二六・一%)と両者がほぼ同率であるのに対し、留萌市内では七割以上(七六%)の人が米屋で米を購入している。また、北竜・雨竜町では稻作地帯といつてもあり、五八%の人人が農家から米を手にしている。

以上の「とか」、大都市ではいろいろな店から購入し、地方都市では米屋から、そして稻作地帯では農家から直接取引といふことがわかる(図-1)。

(設問5) 今回の米騒動であなたの米の消費量に変化はありましたか。

設問中の七項目(減反政策、備蓄政策、農家の売り惜しみ、業者の買いだめ、消費者の買いだめ、マスコミの過剰報道、政府の広報不足)について、どれも軒並み関係していると答えられている。その中でも「マスコミの過剰報道」を「非常に関係ある」と答えた人が三六・八%であり、これが米騒動の原因ではないかと考える人が一番多い。回答者には、主婦が多く、テレビなどの報道番組を見る機会が多いため、マスコミの消費者に対する影響はとても大きいことがみつけられる。次に「業者の買いだめ」(二〇・六%)や「消費者の買いだめ」(一三・一%)がかなり関係あるとされている。逆に「農家の売り惜しみ」(一三・二%)が原因と考える人は意外に少なかった(図-4)。

図-2 食事回数傾向

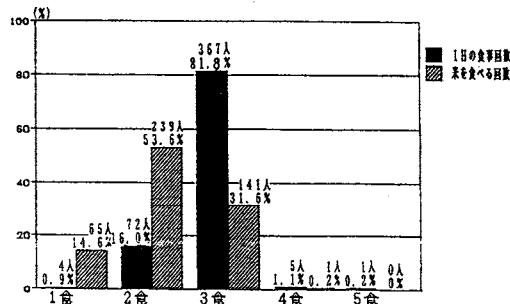


図-3 米の購入先

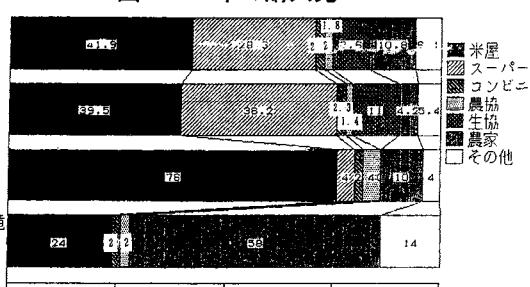
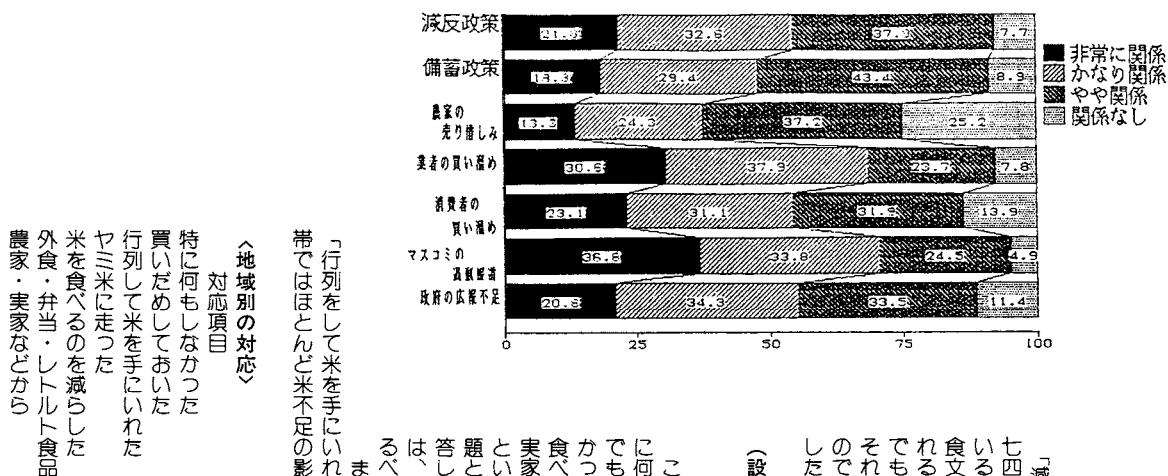


図-4 米の緊急輸入と米騒動の理由



「減った」と回答した人が三・八%いるが、七四・九%の人が「変わらない」と回答している。このことは、米騒動以前から日本人の食文化の多様化による米離れがあつたと思われる。また、「変わらない」に回答した人の中でも、実際は米の消費量が減っているのに、それに気がつかずに回答した人も含まれているのではないかだろうか。(注:「増えた」と回答した人が一・二%ある)。

(設問6) あなたは、今回の米騒動のときどう対応しましたか。

「いい」では、四九・一%と約半数の人が「特に何もしなかった」と回答している。設問5でも述べたが、「何かをした」という意識がなかったとも考えられる。しかしながら、「米を食べるのを減らした」(二二一・四%)、「農家・実家などから分けちもらつた」(一七・一%)という回答もあつた。また今回の米騒動で問題となつた「行列して米を手にいれた」と回答した人が九%あつた。この九%という数字は、多いとみるべきか、それとも少ないとみるべきか……。

また地域別でみると、北竜・雨竜田では「行列をして米を手にいれた」が〇%であった。北道の米生産地帯ではほとんど米不足の影響を受けなかつたようだ。

(設問7) 今回の米騒動の時、米の代わりによく食べたものが「おね」(回答した人は五八・七%)、「ない」(回答した人は四一・二%)、「おも」(回答した人は四六・二%)、「パン」と答えた人が二二・九%、「ねぎ」(回答した人は一四・一%)、「ラーメン」(回答した人は一・一%)、「スペゲティ」(回答した人は一・七%)、「その他の」(回答した人は一・九%)の順になつてゐる。

(設問8) あなたは、今回の米騒動のとき心配になりましたか。

「心配しなかつた」「やや心配した」を合わせると八八・一%となる。「不安ではない」とはいえないが、結局「自分の力ではどうにもならない」のか、「今、我慢すればなんとかなる」と考えていたのではないか。

地域別になると「心配しなかつた」が留萌市内では五八%、北竜・雨竜田で六二%と半数以上を占めている。それに対し幌市内では「やや心配した」が五五・一%を占める「心配しなかつた」が三一・一%といつまつた。

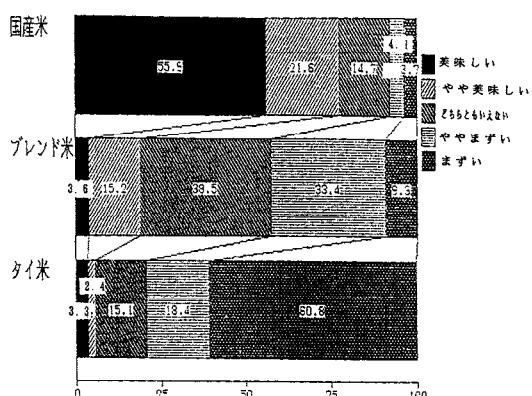
(設問9) 次にあげる米の味はどうでしたか。

内容 / 地域	全体	札幌市内	留萌市内	北竜・雨竜
心配しなかつた	三七・五	三一・一	五八・〇	六二・〇
やや心配した	五一・六	五五・二	三六・〇	三一・〇
かなり心配した	八・六	九・九	一二・〇	六・〇
非常に心配した	三・三	三・七	四・〇	〇・〇

地域別の対応									
対応項目									
特に何もしなかつた	17	5	22	3	9	14	49	・	1
買ひだめしておいた	1	3	4	3	0	3	1	1	1
行列して米を手にいれた	6	25	3	10	14	44	60	68	9
ヤミ米に走つた	9	2	7	7	1	9	9	0	0
米を食べるのを減らした	12	4	16	4	10	16	60	68	0
外食・弁当・レトルト食品	0	0	0	0	0	0	0	0	0
農家・実家などから	24	0	6	0	0	0	8	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0

国産米に関しては、「美味しい」「やや美味しい」と回答した人が七七・五%にもなつた。フレンズ米に関しては、「まあ」「ややまあ」(回答した人が回答した)。タイ米に関しては、「まあ」「ややまあ」(回答した人が回答した)。しかし、「フレンズ米に關しては」(回答した人が回答した)。タイ米は四九・六%の人が「食べていない」と回答している(図-5)。

図-5 米の味に対する評価



(設問10) タイ米を単品で貰いましたか。貰つた方は、そのタイ米をどうしましたか。

タイ米を単品で「貰つた」と回答した人は一七・九%と少なく、「ほんとう」の人が「貰わなかつた」と回答している。貰つた人の内訳をみてみると「タイ米だけ食べた」「他の米とブレンディして食べた」を合わせると一七・三%となり、

全体の約八割の人が食用とした。また、「手を付けていない」と回答した人も八・三%いた。

このことは、タイ米が国産米とセリフ販売されたあと、「国産米だけを食べた人が多いことをかがわせる。しかし驚くことに「捨ててだ」と回答した人が一・三%、人數に直すと二人もいた。

「タイ米をどうしたか?」

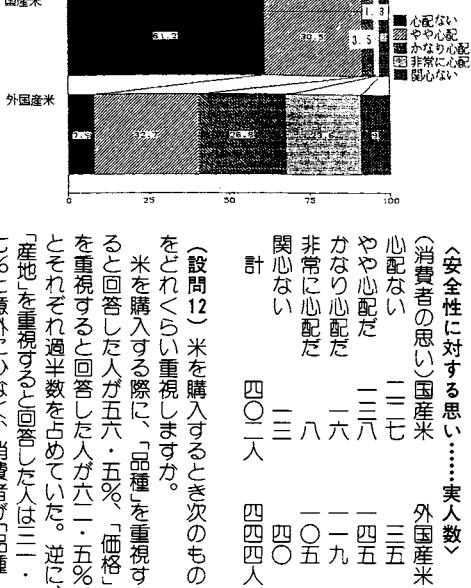
タイ米だけで食べた 四八・五%、他の米とのレバピートして食べた一八・八%、ペツトの餌ひした二%、手を付けていない八・二%、捨てる一・二%。その他九・一%

(設問11) 米の安全性についての感じ方

国産米については「心配ない」(六一・一%)と多くの人が回答した。ただ、国産米であっても「心配だ」という回答が合わせて二五・八%あつたということも見逃してはならないのである。国産米に対して農薬の危険性を感じているのだと思われる。また、米についての生産、管理面、流通過程などが消費者側には見えている部分があることから、ヤミ米が出回ったことでの不信感とも不安になる一つの要因ではないだろうか。

また、外国産米については全体の八三・一%の人が「心配だ」として安全性に疑問をもつている。やはり、ボストハーベスト問題やカビの生えた米が見つかることなどの報道が大きく影響していると考えられる(図-6)。

図-6 米の安全性についての意識対比



(設問12) 米を購入するとき次のものを感じくらい重視しますか。

米を購入する際に、「品種」を重視する回答した人が五六・五%、「価格」を重視すると回答した人が八・一・五%、それぞれ過半数を占めている。逆に「産地」を重視すると回答した人は一一・七%と意外に少ない。消費者が「品種」と「価格」を気にし、「産地」はあまりこだわっていないことが思われる。

(設問13) 米の値段は他の食糧品と比べてどうの感じますか。

基準 / 原田	品種	産地	価格
重視する	五六・五	三一・七	六一・五
あまり重視しない	三三・七	四八・三	一八・八
重視しない	一〇・八	一〇・〇	八・七

他の食糧品と比べてじうる設問のため、一律の基準が設けにくい中、「高い」と回答した人は四一%とかなり多い。逆に「安い」と回答した人は三三・一%であった。しかし、主食としての米の値段は、実際高いといえるだろうか。ただ、品種にこだわる消費者が多いため「高い」と感じるのではないかだろうか。品種にこだわらなければ、「安い」と感じる米を手に入れることができるのではないか。

「米の値段をどう思うか」

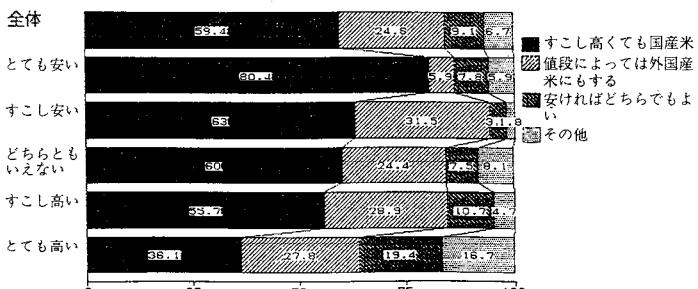
とても高い 七・九% 少し高い 三三・一%

どちらともいえない 三五・八%

少し安い 一一・九% とても安い 一一・三%

図-7 どのような米を食べていくか

(価格感と国産米志向の関連)



(設問14)

あなたは将来どのように米を食べていこうと思いますか。

(設問17) 食管制度はいかがいいですか。

「少々高いでも国産米」と回答した人が五九・四%と多數を占めている。逆に「値段によつては外国産米」「奴はねばいいでもよい」と思つている人は合わせると三三・九%にも達する。これは消費者が「少々高いでも国産米」という考え方をもつていて、「値段によつては外国産米」でもよいという割り切った考え方も増えてきているからではないだろうか。

また、設問13で米の値段が「とても安い」と答えた人の八〇・四%は、「少々高いでも国産米」と答えている。「とても高い」と答えた人で「少々高いでも国産米」の割合は三六・一%と他の出るところ少ない(図-7)。

(設問15) 普段、あなたの食事を作つてこるのは誰ですか。

(設問16) 93年12月に日本はウルグアイ・ラウンド合意を受諾し、米の部分自由化(「マ」)アクセスが決まりました。これについてどの思いですか。

「基本的に現在の食糧管理制度で良い」と回答した人が五七・九%、「米の安定供給」(五四・一%)が、それぞれ過半数を超えている。逆に、「国貿易統制」(一〇・四%)「流通規制」(一一・一%)は意外に少ない。このことは、いかに消費者が価格と供給の安定を望んでいるかの表である(図-8-1、8-2)。

(設問18) 現在の食管制度の機能を存続すべき内閣に全て〇印をつけてください。

図-8-1 食管制度のあり方について

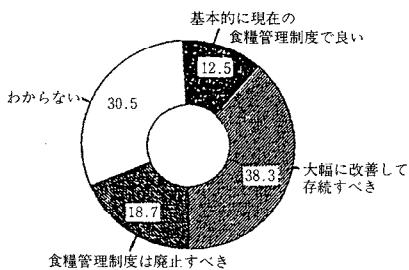
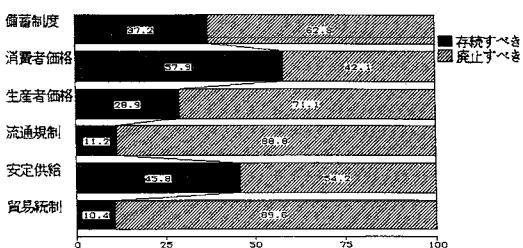
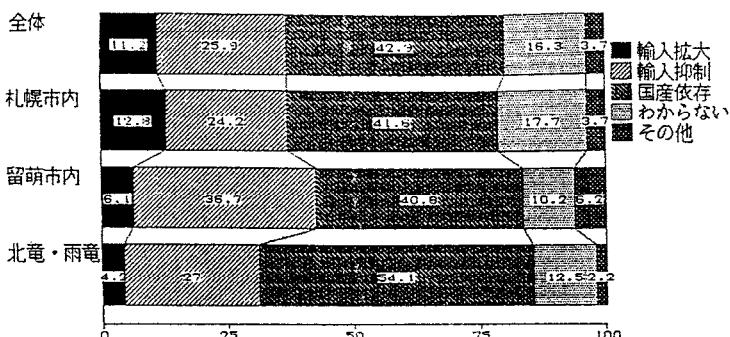


図-8-2 食管制度機能



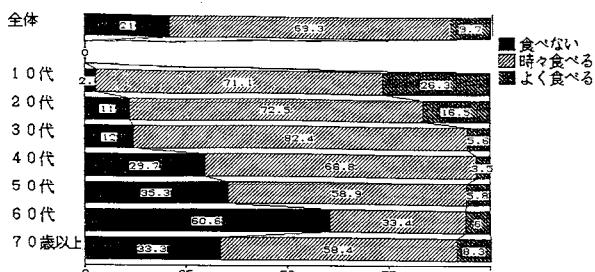
(設問16) 「賛成」という回答は一五・一%、「反対」という回答は一四・一%であった。また、「反対だがやむを得ない」と回答した人が四・四%にも及んだ。これにつづいて、「現在の日本の政治に対まるあきらめの感じ」や、「投票けられる」や「わからない」と回答した人が一九・一%になった。これにつづいて、「日本人の政治に対まる無関心さ」が、見受けられるのではないか。

図-9 農産物の輸入について



「時々食べる」が六九・二一%、「よく食べる」が九・七%であった。「時々」という範囲が曇昧になつてしまつたものの、「インスタント食品」「レトルト食品」が主食の代用またはおかずとして家庭に普及していることがわかる。また、年代別（一〇～一〇代、三〇～五〇代、六〇代以上）で比較した場合、六〇代以上以外は「時々食べる」が、それぞれ七一・一%、七二・七%で最も多く、「一番目は一〇～一〇代が「よく食べる」（一九・一%）、三〇～五〇代が「食べない」（三一・三%）といつていている。唯一、六〇代以上だけが一番目に「食べない」（五三・二%）で一番目は「時々食べる」（四〇・八%）といつている。これは世代が上がるにつれてインスタント食品などを食べなくなるという年齢階層差が明瞭に表れていくといえよう（図-10）。

図-10 インスタント・レトルト食品を食べるか



▲札幌大学岩崎ゼミナールのみなさん

（設問19）今後の農産物の輸入についてどう思っていますか。

（設問21）あなたは日本の農業全般についてどのような考え方をお持ちですか。

「輸入をやめと減らし国内産のものを増やすべき」と回答した人は四一・九%で、ここから農産物の国内自給の低さに不安感をもつている人が多いことがわかる。また、「これ以上の輸入は抑えるべき」の一五・九%を合わせると六八・八%となり、輸入抑制の考えはとても高くなる。これらの割合が高いのは、これまでの問題と合わせて考えるべく、輸入農産物の安全性に対する不安の表れといえるだろう。

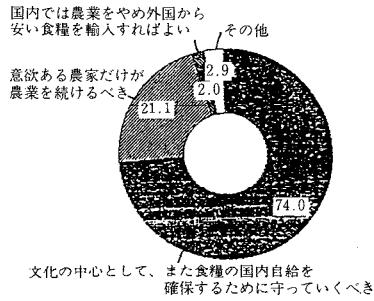
また地域別であると、札幌市内では「輸入拡大」が二一・八%であり、留萌市内は六・一%、北竜・雨竜町は四・一%であった。また「国産米に依存」で過半数を超えたのは、北竜・雨竜町（五四・一%）のみであった（図-9）。

この節では、前節で述べてきたアンケート分析を踏まえ、消費者の米に対する意識について考察していきたい。

第三節 消費者の求める米と食管制度 ＝アンケート分析のまとめ＝

九五・一%の人気が、いずれにせよ、日本の農業の存続に肯定的な意見を持っているといえる。逆に、一%の人が「国内では農業をやめ、外国から安い食糧を輸入すればよい」と回答し、その存在意義に疑問を持つているようだ（図-11）。

図-11 農業全般について



一、アンケート分析からの考察

(1) 米にも反映するブランド志向
設問12でもわかるように品種で米を選ぶ人が多い。「この銘柄はおいしいから」という人もいるだろうが、「この銘柄はおいしいと聞いたから」という人もいるのは確かである。ササ・コシ信仰が消費者に浸透している結果とみてよいだろ。

(2) 変貌する食生活

乳製品や肉類の消費量が増える一方、米の消費量は大幅に減少している。ビーフ時に「、三〇〇万t以上あつた米の需給が現在では約一、〇〇〇万tにまで減少し、また一人一年当たり消費量もビーフ時の一、八kgから六九・九kgに落ちていて。この「米離れ」の背景として、パンや麺類などが食生活に浸透し、米の代わりによく食べられるようになつたこと、レトルト・インスタント食品や外食産業の普及により、米以外のものを手軽に食べられるようになつたことがあるのではないか。また、米の購入先についても、設問3からスーパー・ヤフーなど、米屋以外から入手する数も増えている。これも手軽さの面から生じたものと考えられる。

(3) 米流通への不満
食管制度における「流通規制」の緩和を求める人が多い。これは設問12で「価格」という回答、また設問13での「高い」という回答の数にも反映している。消費者は、流通経路の多さ、またそれに関わるマージンによる価格形成に不満を持つていると思われる。

(4) 国内農業への関心

将来的にも、日本の農業をやつて行くべきとする意見が多い、このことは設問21で七四%の人が回答しているとあり、食糧の国内自給の低さと輸入農産物の安全性に不安を持っている。これからもわかるように、消費者はより安全で安定した農産物を求め、それを国内の農業に期待しているのである。

二、消費者の求める米とその実現のための食管制度

消費者は「安く、美味しい、安全」な米を

安定して手に入れたいと望んでいる。また、それを実現させるための食管制度を求めていく。「安い、美味しい、安全」な米の安定供給を実現させるためには、現在の食管制度の次の点の改善が必要となるのではないか。

- II 消費者の求める米を実現させるための食管制度改善点
- ◎ 安価で美味しい米
- ・ 流通経路（過程）の短縮化
- ・ 生産コストの縮小（地価・農機具・農業・肥料代等）

- ◎ 安全な米
- ・ 輸入農産物（米）の日本における検疫基準の強化
- ・ 生産・管理の明確化
- ・ 政府が米の国内総生産量を正確に把握する上
- ・ 現在の単年度需給均衡方式から、100万tの備蓄を目標とする新しい方式の設定

三、消費者のもつ問題点

(1) 社会への関心の薄さ

現実の生活には関心があるが、それを取り巻く社会状況には無関心な点がある。政府の政策（食管制度、減反政策、単年度需給均衡方式など）や、米の安全性などに必ずしも関心があるわけではなく。個別的、短期的な行動はしていとも、社会を制度で覆われる行動には、あまり関心がないようだと思受けられた。

(2) マスコミに影響されやすい消費者

「テレビや新聞などの「米が手に入づかぬ」」「米屋から米が消えた」といった多くの情報によって、消費者は「国産米は食べられなくなるのではないか」という不安感を持ち、「行列」「買ひだめ」などの行動を起こしたわけである。ある程度、食管制度などの知識を持ちマスコミに踊らされるようになると、今回の「平成米騒動」は最小限に抑えられたのではないだろうか。

平成米騒動の原因は「冷害」や「備蓄制度」にあつたと言われているが、間接的に「アンケート分析から「消費者や業者の問題」や「マスコミの過剰報道」も大きく影響し、それが騒動に拍車をかけたものと思われる。これを機に、国民一人一人が自身の利益にとらわれず、今、米について考えるべき時が来ているのではないだろうか。

WTO協定と新食糧法の改正をめざす運動を

食糧政策研究会 代表幹事
(前・社団法人北海道地域農業研究所長)

千葉 燃郎

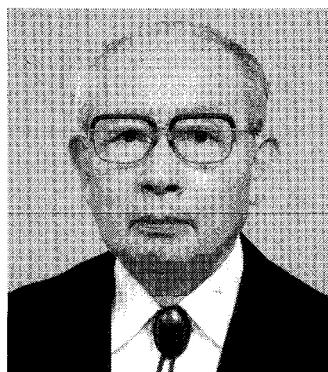
一九九五年、太平洋戦争の敗戦から五〇周年に当たるこの年、私たち日本の国民生活は、一つの大きな曲り角を曲がることになる。一九四四年二月八日、第三回臨時国会でWTO(世界貿易機構)協定とその付属文書が批准されたことから、わが国の農業と食糧をめぐる情況が大きな変化を余儀なくされるからである。それはいまでもなく農産物輸入の全面自由化であり、米だけは六年の猶予期間が設けられるものの、それも自由化への移行措置にすぎない。

食糧政策研究会の提案

私が参加している食糧政策研究会は、「」のようないくつかの食糧輸入の自由化が国民生活にもたらす危険性を訴え、そうした事態を阻止するため、昨年あいついで二つの提案を行つた。第九次提案「歴史の教訓に学び、日本の米と農業の危機を開拓するため、ガット農業合意案の国会批准阻止を国民に訴える」(一九四七年七月)第一〇次提案「ガット合意の国会批准を阻止し、国民生活と日本農業を守る食糧管理制度の再構築をめざして」(同年九月)が、それである。

提唱した。

後者では、第一部で九次提案以降にも続々と登場した各種の食糧「改革」論議に批判的検討を加えるとともに、これらに対応する私たちの食管再構築案を第二部として提示した。事態は上述の通りWTO協定等の批准によって、食糧法廃止、輸入自由化に伴う新食糧法下の生産・流通体制に移行することになるが、それが日本の農業生産と食糧供給にもたらす危険と混乱の可能性を明らかにする意味で、本誌に私たちの提示する食管再構築案を再録(後掲)し、その重要な意義を改めて強調しておきたい。



千葉 燃郎(ちば あきお)さん

1921年生まれ。北海道帝国大学農学部卒業。1943～45年太平洋戦争で兵役に服す。
1946年財団法人・農業物理研究所勤務。
1950年～82年農業総合研究所にて、流通研究室長、
北海道支所長、調査部長などを歴任。
1982年北海学園大学教授
1985～93年退官まで同大学経済学部長。
1990年2月社団法人・北海道地域農業研究所設立
に際し推されて初代研究所長に就任。
1993年退任。現住地・東京都町田市。

食糧管理本来のあり方

やうじでおお、食管制度の根幹をなす五つの柱を確認しておひい。①国による米の全量管理、②国による米流通の二元管理(流通ルート特定化)、③「重米価制」、④国家貿易制、⑤必要な管理経費一切の国庫負担(食管特別会計法)。

食糧政策研究会は、この五つの柱を根幹とする食管制度の積極的意義を認める立場から、一九七九年一一月の第一次提案以来、なし崩しにこれらの根幹を逸脱しようとする食管運営に対しても、おかれ反論してきた。第一〇次の食管再構築提案も、むろんこうした基本線に沿うものであり、大幅に崩されてしまつた食管運営の現状を根本的に是正し、制度本来のあり方を再構築すべく提案したものである。

すなわち前段一では、五つの根幹にそくした食管運営の確立に必要な米価・適正在庫・生産調整のあり方を提案するとして、これを実施するための財政負担額をも具体的に提示しており、後段IIでは、流通ルート特定の原則を中心とする米流通上の民主的規制の内容を具体的に提案しているが、その詳細は後掲の再録文書をうご覧いただきたい。

主権侵害のWTO協定

こつまでおなづく、これらの施策を実行するには、主要食糧の国家貿易制に基づく適切な国境措置の施行が不可欠の前提であり、食品安全基準の設定などを含めて、国家主権が十全に行使できる体制を確保していかなければならない。

といふが、先にも触れた通りWTO協定は、国際貿易の拡大を第一義的に優先させ、各國特有の事情に基づく対応を一方的に制限するところ、主権侵害の性格の強い機構である。それはアメリカ・EU

などの輸出大国の利害を優先させたものであり、やうじにえは多国籍大企業の利害を本位に構成された機構であるところである。先进国・開発途上国を問わず各国の農民が反対したのはもとより、国内法の制限など国民生活に重大な影響を及ぼすものとして、慎重な検討を求める声がアメリカなどでも強いのは当然である。

このよつたWTO協定を、周知の通りその内容を十分審議するしなく、新・旧連立諸党の多数が共産党など少數の反対を押し切つて批准を強行したりとは、日本農業と国民生活の今後に重大な禍根を残すことになったといわなければならぬ。しかもそれは、過去三回にわたる「米白糖留持税」の国会決議を覆し、さらに九三年七月の総選挙における諸党の公約を放棄して行われた点でも、議会制民主主義を踏みにじる重大な違反行為である。

こつした事態を生んだのは、日本の農業と国民生活よりもアメリカと多国籍化した大企業の利害を優先させ、田米安保体制と財界に奉仕することを自らの利益に結びつけた政治勢力が、今日の国会で多数を占めるに至ったからにはかならない。小選挙区制の強行も、こつした政治勢力の維持を図るためにあるのであるが、日本農業と国民生活をやうに發展させるためには、このような政治情勢の打破が必要なことは自明であろう。国民多数の意思は小選挙区制をも乗り越えて、WTO協定第一〇条に基づく内容改正を提起しうる政治勢力の形成を求めてくる。

新食糧法下の市場不安

作況指数七四という一九九三年産米の未會有の凶作は、米不足と緊急輸入の事態をまねき、市中に一定の混乱を惹き起つたが、その原因を食管制度そのものに押しつけようとした「スマリ等の議論は、本末転倒も甚だしい。私たちが指摘する通り、その原因は食管制度の根幹を崩し、根幹を逸脱した食管運営をおし進めてきた」と

にある。管理経費の国庫負担を減らすため、全量管理をやめて自主流通米主体に移行させ、減少した政府米も買入価格を大幅に下げる「重米価制」を廃した」となじが、異常気象とあいまつて米不足をまねき、ヤハリ米業者等の暗躍を許した原因であつて、その逆ではない。

それでも、あれ以上のパニックに陥らなかつたのは、由がりなりにも食管制度の機能が残つていたからであつて、実質的に野放しになる新食糧法下の生産・流通体制でののような事態になれば、ヤハリ業者はヤハリではなくて当然と活動することになり、商社などの大資本も公然と回利を貢うことができるのである。新食糧法でもいつうつ事態になれば規制を発動する「ことはなつてはいるが、規制の仕組みを一度壊してしまつてからでは、歯止めをかけることは至難のわ

めである。

一九四四年産米は一軒して大豊作になり、輸入米も加わつて米価の値下がりが続いている。今後ハマハセスの輸入量増加とともに、さらなる米価値下がりの事態も予想されるが、少量の政府米ではその買入価格の下支え機能が期待できない。情況によつては、自主流通米価格が政府米価格を下回るような事態も生じかねない。

いづれにせよ、米の部分管理や間接統制方式が、ござつていて管理機能を発揮できなくなることは、食糧政策の歴史が証明している。国民食糧の安全・安定供給の道は、私たちの提案した食管制度の再構築以外にないのである。

食管制度再構築のための提案 II 食糧政策研究会・第一〇次提案第二部を再録 II

米価・適正在庫・生産調整政策 一、水田生産力回復のための価格政策

むだに指摘したように、六〇年当たつ一六、二〇〇田といふ著しく低い水準にまで引き下げられてきた政府米価は、多くの米生産者と中山間地域の稻作を赤字にいたしました。これが水田生産力を弱体化させ、「銅板浮騰」をも引き起したのであつた。まだこの低米価とセツアになつた「重米価の否定」、すなわち米価の売買順や化が、生産調整の実効性を著しく弱め、自由米発生の最も基本的な温床をつくり出してきた。

したがつて、水田農業の生産力を回復して米の安定的な需給環境をとり戻すこと、後に述べるよな適切で実効性ある生産調整・転作を行ふこと、そして国民の団に見える米流通をとり戻し、米を投機からやるために、限界地の生産費を償う政府買入れ米価と「重米価制」の廃止がぜひととも必要である。また生産・集荷制度としての他用途利用米は廃止する。

そのような米価として、当面最低でも六〇年当たつ一〇〇〇円が必要であると考える。これは地域別で最も高い近畿の「支払利子・地代算入生産費」をきりぎりカバーする水準にしてある。したがつてその上で、稻作にも社会標準的な労働評価をもつとくの

食糧政策研究会のこれまでの提案

1, 食管制度の改善・充実に関する提案	1979. 12
2, 食管制度の改善・充実に関する第2次提案	1981. 5
3, 水田農業の危機を開拓し、米をめぐる国民の不安をなくすために —水田利用再編3期対策に向けての緊急提案—	1983. 11
4, 豊作を契機に、ゆとりある米需給と食管制度の改善・充実を —豊作の中ですむ「米」の危機克服のために—	1985. 1
	1985. 1

国民の理解を深めつつ、投下労働を平均的な労賃(製造業五人以上規
模平均)で評価した)」「〇〇〇〇円をめざす必要がある。また政府売渡価格は現行の「八、〇〇〇円」と据え置き、これによ
つて売買逆れなし「〇〇〇〇円を確保する(貢入米価)」「〇〇〇〇円の
場合曰く、〇〇〇〇円)」。いじした米価政策はまだ、国が責任をもつて需給を安定させねば
足る政府米の確保を可能とするだけでなく、農家平均受取価格(一
二・一万円前後となつて)いる現在の自主流通米産地品種のうち相当
程度を政府米に吸引する)ことによつて、消費者の「食味」・品質要求
にも十分応えた需給操作を可能とする。

二、不作にも備え、余裕ある需給管理のための適正在庫形成

すでに述べたように、財政負担削減をすべてに優先させて、部品
在庫を一切もたない「日々夕暮の「かんばん方式」を米管理に押しつけ
る単年度需給均衡方式は完全に破綻した。

われわれはこれまでの提案でその危険性を繰り返し指摘するととも
に、十分な在庫保有を始めた「ゆとりある需給計画」の樹立を提案
してきた。この考え方方に沿ひながら、近年の非常に不安定な作況や
「十分量の備蓄を」という広範な国民的要求をふまえるなり、「一〇〇
万t程度の適正在庫の保有という形で「ゆとりある需給計画」の今日
的具体化はかることが必要である。」△△△が提示する「安全在庫基
準(消費量の一八%程度)」または「かんばん方式」の米主食団が「〇%
以上の在庫を保有していることから既に「一〇〇万t=消費量比
一九%」の在庫確保は過大でないだけでなく必要な水準である。

この適正在庫を造成・維持しながら国内需要をまかなつていった
めには、少なくとも正味五〇万tの余裕米生産が必要となる(以下
へ表1へ参照)。

まさこの場合適正在庫は、過度の占米となりないよう適当な間隔
で回転させることが必要であるから、造成された後は毎年一〇〇万
tずつを入れ替えていく。その販路として五〇万tは加工用需要の
うち現行の「他用(利用米)」が供給している分(以下、「現行他用途分」
とする)にあて、残り五〇万tは飼料用として売却する)こととする。
前者は国内消費仕向量に含まれているので、正味余裕米生産量は五
〇万tとなる。

二、不作にも備え、余裕ある需給管理のための適正在庫形成

すでに述べたように、財政負担削減をすべてに優先させて、部品
在庫を一切もたない「日々夕暮の「かんばん方式」を米管理に押しつけ
る単年度需給均衡方式は完全に破綻した。

われわれはこれまでの提案でその危険性を繰り返し指摘するととも
に、十分な在庫保有を始めた「ゆとりある需給計画」の樹立を提案
してきた。この考え方方に沿ひながら、近年の非常に不安定な作況や
「十分量の備蓄を」という広範な国民的要求をふまえるなり、「一〇〇
万t程度の適正在庫の保有という形で「ゆとりある需給計画」の今日
的具体化はかることが必要である。」△△△が提示する「安全在庫基
準(消費量の一八%程度)」または「かんばん方式」の米主食団が「〇%
以上の在庫を保有していることから既に「一〇〇万t=消費量比
一九%」の在庫確保は過大でないだけでなく必要な水準である。

この適正在庫を造成・維持しながら国内需要をまかなつていった
めには、少なくとも正味五〇万tの余裕米生産が必要となる(以下
へ表1へ参照)。

まさこの場合適正在庫は、過度の占米となりないよう適当な間隔
で回転させることが必要であるから、造成された後は毎年一〇〇万
tずつを入れ替えていく。その販路として五〇万tは加工用需要の
うち現行の「他用(利用米)」が供給している分(以下、「現行他用途分」
とする)にあて、残り五〇万tは飼料用として売却する)こととする。
前者は国内消費仕向量に含まれているので、正味余裕米生産量は五
〇万tとなる。

次に、この適正在庫を造成する過程だが、必要生産量(したがつて
また生産調整規模)の短期的な変化をさけるという観点から、この
は正味余裕米五〇万tの増産を安定的に継続する方式を提起する。
この方法だと、じつみ開始(一九八五年)から毎年五〇万tずつ四
九年かけて一〇〇万tを造成することになる。また現行他用途米分
の五〇万tの供給は継続される。もちろん適正在庫の造成は短期間
に達成することができれば、生産調整規模の変化について生
産者等の合意がえられれば、期間を短縮する)とは可能である。

三、必要生産量と適切な生産調整

(一) 必要生産量の確保と生産調整の規模

必要生産総量は現在の国内消費仕向量(一・〇五〇万t)と正味余裕
米五〇万tを合わせて「一・一〇〇万tとなる(以下「表2」も参照)。
水稻作付面積をたてるための单収については、少なくとも当面は
八〇年代以来頻繁に不作が発生しているといふ今日の水稻生产力の
現実を直視しなければならない。そこで、八一年から九三年までの
一二カ年の平均单収が一〇〇当たり四七八kg、同期間のうち最大値
と最小値を除いたものが四八五kgであることから、一〇〇当たり四
八〇kgを現時点での平均的な水稻生产力水準とみなせば、必要作付
面積は「一九万haとなる。これがゆとりある需給管理のための生産
計画の基礎となる。

一方、現実に水稻作付が可能な面積が、これまで政府が生産調整
を行う際の前提としてきた「潜在在作付面積」をかなり下回つている
ことは、われわれも度々指摘してきたところである。結論的にいふと、
公表されている客観データとしては耕地面積統計による水田本地面
積(一六一萬ha)(九二年八月一日現在。九四年は未発表)に依拠すべ
きと考える。ちなみに最近、農水省が耕作の実施状況等からの推定し
た資料によつても、九二年度の理屈上の「水稻潜在在作付面積」(主食用
水稻作付面積(ブースト作付面積等実施面積)一七二万ha)のうちすでに非水
田化したものが転用、畑・果樹園への転換を含めて九万ha程度ある
とされている。

そこでゆとりある需給管理のための必要作付面積(一九万ha)と現
実的水稻作付面積(六一萬haとの差三万ha)を生産調整・転作する
ことが必要となる。必要な適正在庫を可能な限り短期間に造成する
ために当面は生産調整を行わないという方式もありうるが、その造成

5 , 食管制度の危機を開拓し、米の流通改善を図るために	1986. 6
—食管制度の改善・充実に関する第4次提案—	
6 , 食管制度と水田農業の立直し方策	1987. 1
—食管制度の改善・充実に関する第5次提案—	
7 , 米の輸入と大資本支配に道を開く食管制度解体の危機を開拓するために	1989. 7
—食管制度の改善・充実に関する第6次提案—	
8 , 米市場開放についての見解	1990. 10

後はやはり同じ課題に直面するといつてゐる(経済的に定着性が高いとみられる野菜・花卉類への転作面積以外をすべて転作に動員すると、一年間で約一七〇万haの在庫造成になる)。

したがってやはり中長期的な政策方向としては、本提案で提起している食糧管理政策の体系的充実の一環として水稻から他の作物への転作を誘導する必要がある。その面積三三三万haは、現実的な水稻作付可能水田面積を基準にすれば転作率二二%となる。また九三年度の他用途利用米を含む水稻作付面積は一二三三万haであったから、これは水稻作付面積を一六万ha程度増やすこと、すなわち実際の転作を一六万ha減らすということを意味する。すでに見たようにその背景は、(ア)江味余裕米として五〇万haの増産を行う、(イ)頻発する不作や平年单収の伸び懸念に見られる現実の水稻生産水準を当面の前提とする、(ウ)現行生産調整では転作に力が入る、それでいるがすでに水田でなくなつてしまふのをどう除いた、などといふにある。

また転作の内容としては、野菜や花卉類など経済的に定着性が高い作物が現在一四万ha程度あり、これに現状では経済的定着性が低いが総合的な食糧自給率を向上させるためにも必要な作物への転作が一八万ha程度加わるなどとなる。

(二) 米経済の健全化と総合的食糧政策の

ための手法について

(1) 生産調整の本来の課題とそのための手法について

最近の各種提議における生産調整論に共通する「選択制」への転換という主張の問題点については、すでに批判したとおりである。つまり、その底流にあるのは、基本的にはなによりも米価を引き下げるなどによつて、「コストの高い地域と生産者から順に稻作から撤退させる」という原理としての「選択的生産調整」だということである。そこで「選択」と「高生産性」の実体は、米生産が引き合わない低米価という経済的強制にほかならない。これでは水稻生産力全体をいつまつたる底流にあるのは、基本的にはなによりも米価を引き下げるなどによつて、「コストの高い地域と生産者から順に稻作から撤退させる」という原理としての「選択的生産調整」だということである。

すでに述べたように、日本の米生産力を維持・健全化して、水田農業の食糧供給力と国土・環境保全機能を充実させるためには米価を引き上げねば」といふことが必要なのである。われわれがここで秩序ある

生産調整の必要性をいつ場合の根柢の一つも、米価改訂の経済的環境を維持するところにある。

また、中山間部に代表される条件不利地域も含めた日本における水田稻作の地域普遍的必要性ということが、秩序ある生産調整が必要となるいま一つの根柢である。日本農業の過半をなす中山間地域における水田稻作が、そうした地域の活性化にとってはもちろん、国土・環境保全のために不可欠であることは多言を要しないであろう。

なお、「選択的生産調整への移行」という主張のほとんどの確

由は「一律の生産調整は大規模生産者にも減反を強いる」とによつてその意欲をそぐいとともに非効率的な地域や生産者にも稻作を継続させ、構造改善を阻害している」とこゝものである。しかしこれはきっと一面的な誇張であり、わが国水田農業の基本的課題を見誤らせるものといわねばならない。必ず目的がそうであるならば、「選択的生産調整」とはまさに生産「コストの高い地域と減反を集中」、それらを稻作から排除するものでしかあつてない。

さらに、そのようにして「コストの高い地域・生産者を排除しても残つの生産者の規模拡大余地はあるとしても限られている。高コスト地域・生産者が減少した水田は、他の生産者が規模拡大に用いる」とはできないのである。

まだ一定の比率で生産調整をした場合に、現状では大規模生産者ほど収入減少額が大きいのは確かだが、それは転作作物に経済性を持たせない転作政策(当該作物の価格政策等を含む)による根因がある。米以外の穀物や油糧種子などにおいて、国際的に異常に低い自給率にまで落ち込んだわが国の水田農業の基本的課題からしても大規模生産者も含めて水田で米さえ作つていれば限るといつてわけにはいかないのである。

(2) 米経済の健全化と総合的食糧政策のための 生産調整・転作の基本的内容

そこで米経済を健全化し、水田農業を建て直すために必要な「秩序と実効性ある生産調整」の方法は、次のよしな基本的内容を備すべきと考える。

国は水稻必要作付面積目標とそれに対応する生産調整(転作)目的面積を定め、これを都道府県でも市町村への目標配分を行つ。その

9. 米の市場開放を阻止し、国内での米流通自由化に歯止めをかけ、食管制度の民主的な
公的管理の実現に向けて

—食管制度の改善・充実に関する第7次提案—

1991. 7

10. 深刻化した米不足とさし迫った輸入自由化の危機を開拓し、いまこそ食管制度の改善・
充実によって米の安定供給と水田農業の確立を

—食管制度の改善・充実に関する第8次提案—

1993. 11

上で、「(ア)水稻、(イ)「定着性耕作」(野菜、花卉など)および畜産農家の飼料作などの耕作、(ウ)大豆、麦、流通用飼料作物など現状では経済的定着性が低いが、総合的な糧田給率改善のために必要な作物への集落など、地域のところみ等としての「田緑率向上耕作」を募り、それをふまえて稻作と耕作の目標達成に向けた調整を行つ。」(つ)した生産調整のための経済的誘因は、第一に「重米価制」であり、第二に「耕作奨励金」である。「重米価制における売買逆れやは二〇〇〇円(政府買入価格米価)二〇〇〇円の場合は四〇〇〇円、田、耕作奨励金のうち大豆、麦、飼料作などの田緑率向上耕作については一〇〇当たり平均六万円、「定着性耕作」については半額の平均三万円とする。

生産調整をして大豆、麦等に耕作した場合、その作物所得(田作の大可もあたな小麦の所得)と耕作奨励金の合計額は一〇〇当たり平均七・一万円前後となる。これは平均的な稻作所得約八万円(政府米価)二・〇〇〇〇円の場合は、一重米価の逆さや分がそれ以上に生まるので、生産調整の経済的誘因と実効性は確保できる(なお、今までの試算において、大豆、麦の生産者受取価格は現状を前提としているが、総合的な食糧自給率向上的ための体系的施策には、これらの改善が当然含まれるべきことを付言しておる)。

以上のような基本的手法と経済的裏づけをもつた生産調整を行うなり、それは今日いわれている「選択的生産調整」とは違つて、実効性を確保できると同時に、全地域的に稻作と水田農業を維持・充実することができると考えられる。またあくまで経済合理的な誘因によつて生産調整への参加を促すので、強権的ペナルティーにむづぐ「強制減収」という性格も払拭することができる。

四、水田農業立て直しのための価格政策・ ゆとりある需給管理・適切な生産調整のための財政負担

以上のようないくつかの基本的内容をもつ食糧管理政策の改善・充実のための財政負担規模の大枠について、概略的な試算をしておく。なお以下、試算は適正在庫(一〇〇万t)を造成した段階のものであり、造成過程ではこれを下回ることに留意されたい(以下、表3も参照)。

第一に米価関係について。すでに述べたように米生産力と水田農業

の立て直しのために最低六〇億円たり一萬円の政府買入価格とい重米価制が必要なのであって、そのための売買逆れやは六〇当たり二〇〇〇円となる。

米生産量一、一〇〇万tのうち農家消費量三〇〇万tを除く八〇万tを政府米・自主流通米として集荷する。最近の正常作であつた九一年度では、生産量のうち政府管理米として集荷されなかつたという意味でのいわゆる「農家消費等」は四一〇万tであり、その内訳は農家消費一二八万t、減耗および種子一七万t、特定米穀六万t、農家譲渡米一〇〇万t(無償一〇八万t、有償九万t)と推定されている。これに例にてれば、農家譲渡米一〇〇万tのうち一〇万t程度を吸収するにとどめる。

この八〇万tのうち四〇〇万tを政府米として賣り入れる。その根拠は、国が主食の米について責任をもつて需給安定化をはかるためには、流通量の半分は四〇〇万t程度は直接管理できることが必要だからである。そのことは、凶作の下で需給をとぎらだけ安定化させるために、集荷量三五〇万tの全量を事実上政府直接管理米扱いとした九三年度の経験も裏づけてくる。

このための財政負担は六〇当たり一〇〇〇〇円(一〇〇〇円のうち一〇万t程度を吸収する)となる。

第一に、この政府米四〇〇万tをいかかわるその他の管理経費。これについては近年の政府管理米実績を基礎に一当たり六万円として四〇〇万tを一四〇〇億円となる。

第二に、適正在庫の保有費用。一〇〇万tの適正在庫を維持するための費用は、基本的に保管料と金利である。これも近年の実績等を基礎に一当たり一・六万円(保管料八、〇〇〇円、金利八、〇〇〇円)として、一〇〇〇万tで二二〇億円となる。

第三に、この適正在庫を毎年一〇〇万tずつ入れ換えていくための費用、つまり一〇〇万tの売却費用である。このうち五〇万tは現行他用途米分として売却するが、売却価格は当面これまでの実績をふまえて六〇当たり一〇万tとする。しかしこ生産集荷制度としての他用途米は廃止するので、当然政府米として賣り入れたものから供給する。したがつて賣入価格一〇万tとの差一万円(一当たり一六・七万円)×五〇万tで八二〇億円となる。

また残りの五〇万tについては飼料用米として売却する。売却価格は近年の国内産飼料用米政府売却価格に準じて一当たり一・四万円とし、政府米買入価格三三・二万円との差三三〇・九万円×五〇万tで一、五五〇億円となる。両者合わせた売却費用が一三八〇億

11.歴史の教訓に学び、日本の米と農業の危機を開拓するため、ガット「農業合意」案の国会批准阻止を国民に訴える

1994. 7

—食管制度の改善。充実をめざす第9次提案—

12.ガット「合意」の国会批准を阻止し、国民生活と日本農業を守る食糧管理制度の再構築をめざして

1994. 9

—食管制度の改善・充実に関する第10次提案—

田である。

最後が転作奨励金。「定着性転作」が「〇〇当たつ平均一萬円×一四万俵で四〇〇億円、「四縦率向上転作」が「〇〇当たつ平均六萬円×一八俵で一、〇八〇億円、合わせて一、五〇〇億円となる。

以上を合計すると、約七、九二〇億円の財政負担規模となる(政府買入米価を一一、〇〇〇円とした場合、約九、六〇〇億円)。これは一見大規模な負担に見えるかも知れない。しかし主食である米を安定的に供給し、かつ国内水田農業の食糧生産力と国土・環境保全機能を中長期にわたって維持していくための、したがって、言葉の本來の意味での国民生活の持続的確保のための必要経費なのである。

ちなみに一九九一年度の米関連食管経費の実績をみると、政府米売買については順ざやであるためにマイナス二五、一億円、自主流通米奨励金一、一六九億円、政府米管理経費一、〇六八億円、他用途利用米流通助成金一八六億円、水田窓農活性化対策一、四五九億円で、合計二、六一〇億円となっている。しかしこの規模にまで財政負担をけりりつくりした結果で、日本の水田農業の機械的弱体化であり、終戦直後を除けば、戦後最悪の米不足と大量輸入だったのである。実際、臨時二行革路線が発動される直前である八〇年度前後の該当財政負担額は九、〇〇〇億円から一兆円の水準にあり、当時の一般会計予算規模に対して一%以上の割合を占めていた。

今日の予算総額からすれば、上述の二、九二〇億円は一%強(じあねん九、六〇〇億円でも一・一六〇)。

食管制度を廃止してしまえば、いつした負担は財政支出として確かになくなるかも知れないがそのかわり消費者米価へのはねかえり、米価の乱高下、不作時の再度の「米騒動」などの悪い形で国民生活に重いのしかかることになるであ

る。

米と稻作を守る米穀流通の民主的規制

一、流れる規制緩和の前提はなにか

世の中、猫も杓子もどこつてよこぼどり、規制緩和が叫ばれている。お米の領域でも、経団連、マスクリー、研究者・評論家、そして農政審議会が、ほとんど変わらない内容で、規制緩和こそが消費者の利益に沿うし、稻作の再建に役立つと主張している。そこでは一定の社会的な規制の意味や役割を、なんの問題ない、「原則

田由化」に政策を組み立てる現実に行なつてある。しかしながら、米・稻作をめぐる自由化と規制緩和が、だれにどうして利益を導くのか、どのような矛盾と結果をもたらすのかについては、少しも問われていない。それが、問題の焦点のはずである。

農政審報告は、米管理の見直しとして、次の五点をあげた。

①生産者の創意工夫が發揮されにくい、②消費者一々に対応しきれない、③流通ルートが消費者の購買行動、流通実態に対応しきれない、④不正規流通や制度に対する不信、⑤割当的な生産調整、流通規制の管理の必要性がうすぐた、などである。

ところで、これらの米管理見直しならむのを提起する前提条件をみると、まず第一にガット農業合意の受け入れがある。農政審はガットを受け入れて、日本の農業・農村は「二世紀に向けた飛躍を図り得る」といふ。

これが、まったく無責任な提起であることは、次の点を考えるだけ明瞭かであろう。五五年から、外国産米を三一、アフセント

として輸入するとなれば、日本国内の米穀市場は、少なくともそれだけ縮小されざるをえない。また米価の一般的な水準は、国際市場との共通性をもつから、低い国際価格にさや寄せされていく。しかしながら、まつたく無責任な提起であることは、次の点を考えるだけ明瞭かであろう。五五年から、外国産米を三一、アフセント

として輸入するとなれば、日本国内の米穀市場は、少なくともそれだけ縮小されざるをえない。また米価の一般的な水準は、国際市場

との共通性をもつから、低い国際価格にさや寄せされていく。しかしながら、まつたく無責任な提起であることは、日本の米・稻作農業の先さきの見通しが真つ暗だということである。こうなれば、農政審がいうように、生産者は、どうして創意工夫を發揮して農業でがんばろうとする気になれるであろうか。一方、消費者は、「平成米騒動」の体験を経てますます、安全・安心・うまい米を求め、日本のお米を食べたいと願つている。それこそが消費者一々であるのに、外国産米が混米されたり、すぐれた国产米だとやら値段が高いとなれば、どうして消費者重視となるのであろうか。

第一の前提条件に、食管制度の基本的なしくみを維持する」とではなく、食管制度のあかのさまな廃止の考え方がある。

米流通の問題として、しきりにヤミ米がとりあげられるけれど、その発生の根本原因は、なにより政府米が流通量の過半を割り、買入れと売渡しの米価が順次やになつてある。一重米価制度をきちんと守つて運用されば、不正規流通米の発生する余地がないことは、経済的にみて自明である。また消費者が米の制度に信頼を置いていないというが、消費者は最近なお米屋さんやスーパーの米売場で正真正銘のお米が手に入れば、特段に文句をいわない。だが現実には小売店の裁量が狭くなるなかで、産地、産年、銘柄、種類、混米具合など、どれひとつ、はつきりしないか、あとにもで

食糧政策研究会メンバー

石井 啓雄（駒沢大学教授）
臼井 晋（東京農業大学教授）
北出 俊昭（明治大学教授）
田代 洋一（横浜国立大学教授）
三国 英実（広島大学教授）
村田 武（金沢大学教授）

・井野 隆一（元 日本農業研究所研究員）
・河相 一成（東北大学教授 事務局長）
塩沢 照俊（拓殖大学北海道短期大学教授）
・千葉 燐郎（元 北海学園大学教授）
宮村 光重（元 日本女子大学教授）
<五十音順、印は代表幹事>

きない場合が多い。消費者が、信頼してお米を買えるようにする一つの社会的な保証が、流通を担う業者の特定という「食糧法」によるものにほかならないのである。

「アズマ」に得意顔で登場するやうな業者をそのまま認め、むしろ

かれらにとどまらず、二米田の米商品を手中におさめたいとする商社やそのダントンたちを、今後の中心的な扱い手に位置づけようとするのが、米流通の規制緩和といわれるものである。

米流通の実態が、制度と乖離しているとされるが、食糧制度の原

則的な運用をくずしてしまった実態なのであるから、その論は理屈にはならない。

以上述べた規制緩和論の前提は、農政審だけではなく、経団連をはじめ、あれこれの政策提言と共に通しておる。今日、財界や政権勢力が講じている策略の大きさを示している。

二、米穀流通に対する規制緩和

の内容と問題点

現在、政策提起されている米穀流通に対する規制緩和の主な内容と問題点を整理しておきたい。

（一）米穀の生産者販売と集荷段階

「アズマ」では、生産者による販売先の限定、および集荷業者の特定といふ制約条件をはずし、その場に新規参入を認めて、流通の扱い手の間で、もつと自由に競争させねば内容が提示されている。農政審がすすめる「販売の多様化」に当たるわけだが、経団連の提言で明示されているように、その主たるねらいは、現在はほんの九五%を占める農協の系統組織を通した販売・集荷をくずす点にある。

農協が米穀集荷の大半を担うにいたつたのは、歴史的な経緯があり、経団連のように、うみのある米商売をしたいとする商社が米穀流通過程に入り、うみのある米商売をしたいとする意図以外にはなにも見当たらない。戦前の産業組合、農会が米穀の集荷・管理を担つたために、戦争遂行国策に沿う性格が与えられたのは確かである。しかし、小生産者たる農民は、高利貸や米穀商人

を排して共同販売を行おうとしてきたのであり、とりわけ戦後の過程では、自作農民の米穀販売共同の始めを農協系統組織に記していくことは事實でもあり、資本の介入を排するという点で、歴史的に進歩的な役割を果たしてきた。それゆえ、今いいて、農協のあり方をただすことは必要であつても、農協のかわりに、あれこれの資本の参入にみちを開くことは、農民をばかりにしてしまう歴史の逆行以外のなものでもない。

また、流通規制を最小限のものにするといつて農政審は、不正規流通を解消させるためだともいう。だが、不正規流通の生産者段階における発生は、生産者が、そつちの方へ販売するにとんでもソーツが出るからである。逆にいえば、正規流通にのせればソーツが出ない。なぜなら、その理由は簡単で、流通秩序を維持する上で基本となる政府米の売買価格が順次やがてになっているからである。そうした状態のもとでは、いづら集荷段階に新規参入を認めたとしても、結

局は、増大した新規参入者による価格競争の泥沼化が招来されただけであろう。つまり、生産農民にとつては、価格の不安定、農民の共同組織である農協の解体、参入業者の優勝劣敗が落ちつゝ姿であり、資本力があつて競争に耐えられる業者が、集荷過程を一手に支配するにいたるであろう。農協が生き残れどとして、すでにその性格は、商業資本へと転化したものにほかなるまい。いうなれば、全部が自由米業者の世界であろう。

経団連の提言では、集荷業者の指定条件の緩和を求めて、登録生産者数を三〇人以下に、売渡申込み数量を五〇㌧以下にするなどを主張している。だがそうなれば、生産農民は、集荷資本による徹底した分割支配下に置かれるであろうし、その集荷業者は、集荷量が少ないだけ販売力の低下になるから、より大きな集荷業資本への従属化をもたらすにちがいない。

そこで、一番多くの利潤をあげるのはだれか、損をするのはだれか。損をする農家は、稻作放棄に向かうであろうから、地域からの農業崩壊、そして環境保全の維持低下がするむことは、火を見るより明らかとなる。

（二）米穀の卸売と小売段階

「アズマ」では、消費者の多様なニーズへの対応と選択機会の増進をねらうという内容が提示されている。この主たるねらいをみるとお米のアイテム数を増やすこと、購入の場所と機会を広げる点である。

「これは消費者の立場からするが、一つでも、じつでも、どんなお米でも手に入れるという、こだつて消費者本位に見えるかもしない。しかし、これは、たゞもんの歴史がある。

まあ、普通の消費者があれに求めているニーズとは、かなり異なるのである。毎日毎日、あれこれ違う種類のお米を食べようと考えるわけではない。買の場所も適当に買える所さえあれば、特定のお米屋さんやスーパーである限りは、不自由を感じていない。そんなところ、本当に国産米だけなのか、外米は混ざっていないなどどうか、一体、品種は、产地は、銘柄・等級のアレハビ・真偽はどうなのか、有機米・省農薬米と書いてあっても、本当のかどうか。こういった疑いを消費者は知りたいのである。だから家族の口に叩いて、いつものお米を、と米屋さんに迷々したり、信用をおおう買えないことができるかどうかが問題である。

わざわざ、米の価格について消費者は関心をもつてこない。しかし、九二年産米のような高値は困る。一〇kgまとめて四・五、〇〇〇円から一円四円を超える支店は、単品の購入として負担に感ずる。また米の値段が、他の諸物価に少なからず影響を与えていたから、米の小売価格にはしつかり行政措置を講ずるべきである。同時に、消費者会計における米穀購入の支店額が、ほかの食料品・枝豆・蕷田などと大きくならないことも知らないではない。総務省「家計調査報告書」(全国・全世帯・用途分類)によると、九二年の消費者中、一人一円あたり米穀支出額は、一円三・三・三円で、消費支出に対する一・六・六%、食糧支出に対する一・六・六%である。五一三・三円の米代は、さらに時給八〇〇円のバーム支給金で、四分間働けば稼ぎ出せる。それで体力を保つエネルギーの四分の一は得られる。これが高いから、米の卸・小売に参入を広げるのだとして論拠は成り立つま。

したがつて消費者は、小売業者に責任をしつかりもつてやり、中身の信用であるお米を、そそのの値段で買いたいわけだから、利潤追求に走る企業資本に、小売業の資格を広げてしまつたことを願わないであつ。

じつは、卸段階にしても小売段階にても、競争原理を働かせねば、つまづけられても資本のある者は、お米を抜つて利潤をめぐらす競争をしあうとなれば、はじめて優勝劣敗、弱肉強食の世界がつくられる。この熾烈なたたかいで勝ちのいるべく、米の集荷、とつ精、フレーバー、商品開拓をこしらへてゐる。これが、消費者

の本当に求めているといふのか、すつかり離れてしまつ、いま以上の米せなれをすすめ、額の見える流通とはほど遠い状態をつづらだにしているであろう。

(三) 緊急時の集荷と配給

農政審は、米の流通規制をはずして、競争原理、市場メカニズムにまかせると、危ない状況もおきぬかもしないと、一応、殊勝な気持ちをもつている。米は、その商品特性上、投機の対象になりやすいから、「緊急時」にならむか、なつた時には、確実な集荷制度や配給制度が適用でありますようにしておもたゞ、といふ内容を提示する。

けれども、おもなやんな判断をするのには、驚かされる。米の集荷と配給を確実にするのには、国家の公権力を行使しなければできない相談である。戦中そして戦直後、それが可能であったのは、戦前期からの米穀法、米穀統制法、米穀配給統制法などを経て、政府機能による直接的な全面規制の食糧管理法の体制がつくりれてきたからこそである。むろんして、長崎戦争目的の統制経済導入を良しとして述べているわけではない。食管法を廃止した競争原理の支配下で、とにかくに集荷や配給がうまくいくなどと考える」と 자체が、まったくの戯言だといつことである。

まだ、「丹成米騒動の教訓」として考えて、今さらになつた食管制度などは、いまだ肝腎な部分が、じつのかでも残つており、機能させることができたから、たゞ不評の輸入米であつたにして、国産米三三・輸入米七のいわば配給制がとうえたのである。もし食管制度なかつたが、ひとも、あんな程度でおさまるとはなかつたのである。

三、食管制度の流通規制

現行の食糧管理法は、戦後、一九五一年の積極的な改定のあと七年の小売段階の基準緩和を経て、一年の自主流通米法認の「後向き改定等によつて、その基本想定が想定にゆきつてこない」として五年「流通改善措置大綱」、六年「流通改善大綱」の通達等によつて流通規制の現実適用は、大幅に緩和されてきたといひのである。しかし、それでもまだ、とつてよからうが、食管法の本則にあ

る流通規制の規定、すなわち流通ルートの特定じよせられる条項は、基本的に生きていた。現局面は食管法の廃止が田程」のまつて居たわけなので、その流通規制の本体がおびやかされた」とになつた。食糧管理法上、米穀の集荷と販売の面でどのように規制が定められてゐるのか、あひためて見ておきたいといふ。

(集荷業者の指定)

第八条ノ一 米穀ノ集荷ノ業務(略)ヲ行ハントスル者ハ政令ノ定期ル所ニ依リ農林水産大臣ノ指定ヲ受フベシ

②前項ノ指定ハ之ヲ受ケントスル者力同項ノ業務ヲ的確ニ遂行スルモノシテ政令ノ定期ル要件ヲ具フル場合ニ生産者ヲノミノ米穀ノ適正田口渉ナル集荷ヲ確保スルコトヲ加シテ又ハ行フモノトス(販売業務の許可)

第八条ノ二 米穀ノ卸売ノ業者又ハ小売ノ業務ヲ行ハントスル者ハ政令ノ定期ル所ニ依リ都道府県知事ノ許可ヲ受フベシ

②前項ノ許可ハ之ヲ受ケントスル者力同項ノ業務ヲ的確ニ遂行スル一足ルモノトシテ政令ノ定期ル要件ヲ具フル場合ニ消費業者一对スル米穀ノ適正田口渉ナル供給ヲ確保スルコトヲ加シテ又ハ行フモノトス(米穀の割当 購入券の発給等)

第八条ノ四 (略)米穀の需給逼迫時の国民食糧確保上、米穀の割当、購入券の発給に関する規定)

これらの法文で明りかなるゆゑに、食管法は流通業者に対する指定・許可をもつてのぞみ、消費者国民をして生産者にも、責任のある業務を行へべきであることを規定している。いつたことのひとどしが、規制緩和論者の立場より、「ゆるししないのである」のか。食管法の規定を消費者の利益にかなうように運用する」といふ重要なのである。それだけに当然流通業者は社会的な責任が発生する。こうした規定をもつことが、政府が国民の主食たる米穀について責任を負う具体的な措置といつてもいいものである。

ところで、こうした指定業者もしくは許可業者が、米穀を取扱う場合、政府の米穀基本計画(食管法第1条ノ1)および米穀供給計画(同第八条にもとづいて創業しなければならない。そこで、米穀の流通全体と扱い手を命めて、食管制度における流通ルートの特定および、その根幹の一つをなすくみである。また、この流通ルートの特定は、米穀の売渡し・買入れなりむに「重米価制(第二条第四条)、

国家貿易管理(第六条、一一条)などといひ、現実の意味と役割をもつかぬ、たゞえれば政府米価が売買順次やになれば、流通規制も機能が弱まる」とになるところの相互関係になる。

せひ、流通ルートの特定は、米穀業者ひとつでは、現物の確實な集配、代金決済などを保証する機能を果たすものとなつてゐる。

四 農民と消費者にとって

の流通改善と民主的規制

農民と消費者の基本的な願いと要求は、日本の農業・農村が存続でき、現在だけではなく、将来にわたつて、安定して、安心できる良質の農産物が生産され、消費できるという点にある。これは、世論調査にも示されており、本当の意味での国益にはかならない。経済構造のあり方も、工業と農業をして商業等がバランスよく位置づけられるものでなければならない。米の流通改善も、そうした国民経済の方向性を追求する政策の一環として扱われる必要がある。したがつて、流通秩序が乱れ、消費者の諸要求が満たされない現状をただすには、米の流通に、利潤本位の競争原理を導入し、営利追求の立場の者が、勝手気ままに、稻作をし、米の集荷・販売をするなどといふ方向であつてはならない。

小生産者農民の家族農業が維持されるべきであるし、また流通における米扱いの小営業も、家族労賃が保障されて存続されなければならぬ。

それで、まず第一に、現行食糧管理法における流通特定の規定を守り、無制限自由に強大な資本が参入するのを防ぐ必要があります。これを実現するためには、国民に広く、食管制度の積極的意義を伝え、政府等の行政責任を明確にして、食管制度に対するゆえなき攻撃を許さないようとする大きな世説つゝが大切である。いま商社や大手業者などは、消費者の田をうめかす米の資本銘柄(あれこれのヤード)をつくつたし、外國産米を含めて、混米し、ほの儲けをねらつてゐる。マスク(マスク)をもつとした流通の亂れを食管制度のせいにしてゐるが、それは逆であつて、食管を無視し、必ず行為が発生する事態なのである。

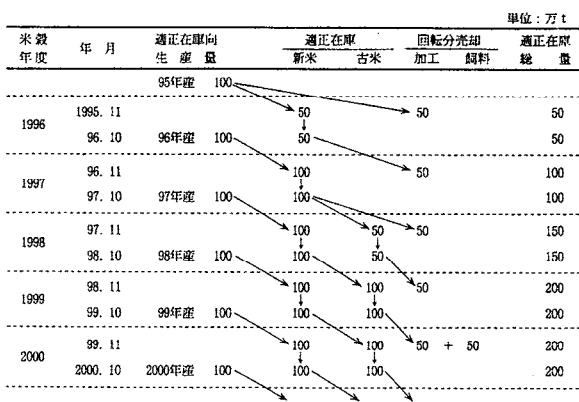
したがつて、二重米価制をつかり回復させ、政府の直接管理できる米(政府米)の集荷を、政府管理米全体の半分まで、当面四〇〇万t程度の量とする必要がある。その際に、農協、行政、技術研究機関等の協力と支援を受けて、土づくりを基本とし、農業使用を制

限した稻作による米が、流通各段階で正当に評価され、手数料等にゆえなき格差を設けずに扱われるようになる。一定の範囲内での価格差については、生産者・業者・消費者との納得で採用できる措置が必要である。

現状の自主流通米については、徐々に政府米の扱いに移行させ、その際価格メッシュ等に大きな落ちこみが生まれないようとする。むろん、自主流通米価格形成機構については、機能を制限する方향で、終息に向かわせる。

第一に、政府米についても、自主流通米についても、その集荷・販売各段階を担う流通業者は、上記の適正な価格、安心できる品質、国内産米を中心の扱いなどを条件として、社会的な信頼を受けられる存在でなければならない。

〈表1〉 正味余裕米50万t生産による適性在庫200万t造成



〈表2〉 米必要生産量と生産調整・転作

国内消費仕向量	A	1,050万t
正味余裕米生産量	B	50万t
必要生産量	C=A+B	1,100万t
10a当たり単収	D	480kg
必要作付面積	E=C/D	229万ha
作付可能水田面積	F	261万ha
生産調整面積	G=F-E	32万ha
うち定着性転作		14万ha
自給率向上転作		18万ha

生協等をふくむ流通業者が義務づけさせる必要がある。この点は、一部で現にやられており、いますぐでも可能な手だてである。

第二に、稻作生産農民とお米を食べる消費者が、できるだけよくわからあい、交流しあることが大切である。

米の「産直」を行うには、いまの食管制度が「じゃまだ」という理解から、多くの提言がなされている。だがそれは不正確な把握であつた食管制度廃止に向けた、ためにある主張といわざるをえない。たしかに、米の「産直」(表現を別にすれば)は、野菜、果実、卵、肉のようにはいかない。では、食管制度の流通ルートのなかで、消費者の諸要求がまつたく実現しないのかといえば、そんなことはない。すでに、相当多くいる生協が米取扱いですすめできただように、生協組合員が直接に稻作農民と交渉し、学習しつつ、そこでやりとりの上になりたつ米の出荷・販売と組合員への供給を行つてゐる。その際、農協や経済連とおおむね一定の手数料、リスク負担をもむ帳合機能が求められる。そこに不合理で納得できない部分、たとえば

〈表3〉 財政負担の概略試算

米価（政府米売買逆ざや）	2,000円／60kg×400万t	1,330億円（2,670億円）
政府米管理経費	60,000円／t×400万t	2,400億円
適正在庫保有費用	16,000円／t×200万t	320億円
適正在庫回転分売却費用 加工用	10,000円／60kg×50万t	830億円（1,000億円）
飼料用	30.9万円／t×50万t	1,550億円（1,710億円）
転作奨励金 定着性転作	30,000円／10a×14万ha	420億円
自給率向上転作	60,000円／10a×18万ha	1,080億円
合計		7,930億円（9,600億円）

注：()内は、政府買入米価を22,000円／60kgとした場合

〈表3(補)〉 過去の類似費目の財政負担実績

	1992年度	1980年度	1979年度
米価売買逆ざや	△ 262億円	961億円	2,627億円
自主流通米奨励金	1,169億円	1,318億円	1,523億円
政府米管理経費	1,068億円	3,195億円	2,941億円
他用途利用米流通助成金	186億円	—	—
生産調整対策費	1,459億円	3,800億円	3,195億円
合計	3,620億円	9,274億円	10,286億円

パーマジンの」ときがあれば、生産者・消費者本位にただしていなければよろしい。やつしたことだが、まさしく米の流通改善であり、民的な規制となる措置である。

しかも()のように食管制度と食管制度を尊重するのせ、青果物、畜産物と違い、米が国民の主食の位置にあり、稻作が日本農業の根幹にあるからである。お米が、不安定でどうなろうと、その時次第でどうのだとするなりば、食管制度も要らぬであらう。いやそれは困る、とするならば、また、政府には国民への責任を果たす義務があると考えるのであれば、少なくとも現行の流通ルートの特定を維持しつつ、改善を図る政策が必要となる。いやそれだけでは困る、とするならば、また、政府には国民への責任を果たす義務があると考えるのであれば、少なくとも現行の流通ルートの特定を維持しつつ、改善を図る政策が必要となる。

農協と生協は、非営利の協同組織である性格を原点としてしつかり保つことができれば、さぞぞまな取り形態を考慮しつつ、両者が透明度の高い方策を活用し、全体として食管制度を民主的に改善・強化していく方向での歩みが現実的でもあり、日本農業を守る基本方向と合致すると考えられる。

第四回、政府が行っている食管制度の運用では、片や規制緩和を片や不必要な権限集約をという矛盾があるので、それをたださねばならない。

ことし、政府の米流通規制の全国一元的な画一管理のなきに、もつと地域特性を認めさせ、地方自治の権限を十分に發揮させる措置をどうする必要がある。重要な課題は、全国視野の公的管理をふまえつつも、地域流通をいま以上に活性化させ、広域流通によつて生じている諸弊害をおさえていいくことである。

そつては、地域産米を地域住民に、といふ学校給食や病院給食にまわし、老人ホーム等社会福祉施設などに対しても、優先的に手当をすればことも重要である。

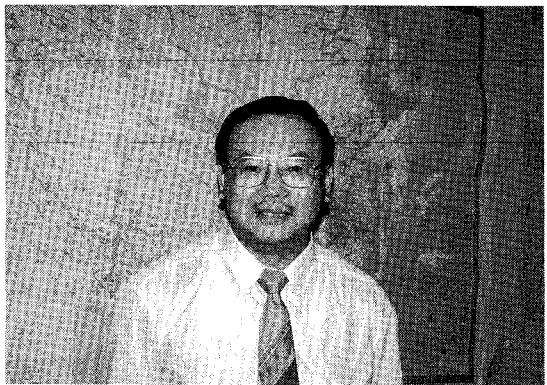
されば、食管法をあさえていくことである。

その際には、都道府県にある米穀流通適正化協議会(適化協)をたてるには、都道府県知事の意見を聽かなければならない。したがつて、この点をもつと実体のあるものとし、地域の生産と消費をベースにおいて、そのうえで全國体制を考慮すべきである。

その際には、都道府県にある米穀流通適正化協議会(適化協)を実質的な運営にあらため、構成員の強化、建議機能の発揮、情報の公開促進、住民の啓発などをすすめ、ゆくゆくは米の生産・流通・消費の全般にわたりて、地域特性にもとづく地方自治体行政の重要な機能づけられるとすべきである。

北海道の農業・農村に期待する」と

「北海道はフード・プランの中心産地」



岩崎 登（いわさき のぼる）さん

1949年岡山市生まれ。1973年岡山大学農学部農学科
卒業。

1990年コープこうべ・農産食品部課長。

1991年海外商品開発室マネージャー。

1994年から現職。

はじめに

私は生協に入所して一一年になります。この間、主に農産畑を歩いてきた店舗の農産担当約六年、地区（コープこうべは現在八地区に分かれている）での業務担任四年、農産バイヤー八年、海外商品開発室二年、商品開発部フード・プラン開発一年。従つてフード・プランの仕事は昨年の春から担当になつたばかりである。しかしバイヤー時代にフード・プランの発足準備を手伝つたこともあり関係がなかつた訳ではない。フード・プランの責任者となつて改めて感じることは、消費者（組合員）が家族の健康を考え、本当に安心・安全な食べもの求めているということであり、

この要望を生協は真剣に受けとめて取り組んでいかなければならぬことこのことである。この度の執筆では都市生活者（消費者）・生協の立場から北海道の農業・農村に期待していること述べたい。

「コープこうべはなぜ「フード・プラン」に取り組んだのか

「フード・プラン」とは一体何なのか、あわからにならない方も多いと思うので少し説明しておきたい。フード・プランとは、消費者にとって大きな関心事である「安全で安心な食べもの」の入手、確保に加えて、農業をとつまく環境汚染への反省や、生態系保全への観点から、現状の農業の仕組みを根本から見直す

直して「新しい食べものの生産のための方を求めていいの」「というものがである。このフード・プランという言葉はスウェーデンのストックホルム生協が取り組んでいたオールタナティブ・フード・アローグラム（もうひとつ食べものづくり運動）からきてる。前理事長の

高村勲氏が世界三大生協シンポジウムの席でこの報告を聞き、その運動に学び、日本でも「安心・安全な食べ物のづくりをすすめる運動」を開催しようと考えた」とこに起因している。

当時（一九八九年）生協がフード・プランに取り組む理由は三つあつたといえる。

①時代的な背景として消費志向が多様化する中で、本当に安心・

生活協同組合コープこうべ 商品開発部

フード・プラン開発課長 岩崎 登

登

安全な食べものを求める消費者層が増加してきており、一部、先進的組合員よりその取り組みを求める強烈な要望があつた」と。

②生協のベーシックバリュー（基本的価値）を見直し、今日的な生協の役割・使命をより鮮明にして、運動を開拓していく必要性があつたこと。

③日本の食糧自給率の観点から、生協運動として生産者側に対して主張し、支援である運動提起が必要であつたこと。

「フードプラン」が田指すものは何か

一九九〇年に「フードプラン・ガイドライン」を作成した。これは、生協として「いのちのような場所（安全な環境）で、このような方法で、このような品質のものをつくりつけてほしい」という要望レベルをありわしたものである。そして、五年が経過した。現在この間の実験データを基に、日本の農業をとりまく環境も含めて、より現状にそぐったものにむけたために、その見直しをねらめてくる。その中で「フ

ードプラン」が今後田指していきたい、パートの立場をあげていい安さ・安心・安全な生産物づくりを図る。

①消費者・生産者にとって、より安心・安全な生産物づくりを図る。

商品（生産物）の検査でその安全性を検査するだけではなく、生産の過程を明確にして安心・安全を最大限追求する仕組みづくりをする。

②生産から消費までの全過程において物質・エネルギーの循環をはかり、環境・生態系の保全を充分に考慮したものにしていく。

③外観的な価値（市場規格・等級）にとらわれず、生産物本来の価値を見直し、消費者にとって実質的・合理的な商品づくりをする。

④生産・供給が継続展開できる生産者団体を生協として支援し、双方の事業として成り立つものにしていく。

⑤上記①～④の取り組みを組合員の参加と協力による運動として高め発展させしていく。

今後「フードプラン」は生協の中でどんな位置づけに変わらるのか

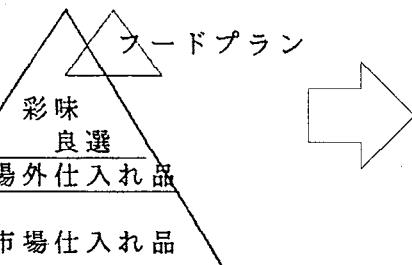
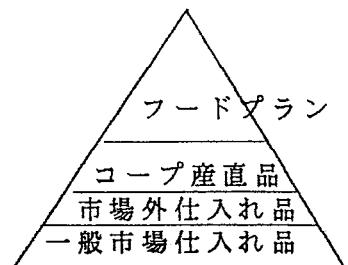
この五年間の「フードプラン」の位置づけは、生協の新しい取り組みのひとりであり、実験であった。しかし、94年度に組合員から「コープ商品のブラン」が多くてわからにくく、やつとわからやすくしてしまった。どうして生協の「フードプラン」の再編が決まり、生鮮分野の「彩味良選」ブランが廃止されたことになった。

これに伴って、「彩味良選」ブランの中の減・無・有機栽培商品を「フードプランガイドライン」に沿って整合し、「フードプラン」を生鮮分野の「安心・安全」ブランとして位置づけ、本格的に事業として展開しようとしたところとなり、現在内部で検討を進めている。

（次のイメージ図を参照）

その中心的な位置づけにかわる。今後、コープハーベストといふ「

「今後」



「現状」

「アーブラソン」=安心・安全な商品（減農薬・無農薬・有機栽培商品）として、大々的にアツピールするとの共に、組合員の運動として取り組んでいく」とになる。

以上「アーブラソン」がアーブラソンをどのような位置づけにして、拡大をはかるかと考えているかおわかりただけたと思う。そこで、その受け皿である生産者側の実状をみてみよう。

日本農業の中での北海道農業の位置づけ

「アーブラソン」の産直産地は全国に展開しているが、アーブラソンの産地も、鹿児島県・山口県・兵庫県・北海道と広がりを見せていく。しかし、日本農業をみると生産者の高齢化・後継者不足が深刻な問題となつてあり、年々日本の食糧自給率は低下してきてる。

私が産直バイヤーをしていた当時（83年～91年）からみてもますます深刻な状況になつてきてるようだと思つ。その中で、北海道は日本の中でも、北海道は

日本の食糧基地としての役割を担えるだけのもの（環境・人的資源

など）をもつてゐる。昨年九月に組合員約100名と一緒にアーブラソン産地（富良野・訓子府など）を見学し、生産者の皆さんと交流してみて、北海道農業の底力や可能性の大きさに参加した組合員全員が感嘆し・認識を新たにした次第である。また、ホクレンの皆さんに「アーブラソン」の取り組みに対して多大なる協力していただきたいことや「ワーラン農業」を目指して研究し努力されている実態を知つて関係者の方々に深く感謝した次第である。しかし、同時に今後海外からの輸入農産物が増加していくと予測される中で、厳しい競争が待つてゐることも事実である。従つて、北海道農業がそれらの競争に打ち勝つていくためには、消費者のニーズやウォンツをしっかりとつかんで農業に取り組むことが大切だと考へる。

北海道農業に期待すること

生協・組合員の立場から北海道の生産者・農業関係者の皆さんに期待することば、

（参考図） ホクレンのフードプラン取扱概要

1. 取り組み相手先・生活協同組合 コープこうべ 京都生協 みやぎ生協

2. 取扱の年次別経過（全体）

年 度	面積(ha)	数量(t)	栽培戸数(戸)
平成 3	3.0	82	9
4	7.4	249	22
5	11.5	324	28
6	27.7	773	46

3. 平成6年度・フードプラン品目別取扱実績

品 目	農 協 名	栽培類型	栽培戸数
グリーンアスパラガス	富良野、東山地区	減農薬	3
だいこん	苦前町、芽室町	無農薬	2
にんじん	富良野、東山地区	無・減農薬	10
たまねぎ	いわみざわ、訓子府町	減農薬	14
ながいも	帯広大正、東藻琴村	無・減農薬	2
ごぼう	東藻琴村	無農薬	2
キャベツ	富良野	減農薬	1
かぼちゃ	芽室町	無農薬	2
じゃがいも			
(だんしゃくいも)	芽室町・訓子府町	減農薬	11
(マチルダ)	芽室町・訓子府町	無農薬	2
(メーキン)	苦前町	無農薬	1

資料提供：ホンレン園芸部野菜果実課



▲ホクレン研究所でにんじん栽培の説明をうける



▲ホクレン農業総合研究所長沼研究農場で全体概況の説明を聴く

(参考図-2) 1993年度末の現勢

コープこうべの1994年3月31日現在の現勢は次のとおりです。

①沿革

1921年4月12日 神戸購買組合設立

1921年5月26日 濱購買組合設立

1962年4月1日 両生協合併、灘神戸生活協同組合誕生

1991年4月1日 生活協同組合コープこうべに名称変更

②組合員数

1,118,988人

③出資金

334億29百万円

④投資高

146億円

⑤総事業高

3,737億37百万円

供給高···3,562億40百万円

生産事業高···174億96百万円

⑥職員数

正職員···6,003人

(男3,775人 女2,318人)

正職員平均年齢···34歳5カ月
(男:39歳8カ月 女:25歳4カ月)
正職員平均勤続年数···13年11カ月
(男:18年8カ月 女:5年7カ月)

(正職員平均年齢・勤続年数は3月15日現在)

嘱託···209人

定時職員その他(アルバイトを除く)···7,194人

合計···13,496人

⑦事業所

本部···1

地区本部···8

但馬事務所・淡路事務所···2

店舗···152

シーア···(1)

コープデイズ···(4)

コープ···(77)

コープ分店···(7)

コープミニ···(59)

コープリビングセンター···(2)

コープホームセンター···(2)

協同購入センター···19

協同購入センター出張所(穴粟)···1

住まいのコープ(東部・中部・西部)···3

買い物のコープ(尼崎・西宮・灘・垂水・加古川)···5

コープ共済センター(住吉)···1

クリエ案内センター(甲南)···1

アニア(住吉)···1

コープふれあい便センター(夙川・堺・白浜・垂水東・こや)···4

カタログセンター···1

ギフトセンター···1

サービスセンター(東部・中部・西部・姫路)···4

配送センター(鳴尾浜)···1

物流センター(配送センター「デボ」)(西神)···1

低温物流センター(六甲アイランド)···1

集配センター(玉津・深江)···2

コープミニデボ(深江・明石)···2

食品工場(六甲アイランド)···1

⑧協同学苑(三木)···1

⑨生活文化センター(住吉)···1

⑩シーアカルチャーブラザ(住吉)···1

⑪コープセンター(宝塚・坂口・西宮北・神戸北・元町・明石・姫路)···7

⑫コープふるさと村ちくさ(千種)···1

⑬野外活動センター「エルム」いちじま(市島)···1

⑭芦屋シーサイドテニス(芦屋浜)···1

⑮商品検査センター(本山)···1

⑯福利厚生施設

グラウンド(鳴尾浜)···1

妻帯者住宅(144戸)···6

甲東荘・高丸荘・神吉荘・立花荘・武庫之莊住宅・大社荘

男子寮···3

本山寮・須磨寮・三木寮

女子寮···9

武庫之莊寮・小林寮・甲子園北寮・甲子園中寮

芦屋寮・青木寮・鶴甲寮・鈴蘭台寮・舞子寮

⑰車両台数···1,548台

⑱納骨堂(芦屋靈園)···2,002室



▲訓子府町でフードプランのたまねぎ収穫状況を視察



▲試験圃場の視察

①消費者（組合員）は本当に安心して食べられる農産物を求めているということです。栽培する上で農薬散布を一回でも減らすこと、あるいは農業散布を一回でも減らすことなどは理解できますが、たいへんなことは理解できませんが、より安全な商品を生産するために、新たな技術革新にむけて努力していただきたい。そして、北海道全体の農業運動として組織的に、かつダイナミックに取り組んでいただきたい。

（海外では、オーガニック＝有機栽培が、積極的に取り組まれている）。

②日本では北海道でしかできない、夏場の季節に多品目商品をもつと増産し、関西方面へもじどし送つてほしい。

③輸入商品との競争に勝てるような低成本・生産体制と、関西方面まで低成本・短期間輸送の確立を急いでほしい。

（今のままで、中国・台湾や韓国のはうが時間的に早く入荷することになる）。要望事項はまだあるが以上三点をお願いして締めくくつたい。

本稿を執筆いただいた岩崎義さん
が所属される「一ノ瀬」では、一月
一七日に起きた「阪神大震災」によつて、多くの組合員の尊い人命を失いました。さらに、本部施設をはじめとする事業関連施設にも甚大な被害を受けられました。

原稿執筆をお願いした際に、「電話の向こうから「フードプラン事業はさらに内容を充実させる計画を持つてありますよ」と、力強く語つておられましたが、今回の大災害によって先送りを余儀なくされるであろうとの、木幡関係者の見通しを聞きさそ残念な思いにかられ、おられるものと拝察をいたします。



社団法人北海道地域農業研究所

「阪神大震災」で犠牲になられました多くの尊い御靈のご冥福を心からお祈りし、被災地域が一日も早く復興されますようご祈念申し上げます。

規模拡大は農業所得を増大させるか —アメリカの農政の語るもの—

北海道大学 経済学部 教授 牛山 敬二

昨日、ウルグアイ・ワーコン以後の農業政策が盛んに議論されてゐる。しかしそれらはほとんどが「総額六兆百億円」とか、そのうち「公共事業費」(兆五千〇〇億円)とか、数字ばかりが先に走つて、中身は不透明なままに見える。いかおうの中身としては昨年八月農政審議会が出した「新たな国際環境」に対応した農政の展開方向がある。それは関税だけしか国境措置ができないという制約とその関税の率を漸次引き下げていくという狭い枠のなかで、むりやつて農業・農村の「構造的変革」をやつしていくかについての、苦衷に満ちた提言といえよう。

すでに一九九一年六月に発表された「新政策」で、「活力に満ちた

農業構造、力強い農業経営の実現」が目標として示されているわけであるが、そこでは「地域の合意」に基づいて「大規模」個別経営体（単一経営または複合経営）と「小規模な兼業農家」と「高齢農家」の四類型が「役割分担」によつて「農地や労働力を有効に活用し」「地域全体としての農業生産力の維持・強化を図る」とされていた。

第一は「農地流動化」を促進して大規模な農業経営体をつくりて、その農地があちこちに散在しているでは「コストの低減につながらないから、同時に「大区画圃場整備」等の基盤整備を一體的におこなう」ところである。

第二は今後の農業技術開発の方向から提起している。その細かい内容を述べる読幅はないが、第一は「農業経営基盤強化促進法」に基づいて都道府県が認定するいわゆる「認定農家」へ過去十年間の農用地流動化の実績の一~三倍

のスパートで農地の半分以上を集積し「農業経営体」の「農業基盤」を強化するように施策を集中しようとしている。

すすめて「国際化に対応する生産基盤の確立」を図ろうところの方向から提起している。その細かい内容を述べる読幅はないが、第一は「農業経営基盤強化促進法」に基づいて都道府県が認定するいわゆる「認定農家」へ過去十年間の農用地流動化の実績の一~三倍

化の加速」を図ることである。すでに何回か述べてあるように、わたくしは今までのようないふたつの「農業の「兼業化」と「老齢化」を放置してきた農業政策を「農家の安楽死政策」と名付けていふのであるが、遅ればせにも「農業經營りしき経営体」を遺そう、あるいは作出そうとする農政当局者の意図はそれなりに評価してよいところから、いつまでも「農業經營のスパート」で農地の半分以上を集め、「農業経営体」の「農業基盤」を強化するように施策を集中しようとしている。

だが新農政がめざしてこの目標にこころばん近づいてあるのはむづの北海道の農村の現実と北海道の農家の実感を踏まえて右の答申を検討してみると、その実現の可能性に深い危機をおぼえないわけにはいられない。

たゞいは、北海道の現在の最良経営とみなされている農家を訪ねて、「新しい政策にのつて、認定農家になつて、もつと経営を拡大したいと思つませんか」という質問をするが、ほとんどの農家が、「しばらく様子を眺めたい」というような、消極的な返事をするのである。かれらは戦後五〇年間父親と

一代かけて畠々と規模拡大を図つてがんばつしきた。その資産額は水田〇・〇ヘクタール規模ならず、農地で一億円、機械と施設で五千万円、住宅二千五百円程度に達するが、負債も一億円ぐらいいは残つてゐる。畑作五〇・〇ヘクタール規模ならば、農地が一・五億円、機械施設二千萬～一億円、住宅二千五百円、合計一・五～一・七億円の資産に対し、負債も五千万～一億円ぐらいいはある。酪農ならぬ経産牛六〇頭規模で、農地一億円、家畜四千五百円、施設六千五百円、合計一億円の資産に対し、負債も一億円ぐらいいは残つてゐる。これ以上新規投資を重ねても、仮に農作物価格が下がれば、メッシュはほとんどないにも残らない。見通しが立てられない今、冒険はしないといふのがおおかたの北海道農民の本音なのである。

一ドル一〇〇円といふような円高傾向のもとでは、どんなに努力したといろどり輸入農産物との価格競争に勝てるような生産性向上などはできるはずがない、追加される煩労の大きさに見合つた農業所

得の増加は得のれやめなこと、つ脱力感が支配したことのである。

アメリカ農民が一九七〇年代の未會有の好況から八〇年代の不況へとたどつた道も、北海道の農家がたどつた道と似たようなものであった。新潟大学経済学部の小沢健二教授の研究によると、アメリカの農場数は、一九六〇年前後の四〇〇万経営から七〇年前後には三〇〇万経営へ、そして九〇年前後には二〇〇万経営へ急減した。農業就業人口も同じ期間に七〇〇万人から一八九万人へ、六〇パーセントも減つてゐる。

アメリカ農業の穀作部門の経営構造をみると、この部門の扱い手は農産物販売額四万～五万ドルの中間層の比重が大きくなり、全穀作農場の三五パーセントを占めている。この中間層の標準的な経営規模（四〇〇ヘクタール）といふことは小麦作農場で一〇〇エーカー（一ドル一〇〇円といふような円高傾向のもとでは、どんなに努力したといろどり輸入農産物との価格競争に勝てるような生産性向上などはできるはずがない、追加され

（一・六〇ヘクタール）程度でそれなりの大もつ。さて、これらの四種類の農場の資産の平均額は五二万ドル（うち農地四一万ドル、農業機械装置六万ドル）である。田高の現在の為替レートで換算すると北海道の農家の資産額にいくらべそれほど多額ではないといつてよい。

これらがこれだけの規模の農場でさえ、農業粗収入は八〇年代に大きく減少し、それにつれて純農業所得も急激に低下してしまつたのである。農業粗収入から農業経常費用を差し引いたものを純農業所得とし、この農業所得の粗収入に対する割合を農業所得率といふと、農業所得率は小麦作のはあい一九七九年～八年の平均三六・五パーセントから八五年～七年平均では二・三パーセントへ、九〇～九年平均では一〇・一パーセントへ落ち込んでゐる。これほど純農業所得が低くなつても農業経営が継続されている理由は「その他所得」があるからである。八八年センサスの特別調査によると、「その他所得」のうち懸案をじちおり決着させたアメリカは国内向け農業政策を大きく変えつゝある。それは八五年農業法に始まり、九〇年農業法で明確

になつてゐた。農業にかかわる環境対策・資源保全政策の登場である。たゞえは農地を保全する目的で長期(一〇～十五年)に休耕することを条件に補助金を交付すべく「土壤保全保留計画」の対象面積として九五年までに四〇〇〇万～四五〇〇万エーカーを組み入れる計画を打ち出している。「農業用水の水質保全計画」は、水源地や農業によって水質が汚染される危険度が高い土地一〇〇〇万エーカーを対象に、水質改善に資する農業経営をおこなうものに年間三五〇〇ドルを支給するというものである。「農地保全計画」に参加する地権者には五～一〇年にわたつて補助金が交付される。その他の「低投入持続型農業」の奨励・普及なども考慮されようになつてきている。

だがこの新しい潮流が大きくなれば、やがては従来の農業生産の効率性重視の政策と衝突することにならざるをえないだらう。両者は基本的に対立するからである。

わが国の農業政策は、このよくなアメリカの試行錯誤に学びながら、農家の犠牲のしわ寄せをしないようにしなければならないだらう。

牛山 敬二(うしやま けいじ)さん

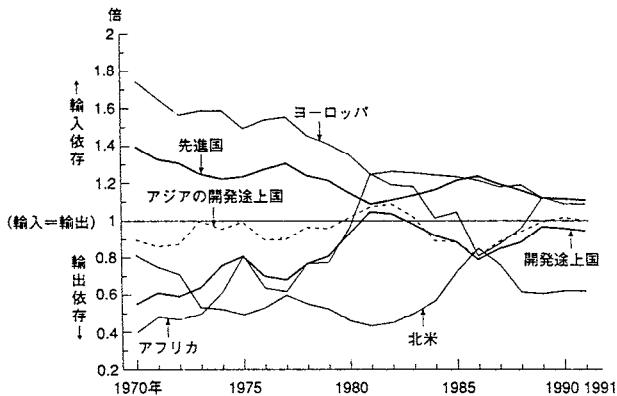
1933年長野県生まれ。農林省農業総合研究所を経て1980年北海道大学教授。経済学博士。北海道地域農業研究所理事、北海道農業研究会会長。専門・日本農業論。

主著、「農民層分解の構造—戦前期ー」「経済構造調整下の北海道農業」(七戸長生と共編著)「ポーランドの農業と農民」(吉野悦雄・坂下明彦・松井泰明・山村理人と共に著)など。



〈参考資料「平成5年度農業白書」から転載〉

農産物の輸入額・輸出額比率の推移



(参考)

	1970年	1975	1980	1985	1991
日本の農産物の輸入額・輸出額比率 (倍)	12.3	30.7	19.4	22.3	27.5
日本の総輸入額に占める農産物の割合 (%)	21.9	19.3	12.5	12.8	12.3

世界の総輸入額に占める農産物の割合 (%) 17.6 15.3 12.5 11.5 9.5

資料：FAO "Trade Yearbook"

注：1) 農産物の輸入額・輸出額比率とは輸入額を輸出額で除した数値であり、同額の場合は、1になる。

2) 輸入額はCIFベース、輸出額はFOBベースの値である。

牛山敬二さんには、本誌第13号から四回づつけて「ときの話題」の執筆を担当していただきました。文字通り激変を繰り返した。この間の農業とそれを取り巻く内

外の社会情勢を、じつに的確に捉えて優しい文章でわかりやすく解説していただきました。誠にありがとうございました。

とも編集を担当する立場からは大変ありがとうございました。誌面を借りて厚くお礼を申し上げます。

(編集部)

スイカ、メロンの連作障害 に対するネギの混植効果



成田 保三郎 (なりた やすさぶろう)さん

1942年北見市生まれ。1966年新潟大学農学部卒業。同年北海道立北見農業試験場勤務。
1980年中央農業試験場、1986年北海道原子力環境センター農業研究科長を経て、1992年から現職。農学博士。

北海道立中央農業試験場
環境化学部 土壌資源科長

成田 保三郎

は
じ
め
に

土壤中には多種多様の微生物が生息していて、様々な働きをしている。土壤微生物は有機物が施用されると、それを餌として分解するために活発な働きをする。また、作物が栽培されると、その作物の根の影響で根圈微生物は著しい増殖をみせる。一方、畑状態で作物を連作栽培すると、その作物の生きた根を餌として増殖する土壤病害菌が、年々密度を高めるため連作障害となつて表れる。したがつて、連作障害の対策として耕種的方法のひとつに冒頭述べた有機物を多量に施用し、それを餌として増殖する微生物によつて土壤病害菌の影響を少なくする方法、また、根圈に病害菌に抗菌力をもつて微生物を繁殖させること、すなわち、こゝでは根圈で抗菌微生物が増殖するネギを混植する」とによつて土壤病害を無くする方法について述べる。その前に理解を深めるため、土壤微生物の土壤中での生息数や一般的な作用など、その生態について触れるところとする。

一、土壤微生物の大きな働き

土壤中に生息する微生物の数は第1表に示したとおり、北海道の農耕地で行った調査によると、土壤一グラム当たり $10^7 \sim 10^8$ 個、すなわち千万から億単位の多くの菌が存在していて、通常は耐久性のある胞子として生存している。土壤微生物の大きな働きの一つとして収穫後の畑に残つた作物残渣や根、あるいは施用した有機物を好気性、嫌気性の各種微生物が胞子から活性化し分解する。窒素化合物はアンモニア化成菌によつてアンモニアイオンとなり、さらに硝酸化成菌によつて硝酸イオンとなつて、作物により吸収利用される。土壤中では土壤微生物によつて抗生素質や生理活性物質が生産され、微生物相互の共生作用や寄生作用が行われている。この他にも微生物の増殖を抑制する静菌作用や菌の細胞壁がほかの微生物によつて

分解され、溶かされる溶菌作用なども行われてい。したがつて、これらの各種作用が入り乱れて土壤中では微生物のバランスが保たれていることになる。

土壤微生物の生息数は年間を通してみると春と秋に多く、夏はやや少なく推移するが、これは、分解される有機物の量と関係している。土壤を耕起したり碎土すると未分解の有機物が露出され、酸素の供給と相まって微生物数も増えるし、また晴天や降雨などによる土壤の乾湿の変化によつても微生物数は増減する。また、一般的な施肥によつても土壤微生物は増加する。しかし、「これら耕起や施肥または気象の変化による程度の土壤微生物の変化が、本項で述べようとする土壤微生物を活用し、土壤病害を抑制することにはなりない。土壤微生物を活用するためには、第一に、多量の有機物を施用し、微生物の著しい増殖を促し、それにより土壤病害を抑制しよ

第1表 農耕地における微生物数

微生物	数(1グラム当たり)
好気性細菌	59,200,000
嫌気性細菌	2,790,000
放射菌	4,940,000
糸状菌	323,000

(吉田、坂井、1962)

第2表 根から分泌される有機物の成分

炭水化物	グルコース、クラクトース、ショ糖、キシロース、マルトース、ラムノース、ラムノース、アラビノース、ラフィノース、オリゴ糖
アミノ酸	ロイシン、イソロイシン、バリン、 α -アミノ酸、グルタミン、 α -アラニン、アスパラギン、セリン、グルタミン酸、アスパラギン酸、シスチン、システィン、グリシン、フェニルアラニン、スレオニン、チロシン、リジン、プロリン、メチオニン、トリプトファン、ホモセリン、 β -アラニン、アルギニン
有機物	クエン酸、リンゴ酸、酢酸、プロピオン酸、脂肪酸、吉草酸、コハク酸、フマル酸、グリコール酸、酒石酸、ジュウ酸
酵素活性	ホスファターゼ、インペルターゼ、アミラーゼ、プロテアーゼ、ポリガラクチュロナーゼ
その他成長促進または抑制物質	ビオチン、チアミン、パンテン酸、ナイアシン、コリン、イノシトール、ビリドキシン、 ρ -アミノ安息香酸、 γ -メチルニコチン酸 その他糞尿、細菌及び線虫の生育を促進または抑制する未同定物質多数

(ロビラ 1965)

うとする方法が考えられる。

第一に作物を栽培すると、その作物の根面や根圏で根から分泌される糖、アミノ酸、ペクタリン、ホルモンなどが分泌されるがそれを餌とする微生物が著しく増殖し、増殖した微生物によつて土壤病害を抑制しようとする方法がある。これについて以下に述べることにする。

二、有機物施用による連作障害の抑制

畑に有機物を施用すると、それを餌にして微生物は著しく増加する。施用した有機物の構成成分量の変化と菌数の増減を第1図に示したが、有機物を施用すると、それを分解する過程でいろいろな微生物が繁殖する。まず最初に最も分解を受け易いデン粉や糖が細菌や糸状菌によつて分解を受ける。つぎにセルロース類がセルロース分解菌によつて分解され、最後に最も分解を受けにくいうれグリーンなどがあらゆる種の糸状菌(きのこの仲間)によつて分解される。

このように有機物は何種類もの微生物によつて分解される。有機物施用によつて微生物数は第2図に示す通り、多い時には、細菌で 10^{11} 個、糸状菌で 10^6 個、放線菌で 10^7 個になる。

したがつて、こうした微生物相の変化を招くことで連作障害、すなわち、その主原因である土壤病害の抑制を狙つた試験例があり、それらをまとめた成績によると、有機物の種類によつて土壤病害を軽減するものと逆に助長するものがあり、例えば鶏糞と豚糞の施用はキウツツの割病を軽減するが、ダイコノ萎黄病の発生を助長するなどである。

したがつて、有機物施用の土壤病害に対する抑制効果は病害」といっての有機物に抑制効果があるか否かを検討してみる必要がある。スイカ、メロンの連作による土壤病害に対する有機物施用の効果については、可能性のある有機物について試験を実施しその効果を判定しなければならない。

以上、有機物施用による土壤病害の軽減について述べたが、この点についてより詳しく、次にネギとの混植について述べる。

三、ネギとの混植による連作障害の抑制

根の近傍で土壤微生物が著しく増殖するといふことは土壤病害との関わりについて述べる。作物の生育中、ときに伸長中の根から土壤中にいろいろな物質が分泌され、それが土壤中に生息する微生物の繁殖を促し、微生物相を変えることになり、その影響として他の作物の根に及ぼす影響は多大である。第2表は植物の根からの浸出液の成分を調べた結果である。

これによると、根からは各種の炭水化物、アミノ酸、有機酸、酸素、成長促進、または抑制物質が分泌されるほか、糸状菌、細菌、および線虫の生育を促進または抑制する未同定物質などが多数分泌される。これらは必ずも低分子の化合物であつて、根の近傍、すなわち根圈で生息している微生物の繁殖を促すことになる。

その菌数がどの程度増えるかを調べた代表例を第3表に示した。それによると、根圈およびそれをとり巻く土壤中の細菌と放線菌は作物によつて差異はあるものの非根圈土壤に比べ、たとえば植物移植後一六日目でみると、エンバコ

クで七・七倍、アルファルニアで約五〇倍の多さに至つてゐる。これらの差は作物の違いによつて根が多い少ないか、また作物の根による分泌物の成分と量の違いによるものと考えられる。

いずれにせよ根からの分泌物で増殖した微生物は作物の生長を促進する有益な物質を分泌したり、また、他の微生物、たとえば土壤病害菌の増殖を抑制する抗菌物質を分泌したりする。

したがつて当然、異種作物を混植するといつて、混植する作物の根に増える菌が土壤病害菌に抗菌力をを持つ場合、病害の軽減を期待できる。いじで述べるネギとの混植は、ネギの根の近傍で著しく増殖する微生物の抗菌作用を利用して、土壤病害を抑制しようとする試みである。

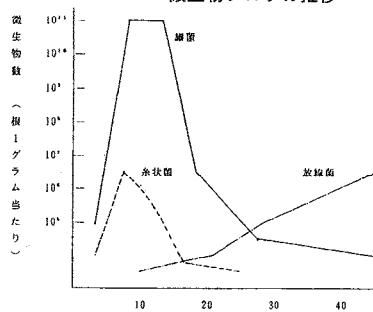
栃木県は昔からユウガオの大産地であつて、その多くは連作ないしはそれに近い短期輪作で栽培されている。それにもかかわらずウリ類の代表的な土壤病害であるツル割病が発生しないため、その原因を栃木県農業試験場の木嶋利男研究員が検討した結果、ユウガオ畑には苗からの伝承技術としてネギが植えられており、ネギの根とその近傍で、つる割病菌に抗菌力を持つシコウチナス・グラジオリ

第3表 根圈およびこれをとり巻く土壤中の細菌と放線菌数

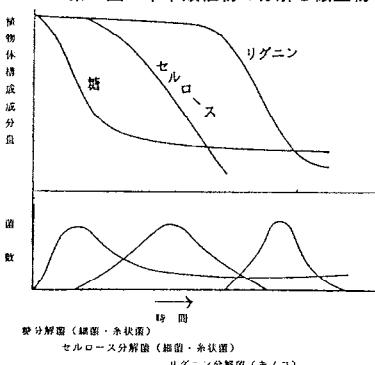
植物移植後の日数	根 圈 土 壤				非根圈土
	コムギ	エンバコ	アルファルニア	エンドウ	
3日	250	245	255	460	30
6	1,100	240	760	500	30
10	300	244	1,200	750	40
16	510	270	1,760	900	35

(チモニン 1940)

第1図 植物遺体の分解における微生物フローラの推移



第2図 草本類植物の分解と微生物



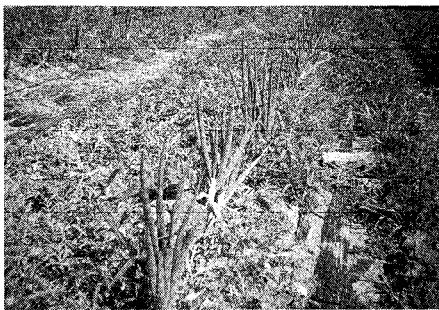
菌が繁殖するため同作物の根を交錯させることが抗菌作用が起り、つる割病が発生しないことをついた。同研究員はネギとの混植の効果は、コウガオのつる割病以外でも認められ、トマトの根腐萎ちよう病、イチゴの萎黄病、キュウリの萎黄病、コノニヤクの根腐病など、様々な野菜の土壤障害に効果のあることを明らかにした。

また、同氏はネギとの混植をせずに抗菌性の微生物のみを土壤へ施用しても、その効果は安定しないとしているが、このことは十着あることは接種した微生物を活用する場合、その菌の生育によるさわしい栄養分を必要があることを物語つておらず、ネギとの混植の際の栄養分とは、ネギの根から分泌される低分子の有機物のことである。

さて、ここで話をつづくよスイカ、メロンの連作障害に対するネギとの混植による抑制効果に移ることにする。道内における平成二年度のスイカの作付面積は共和町を中心約七〇〇㌶、メロンの作付面積は夕張市とそれに次ぐ共和町を大産地として約一一千〇〇㌶である。



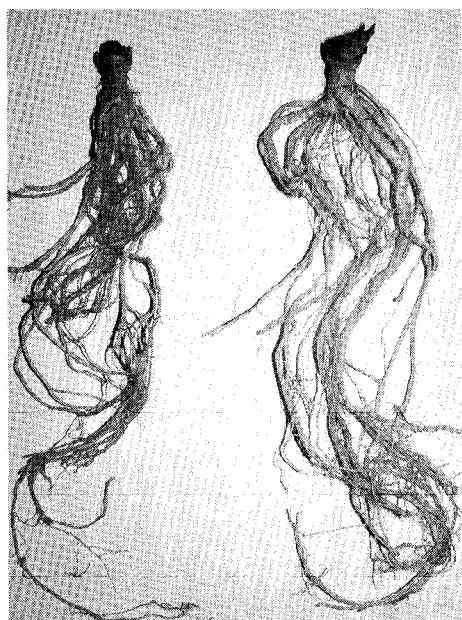
▲写真1　鉢上げの時にネギを混植する



▲写真2　スイカとネギとの混植

スイカ、メロンの連作栽培による生産性阻害要因を明らかにする必要があり、その実態調査を行つた結果、根の褐変症が養分吸収を阻害し、地上部の生育を抑制していることが判明した。根の褐変症からのフザシウム・オキシスピラル菌が分離されたこと、およびその接種試験の結果から、スイカ、メロンの連作障害の主原因是本菌による土壤病害であると推定された。

そこで、前述の栃木県におけるコウガオとネギとの混植栽培を参考にして北海道でコウガオと同じ科のスイカ、メロンにネギとの混植栽培を導入し、連作障害を解消できるか否かの試験を実施した。具体的方法は、写真1に示したように播種後六〇日以上経過した大きなネギの苗を本圃へ定植する一週間から一〇日前の鉢へ混植し、完全に活着させる。その後の試験によるとネギの苗はスイカ、メロンの鉢上げの時に混植した方が根の伸長が良く、本圃での混植効果も高いことが明らかになった。



▲写真3　スイカの根の無処理と混植の違い

べ、ツル長、最大葉長、葉数、地上部の茎葉乾物重および一果重など調査項目のすべてにおいて優っていた。根の褐変程度を示した第6表をみると混植は無処理に比べ生育初期からの褐変症は軽く、その差はスイカでは生育が進むにつれて大きくなり、写真2に示したとおりネギとの混植で健全になっている。

これはおそらくネギの根から分泌される有機物が土壤微生物中の、つる割病菌に対する抗菌力をもつ微生物を増殖させ病害を軽減したためと考えられる。第7、8表にスイカ、メロン両作物の養分含有率、吸収量を示したが、スイカでは各種養分とも含有率、吸収量の両者でネギとの混植によって無処理より高め、メロンでは窒素、カルシウム、マグネシウムの含有率で混植が無処理より低かつた。

これらの分析結果はネギとの混植でスイカ、メロンの根の褐変症が軽くなり、そのため養分吸収が高まる、こと、およびネギ自身による養分吸収もあることと示しておつゝ、混植と合わせて追肥の配慮が必要と思われる。いすれにせよスイカ、メロンの連作による生産性の低下として指摘された、「ザンク・オキシスボラ」菌による根の褐変症が

第4表 混植スイカの生育・収量

処理	ツル長 (cm)	最大葉長 (7月27日, cm)	地上部茎葉乾物重 (g/2株)	平均1果重 (kg)			
	6月25日	7月27日	たて 横	7月2日	8月18日	(kg)	
無処理	214	271	20.1	20.6	256	875	6.8
混植	222	388	21.5	22.6	316	905	7.2

第5表 混植メロンの生育

処理	ツル長 (cm)	葉数	地上部茎葉乾物重 (g/2株)	平均1果重 (kg)	糖度	
	6月25日	7月27日	6月25日 (7月2日, g/2株)	(kg)		
無処理	146.9	279.5	21.6	110	1.28	14.8
混植	146.9	282.0	22.9	118	1.32	15.0

第6表 混植スイカ、メロンの根の褐変症の程度

処理	スイカ		メロン
	7月2日	8月17日	7月2日
無処理	0.5	2.4	0.3
混植	0.2	1.0	0.1

* 0 (健全) ~ 5 (枯死)

一般にツル性の作物の根はつる先まで伸長すると言われている。一方、写真でみられるように一年ネギの根の伸張はスイカやメロンのつる先では期待できないため、つる先と株元の中間にネギを混植することなどが考えられ、現実に実施して成果をあげている生産者もいる。以上の結果からスイカ、メロンに対するネギの混植はネギの根から分泌されるネギに特有の有機物である糖、アミノ酸、ピタミン、ホルモンなどを栄養とする土壤微生物、すなわち、スイカ、メロンのつる割病菌である「ザンク・オキシスボラ」菌に抗菌作用をもつ微生物が根面とその近傍で増殖し、同じ根園域にあるスイカ、メロンの根の病害を防ぐためスイカ、メロンは健全に育つと考えられた。

4に示した。

一方、写真でみられるように一年ネギの根の伸張はスイカやメロンのつる先では期待できないため、つる先と株元の中間にネギを混植することなどが考えられ、現実に実施して成果をあげている生産者もいる。以上の結果からスイカ、メロンに対するネギの混植はネギの根から養分吸収を阻害し、地上部の生育を悪化させ、強いては収量、品質の低下に至らしめているところの実態はネギとの混植でおおむね解消されたと考えられる。スイカおよびメロンとネギとの混植状況を写真3、

第7表 混植スイカの養分含有率、及び吸収量(7月2日)

処理	含有率(乾物%)				吸収量(g/2株)					
	N	P ₂ O ₅	K ₂ O	CaO	MgO	N	P ₂ O ₅	K ₂ O	CaO	MgO
無処理	2.08	0.62	2.75	3.19	0.80	5.32	1.59	7.04	8.17	2.05
混植	2.12	0.67	2.94	3.41	0.80	6.70	2.12	9.29	10.78	2.53

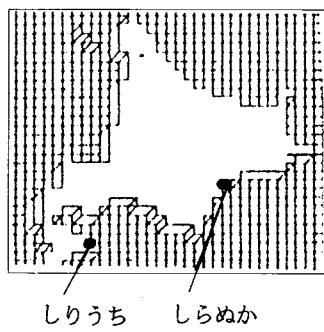
第8表 混植メロンの養分含有率、及び吸収量(7月2日)

処理	含有率(乾物%)				吸収量(g/2株)					
	N	P ₂ O ₅	K ₂ O	CaO	MgO	N	P ₂ O ₅	K ₂ O	CaO	MgO
無処理	4.58	0.71	4.17	6.39	2.37	5.15	0.78	4.59	7.03	2.61
混植	2.29	0.80	4.42	3.99	1.79	3.53	1.28	6.81	6.14	2.76



▲写真4 メロンとネギとの混植

連載



しりうち しらぬか

あのマチ・地域おこし活躍中 NO.2
このムラ

知内町の事例

緑の田園とゆとり・生きがい を求めた農業ビジョン

地域の概要

渡島南西部は周知のように北海道で最も開拓の歴史が古く、知内町の歴史も遠く鎌倉時代までさかの遡る」とができる。開基七八九年、由治施行一一三年をかかげ、「豊かな海・山・大地にはぐくまれた「マン」と活力にあふれる町を「田舎じ」を、シンボルテーマとして、二一世紀において「自然と共存する新しい田舎づくり」が進められていく。

知内町は函館からJR津軽海峡線に乗り、海をへだててきめく函館山の夜景を見ながら、約一時間、青函トンネルの入り口である。

知内町農業の概要

人うつ農業四九九人(一六・五%)である。

産物で意外に知らないのが、牡蠣・ほたての養殖、珍味はホヤ、赤かぶ千枚漬け。一村一品は「マジコース『レッドキス』。演歌歌手・北島三郎氏の生まれ故郷でもある。夏でも津軽海峡から吹く風の影響で涼涼、冬は暖流の影響で温暖で雪も少ない。

総面積一九七㎢。人口六、六八一人うち農家人口一、五八五人(三三・七%)。就業人口三〇一六人うち農業四九九人(一六・五%)である。

円(平成四年度)。

道内一の「」は広葉種二三で、癖がない、甘みがあつて柔らかい。二月中旬にハウスの育成、専門家として道立中央農業

知内町農業発展 ビジョン策定事業

平成五年度(通産省資源エネルギー庁)が所管する電源地域産業育成支援事業として、農家自らが参加し、専門家との意見を交わしながら知内町農業の一・二世紀を見据えた「緑の田園とゆとり・生きがい」を

求めた農業ビジョン」を策定した。

ビジョン策定にあたっては農家、役場、農協、普及所から委員を編成し、専門家として道立中央農業

一月を張り、冬季温暖なとかひ無加温による二つ栽培ができるのが強みで、一畠未からの出荷が始まり、一畠からの五円にかけて本格的な出荷となる。

農家戸数三八二戸のうち専業六戸、第一種兼業九七戸、第一種兼業一〇戸。

耕地面積一、四五六㌶。一畠あたり平均三・八㌶。

水田面積一、一・一三㌶、畠三四㌶(うち牧草専用地一五・七㌶)、樹園地一㌶。

主要作物の作付面積・家畜飼養頭数(平成四年)は図1を参照。

(図1)知内町・主要作物の作付面積、家畜飼養頭数(平成4年)

水 稲	787ha	たまねぎ	3ha
豆 類	49	トマト	4
ばれいしょ	31	花 き	3
てんさい	3		
に ら	25	デントコーン	70ha
ほうれんそう	10	牧 草	620
だいこん	9		
アスパラガス	9	乳 用 牛	430
にんにく	6	肉 用 牛	140

試験場経営部の長尾部長、河野科長、西村研究員を招請し、全体検討委員会および二つの専門部会による農業の課題整理、将来ビジョンの検討をおこなつた。委員長は普及所の三上次長、副委員長には農協の和田課長、専門部会の部会長には農家代表の城地、町長には小西の二氏が就いた。

一年間の検討を経て、①農業支援システムの確立構想、②ゆとりある快適な農村生活の確立構想、③農業情報を核とした農村ツーリナード構想の三本柱に、稻作・園芸・畑作・畜産のそれぞれの発展ビジョンへ、農村生活ビジョンへ、

試験場経営部の長尾部長、河野科長、西村研究員を招請し、全体検討委員会および二つの専門部会による農業の課題整理、将来ビジョンの検討をおこなつた。委員長は普及所の三上次長、副委員長には農協の和田課長、専門部会の部会長には農家代表の城地、町長には小西の二氏が就いた。

農業「ハレナーハジヨン」をひとまとめた。

平成6年度は上記ビジョン案の

具体的な方向けについて協議を進めている。委員会六名、つか農家代表委員10名、関係機関委員16名である。ビジョンの具体案として二五課題七七項目が提案されているが、これらについて、将来の知内農業を担うべき若手経営者・後継者・婦人の意向を汲み取

りながら、①無人ヘリによる防除システム、②野菜共選体制の強化、③生産部会組織の合理化、④広域出荷体制、⑤酪農緊急対応ヘルpline制度、⑥農地流動化促進など最重要課題の実現のための骨子計画の検討、具体的試算などに取り組んでいくといふのである。

地域活性化

取り組みの紹介

知内町でも高齢化、担い手不足などの課題は山積しているが、若手経営者層や大型経営農家を中心にして、規模拡大や野菜作の導入・拡大の意欲も強く、パソコンを活用した経営研究グループなどの活発

な動きも頗もしこといひである。以下に若手農業者を中心とした元気活動を紹介する。

(1) 農業青年フロンティア事業

近年、農業従事者の高齢化の進行とともに、農業後継者および地域農業の担い手を確保する」とが重要な課題となつており、また農畜産物の市場開放などに対処し

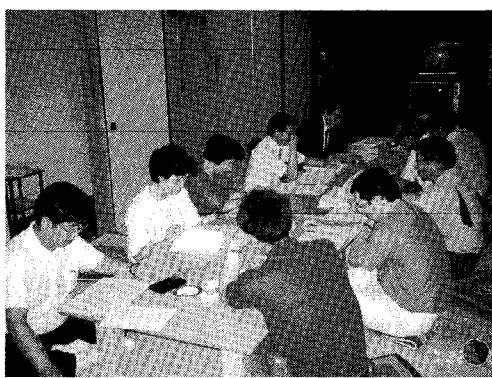
て競争力のある農家を育成すべくとが急務となつてゐる。

このため、青年経営者の組織化や活動を支援するための各種事業を行つてゐる。優れた技術・能力を有する農業の担い手を育成するため、町内で農業を営んでまだ日が浅く、農業に対する知識や技術などが十分でないなど、日々悩み続けている青年農業経営者を対象

◀ 知内町農業発展ビジョン検討 委員会全体会議 平成6年七月



◀ 知内町農業発展ビジョン 検討委員会・部会



に、昨年八月一九日、水稻・三ツ・木

ウレンン・ウ・花きにて町内の優

良農家田軒を講師として経営のノ

ハハハ、栽培技術の研修を行ひ

名の青年が受講に参加した。

本年一月に外部講師を招き農業全般の講演会を開催し、全国レベルで知識の啓発を図る。わが町は、今は自分が今抱えてる問題や考え方などを直接、「町長」と語り合

べ』を計画してこる。

(2) グリーンカッフル夢クラブ

最近は他産業、他町村からの嫁いでくる女性が多くなってこる。この夫婦八組による『夢クラブ』では、経営や農業技術の向上を中心とした農業者が誇りを持てる農村景観づくりや新規戸主就農者の仲

間のつながり、更に農林水の設定によるつながりを持つて楽しむ農業の推進など活動内容も豊富である。

夫婦同様で活動するグループと

(レポーター・専任研究員 須田 泰行)

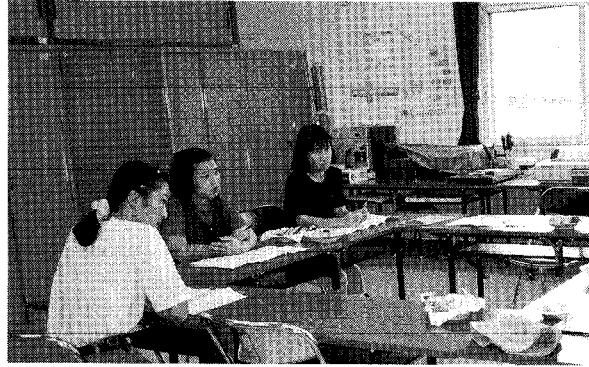
白糠町の事例

地域が新しく動きだし始める

『白糠マイペース酪農交流会』の始まり

「まああの交流会は一度しか休んでいない。そんなにも自分はひまなかと思う。つまんないかも」農業者にならぬといふのだ。良さげで不安だ」という余裕まるだしの農家もある。また「初めて参加した。あととしから育成牛を減らし無駄な経費を減らした。乳量伸びて病気はなくなつた。そこで、今年春から配合飼料を抑えた。搾乳牛一

頭に対しても一頭一〇キロ以上から四キロまで一気に落とした。あると全部アルコール反応が出た」と模索状態の農家もいる。



◀ 知内町「夢クラブ」検討会



◀ 「夢クラブ」の現地活動

こののはめおのいしー、新しい農村の

農耕氣氛でいつの場所でも各方面

から注目・期待されてこる。

家口数一〇〇戸の白糠町の中でまだ小さな動きでしかない。

この交流会は一九九一から九二年にあたがつた農業振興計画の策定を通して、農家有志で始まった。

新しい振興計画に

ショック

今や酪農專業地帯と云つていい

白糠町マイベース酪農交流会



白糠町は、「駒躍つ」が子供たちに伝承されている馬産や、銅路市のチバーテにも並んでいる「白糠（じょうこう）」など野菜产地の歴史を持つ。三つの中小河川の流域に細長く農業地帯が続いている。農協のある河口付近の市街地から農家までの距離は最高で四〇kmに達している。河川と山林に隔まれて平均成牛頭数は二〇頭であり、あまり大きな中堅酪農家が多い。中規模なふくらみの多い農家が高

度乳化を進めた。ヒツジの一〇年間の乳検成績は激しく向上した。かつての個体乳量は根飼で一七位だったが、二三年ほどは毎別に継ぐ第一位だった（図2参照）。

ところが生産効率は著しく低下した。農協の生産物の販売金額から生産資材の購買金額を差し引いて純生産金額を出してその効率をみると、かつては銅路管内で上位に数えて一位か二位だったのに、二位になってしまった（図3参照）。

これらが計画策定の過程で明確になつた。町内農家の二割が調査対象となり、五割が研修会に参加し、九割のアンケート分析が行われた。

農家や農協職員を含めた検討会や研修会も開かれた。①自分の能力にふさわしい飼養方法とは、②面積にふさわしい飼養頭数とは、③労働力にふさわしい規模とは、④所得を選ぶのか時間的ゆとりを選ぶのか、など様々な選択が農家に問われた。白糠の中で最も所得率の高い経営は誰で、その人は

どの様な方法をとっているかも紹介された。

地域で一丸となつて

振興計画の重要な推進課題は「勉強会グループ」を作るなどだつた。農協や普及所・役場・ノーサイなどの関係機関が、その事務局的な任務を担う」とであった。すでに農協に振興計画推進の専任担当者がおかれて、関係機関はチームにつくばからとなつて、農家の交流会は出来たが、まだ自主的な活動にとどまつている。その成果はまだ未確定だ。

これから成果に期待

「ある農家がラップミシンを使って始めてからロールが重たくなり、4駆のトラクターを買いたいと相談に来た。負債対策農家だつた。新しいトラクターを買うことも一つの手だ。しかし、反対にラップミシンマシーンを売ればどうなるか。そういう発想を持つことができた。これは大きな違いだと、ある農協職員は語る。「今まで何がダメだったり拡大しかなか

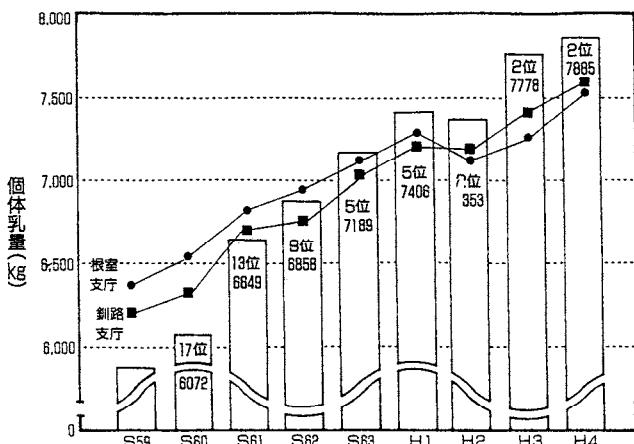
つた」と農家はうなづいていた。
振興計画を作る過程で、農家たちも
農協職員たちの考え方の幅が広がった
ところ。

じつあえず一九九一年と九二年
ツツカンなど比較すると、出荷
乳量一キロ当たりの購入飼料費は
三円低下し、農業支出から労賃と
支払い利子を除いた經營費を販売
金額から差し引いた農業所得（償
却費が所得に含まれている）は、
三一%から三五%へ上昇した。振
興計画が練られた九一年は肉牛価
格の低下などで最悪の年だった。
その年との比較のため、結果は誇
張される。この成果が振興計画
によつて生まれたというと明らか
に言い過ぎだ。

しかし、地域が新しく動き出す。
そのことは大きな意味を持つてい
る。農協の組織見直しなど課題は
他にもいくつもある。振興計画の
難しさは、それが出来たときから
始まるといつてよいだろ。

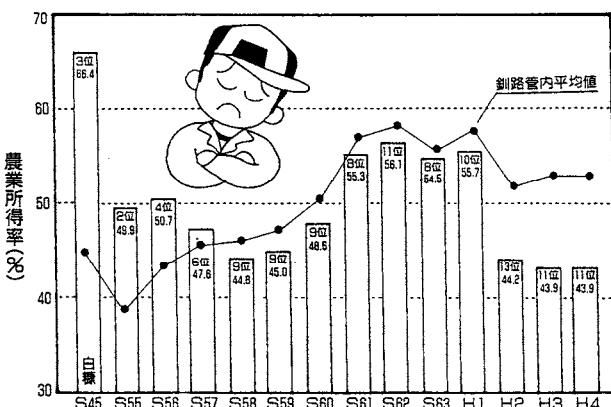
(レポーター)
専任研究員 吉野 宣彦

(図2) 白糠町
乳検個体乳量の変化(順位は根釧乳検加入18農協に占める位置)



(資料)社団法人 北海道乳牛検定協会「乳牛検定成績概要」各年。

(図3) 白糠町
農業所得率の変化(順位は釧路支庁13農協に占める位置)



(資料) J A 中央会釧路支所「農業・農協要覧」各年による。

(注) 農業所得を農協の販売金額から生産資材供給金額を差し引いて算出した。

消費者と生産者の連帯による変革の時代

『消費者運動—その軌跡と未来』

下垣内 博 著

本書は一九九一年一〇月に下りた下垣内 博（しもがこうとひろし）氏の遺稿集である。下垣内氏は大阪消団連（全大阪消費者団体連絡会）の事務局長として大阪、関西はもとより全国の消費者運動に大きな影響を与えた人であつた。「消費者問題」をめぐつては、名都道府県・市町村において各条例が制定され、消費者センターが設置されてはいる。しかし、そこで定義される消費者問題とは「使用価値や価格に問題がある商品が無知な消費者に販売され、る」という不公正な取引問題」に限定されておらず、したがって「消費者運動」の課題も、商品に対する正しい知識を得るなどして限定されて理解されているのが現状といふ。その中で本書は、消費者問題を

主義の下で全世界に発生している森林伐採、戦争、飢餓などの問題と消費者の生活とは不可分のものとして捉える下垣内氏の基本認識からはじまる理解である。

本書は一部一四章から成つてゐるが、そのなかでいくつか重要な点を指摘しよう。

まず日本の企業が国境を越え、環境問題を含めた消費者問題を引き起こしてくる現状について、その被害をくわ止めるには国際的に連帯してゆくしかない、として諸団体と取り組んでいる点である。

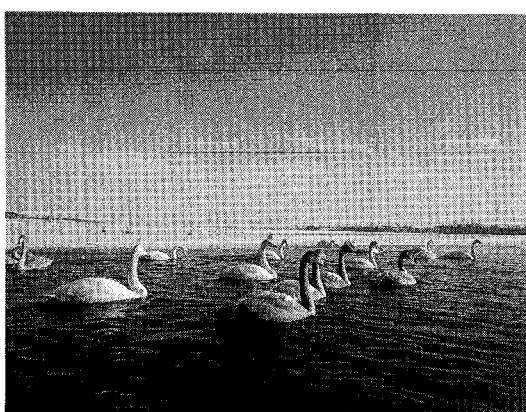
（第一部のIV 消費者運動の国際連帶について）このことは、発言しなかり行動しない日本人の団体・個人が多い中で、下垣内氏の主張と実践は光彩を放つてゐる。

また、環境問題については、日本自らの加害についての責任を果たさず主張しても駄目だとしている。（第一部のIII 消費者運動としての生活協同組合）日本の戦争責任も含めて、われわれが常に念頭においておかなければならぬ点であると思う。そして、「地球

「生活の上で発生するあることは起じ得る可能性の消費者被害と権利侵害のすべて」と云ふ定義で、現代資本主義制度の構造的なしづみ消費者問題を捉えていた点が、類書にみられる特徴であると言え。そのことは、本書において、情報公開、マスク法の現状、食糧輸入、消費税、独占禁止法、石油の高差益還元、など消費者のくりかかわる問題に対しても多様で

も明らかである。

また本書では、下垣内氏が早いう時期から地球環境問題をも視野にいた活動を行っていたことが読み取れる。それは、消費者運動を構成員の利益のためだけの運動として捉えるのではなく、現代資本



でんぶんなじの完全自由化、コメの部分受け入れ、食管制度解体といった現段階において、日本の消費者と生産者が受けた影響と被害は同じであり、そこからまた、消費者と生産者との連帯による変革が消費者運動の最重要課題として浮き彫りされている。(たゞいえば、り)

「」の輸入をめぐらしては、消費者の選択肢がひろがつたのではないか、安全性に問題のある「」を子供たちが食べることになり、農家は病虫害の危険にさらされるなどになる、と読みかえることによって連帯の可能性が開けてくる。その点では、国際的な連帯とともに、国内の各階層との連帯の可

能性が消費者運動の課題として提起されるべきであろう。

いただきたいと思ひ。

(大月書店発行
一九九四年一〇月刊。定価 1,300円)

評者
市立名寄短期大学 講師
佐藤信

佐藤信

しかし本書は、「一世紀を目前に」必ずしも体系的なものではない、一部重複している記述も見られる。しかし国民諸階層がもたらされてい

る問題に対して実戦的な課題を提起しておらず、多くの人に一読して

「会」、設立前史

一九八九年の初冬、農業試験場経営技術課主催で毎年恒例の農家を主役とした経営研究会を開催した際、夜、酒を酌み交わす中で、

「一人で中川清さん邸を訪問し、「是非、中川さんの本を作りたい。編集作業は、我々の手でやるから」ということを伝え、どうにか承諾をいただいた。

そこで早速、その編集用体を作るために農家を主役としながら(農家の選ばはいいだしつべの安実さん)と依頼する。農家八名と支援機関の七名からなる「中川清氏の出版を考える会」を二月に発足させ、すぐには、普及所勤務時代中川清さんと面識のあった経営技術課朝日研究員の想いとも共鳴し、彼からも「是非やってみましよう」という力強い意思表示を受けた。

『あぜみちのシグナル』

農家が主役 —あぜみちの会の試み—

福井県農林水産部農業技術開発普及室

参考 玉井 道敏

年が明けて、朝日研究員と私の

出版



▲ミニコミ誌「みち」1～5号・表紙の一部を転載

支える会の発足から約一年間に
一回の編集委員会を重ね(編集作
業よりも、飲んでいることの方が
多かつたが)、一九九一年の五月に
中川清著「あぜみちのシグナル」
の書名で発刊にこぎつけた。
農家の本を仲間の手で作るなど
あまり取り組んだことがなかつた
だけに、スババーのよろこびはひ
としあきく、中川さんの地元の
農協会館で開いた出版記念会には
県内外から一五〇名の仲間が集ま
り、その快挙を盛大に祝うことが
できた。発刊した一〇〇〇部の本
は支える会の人脈をフルに活用し
て、半年でほぼ売り切り、財政的
にも会の今後の活動費を捻出でき
るほどの成果をおさめた。

『あぜみちのシグナル パートII』出版

一度味を始めたメンバー達がこ
れで収まるはずがない。特に、支
える会の八人のメンバーは、県を
代表する古強者ばかりである。ひ
そかに次はオレが書くと満を持し
ているはずであると考へて、事務

局としては次の仕掛けの時を待つ
ていた。

支える会の活動は、飲むことを
中心に続けていたが、一九九一年
の秋、本会と、県内の大野市で活
発な活動を行っている上庄農業經
営者会議という農家のグループと
が交流会をもつた際、事務局の我
々から第一弾の出版計画を切り出
した。これがスンナリと決まり、
複数の農家の共同執筆、という形
でパートIIをまとめることがなつ
た。同時に支える会の名称をより
普遍化するため、最初の書名に因
んで「あぜみちの会」と改称し、こ
こで「あぜみちの会」が正式に発
足した。

続編は「あぜみちの会」の会長・
名津井萬さんを中心として、上良
茂さん、川崎秀男さん、安寅正嗣
さん、中川清さんの五人が執筆し、
書名を「あぜみちのシグナル パ
ートII」として、一九九二年六月
に一〇〇〇部発刊した。この時も、
名津井さんの地元の農協を会場と
して出版祝賀会を開催し、約一五
〇名の仲間が集まつたが、特にた
くさんの若い農業者の参加をみた

▲文芸作品展示場
収穫祭



▼ミニコンサートで披露された
勇壮な太鼓のひびき



▼「新鮮な野菜の即売会」
消費者と生産者の交流の輪がひろがる



「」が選ばれた。

五人の執筆者はいずれも夫婦同伴で出席して晴れの舞台に立ち、至福のひとときをすごされた。

『みち』の発刊

自分達の手で本を一冊発行する「」より、すっかり自信をつけた「あぜみちの会」がこのままどまるはずがない。そして「」の会はさらに次のステップへと踏み出す。

会の今後の方針を検討する中で、次は若い農業者や女性の意見をまとめられないかという提案が出された。しかし若い農業者や女性の会員の手薄な本会にとって、すぐには彼等を中心とした本をまとめることはハードルが高すぎる。それなら彼等が広く気軽に投稿できる場を作つてはどうかという「」と、季刊の『』『』『』誌を発行することになった。会員の人脈で若い農業者や女性の普及員を引き入れて一人からなる『』『』『』誌のための編集委員会を構成し、一九九四年一月に創刊号を出すことができた。

名称はあぜみちの「あぜ」をじつ

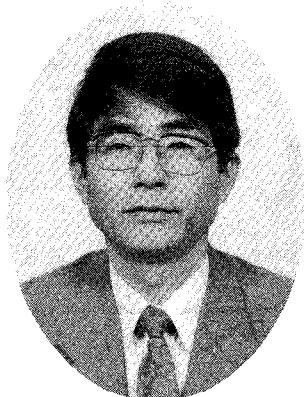
て(圃場の「あせ」との「あせ」をとる)「」が農家の意識改革につながるという思いをこめて『みち』とし、一〇〇〇部発行した。

これまで約一年間にうちに特集号を含めて五号を発行、毎回約三人の人が投稿し、その歩みは順調である。年会費一〇〇〇円で、三〇〇人の会員を持ち今のところ収支はトントンであるが、ロコロコで読者や投稿者の輪は確実に広がっている。

さらに「あぜみちの会」のメンバーも『みち』の発行を契機として三〇〇人と倍増し、多様性を増し、「みち」の発行が会の活動範囲とその可能性を大きく拓げるといったことになつた。

収穫祭の実現

一九九四年一一月三日、安実農場は約一〇〇〇人の人でにぎわつた。あぜみちの会主催、安実農場を会場とした念願の農家主導の収穫祭が実現した。行政や農業団体主催の農業フェアはたくさん



玉井 道敏 (たまい みちとし)さん

1942年福井県小浜市生まれ。
1967年京都府立大学農学部農学科卒業、
福井県庁で農業技師として28年間勤務。
現在に至る。

その間試験研究、行政、教育、普及と
幅広い仕事に携わり、現在、農業経営の
専門技術普及員として、普及員の指導
にあたっている。



◆ ここでも地域の人達の輪が
大きくひろがっていく
(フランス料理の試食会)

▲ ハクサイの収穫作業体験



行われているが、農家を舞台として農家主役の収穫祭は殆ど例をみない。そういう意味でも今回の試みの意義は大きい、事実、収穫祭に参加した多くの農家が、これからは自分の所でもやつてみたいとう抱負を語つておられたそのインパクトは大きい。

当日は、酒井福井市長を迎えてオープシンセレモニーを行い、安楽農場の作業場と圃場を開放してそこを会場とし、ピアノとフルートの「コンサート」、フランス料理の試食会、子牛とのふれあい、ハクサイの収穫体験、墨絵・絵画・写真・俳句・手芸など会の農家のメンバーの手づくり作品の展示等が行われ盛りだくさんなフェアとなつた。

老若男女、生産者と消費者など多種多様な人が集まり、多彩な交流が図られた。

「会」の展望

以上みてきたように、農家の、一言いふらやきからはじまって六年、この集団の取り組みは大きく

輪を広げ次々と新しい試みを実現してくる。それはアメーバのような活動である。従来のピラミッド型のタイトな組織によるのではなく、実際に柔軟で予断を許さない活動が融通無碍に次々と試みられる。

今、会では「あぜみちのシグナル」のパートⅢを発刊すべく、仕掛けをしている。それは農業に主体的に取り組み農村に生きる女性の発言で構成される予定である。既に約10人ははつりつとした農村女性による編集委員会がもたられ、男性会員はその迫力と柔軟性に圧倒されている。

自分が作つた手づくりの本を手にしながら自信に満ちあふれた彼女たちの晴晴しい姿を見られる日も間近い。

「あぜみちの会」の設立に携わり、現在は会員の一人としてこの会にかかわらなががら、会がこれから何をしてかずのか、じきじきしながりその活動の展開に注目している自分もある。

情報システムはいま

農業における情報システムの現状と課題について考える

ホクレン農業協同組合連合会

（前・北海道地域農業研究所 専任研究員）

中村 正士

――回にわたりて農業に関する情報システムを紹介してきた。

こうした情報システムは次からしきへと新しいものが生まれてあり種はつきない。新しいシステムを紹介して行くことはそれなりの意味もあるが、ここで一旦区切りつけ農業における情報システムの現状とシステム構築に当たっての課題について考えてみたい。

多様な情報システム

この連載では、農業に関連する種々の情報システムを取り上げてきた。しかし、「情報システム」と

いういじばらくする確固とした概念があつた訳ではない。できるだけ広範なシステムを取り上げるなかで類型化し、多少なりとも農業分野での情報システムの概念を明確にできるだろうと考えた。

これまでに取り上げたシステム

は、表一に示した一九のシステムである。現在稼働している情報

システムの中から、目的も機能も異なるものを取り上げた。農業

分野での情報システムの多様性と

全体像があおろげながら見えてくると思う。

「情報システム」を類型化する場合、

よ／＼経理データなどを中心に扱う「勘定系」とそれ以外の「情報系」に分けられる。また、別の分類として流通、販売、購買など農協の業務をシステム化した「業務系」とそれ以外の「非業務系」に分けることもある。

これらの分類に従うと、表には純然たる勘定系システムはなく、③長野県青果物情報システムや⑩勝地域農業情報システム、⑪花き流通情報システムなどは勘定系も含んでいるが、情報系の一面も備えている。最近は、単に代金精算だけを目的として構築されたシス

「システム」が情報系の機能を備えるようになつた後、勘定系からの情報を積極的に利用した情報系システムが構築されるようになつてきていく。

この分類は、扱う情報の内容によるものであるが、「システム」の仕組みだけに注目すると伝達手段のデータ処理を行うコンピュータの組み合わせでいろいろな形態がある。伝達手段については、近頃では古いものと記載になつてしまつた「コードメディア」と呼ばれる種々のメディアが使われている。

そうしたメディアの特性に応じた情報提供システムの構築も進んでくる。その例として、大手メーカー通信(表中⑤熊本県久木野村)やアマゾン(表中⑥佐賀機能電話(表中⑨栗山町)、CATV(表中⑩長野川上農協)、パソワープ通信(表中⑦美幌町)など)が上げられる。また、本格的運用はこれからのようにだが、島根県のつか出雲市ではファクシミリ付多機能電話と有線放送を組み合わせたシステムも出現している。これらのメディアのなかで、特に「ファクシミリ・ネットワーク」

の普及はめざましく、道内では約半数を越える農協で導入されている。情報を伝えるメディアとしては、表一のようによる多様なものが利用可能だが、最近では「マルチメディア」と呼ばれるすればかりでなく音声や画像も同時に扱えるメディアも開発されてくる(図一)。今後、農業分野で利用されるメディアの種類もますます増えていくだろう。

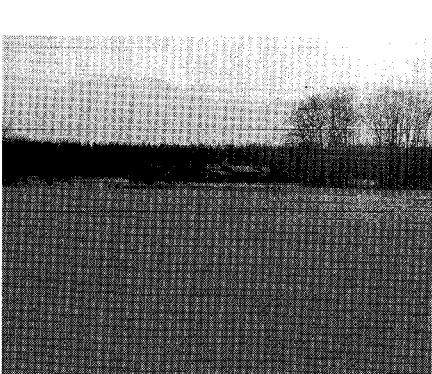
「情報」として何を提供すべきか

業務系のシステムでは、情報として何を提供すべきかは余り大きな問題になることはない。何故なら、業務系では今までやり取りの情報をシステム化したにすぎないものが多いためである。ところが、

この問題には非常に優れてくるが、その範囲は限られている。

勘定系以外の情報系で提供されている情報には、表一のようないくつかのチャンネルがあり、それらのチャンネルから情報収集自身が一つの技術であり、生産者個々の経営の差ともなつて現れる。こうした人と人とのかかわりのなかで交わされる情報まで、情報システムに求めるのはだい無理な話だ。

また、メディアの特性によつて提供する情報や送り方も異なる。画像が扱えないメディアでは天気预报として何を提供すれば良いのかが常に問題になる。ある意味で情報として何を提供すべきかという問いは、いわば情報の送り手からすれば、當農に必要な情報なり何でも送つてもらえればよい、情報システムが抱えている種々の制約などは考えもしないのが普通だ。費用やハード上の制約から、あるいは情報の内容によつてはシステム化が難しいところの理由から、情報の受け手が必要とする全ての情報を情報システムを使って提供するとは容易ではない。あるいは経費を無視すれば、ほとんどの情報は提供可能なかも知れない。しかし、現実にはいつした情報システムは、ある限られた情報を得るために非常に優れているが、その範囲は限られている。



費用負担が大きな問題となつて、システム化され難い情報ルート(農協の担当者や市場関係者、業者の話など)からの情報などは通常幾つかのチャンネルがあり、それらのチャンネルから情報収集自身が一つの技術であり、生産者個々の経営の差ともなつて現れる。こうした人と人とのかかわりのなかで交わされる情報まで、情報システムに求めるのはだい無理な話だ。

また、メディアの特性によつて提供する情報や送り方も異なる。画像が扱えないメディアでは天気

図やクリーフなどはじつても提供できない。情報をおれ流しの状態で送るテレビや有線放送などは受け手が必要とする情報をただじり着いておで待たなければならぬ。あまりにもかな数値を含む情報や個人情報には向かない。こうしたメディアの特性と提供情報の相性と書いたことを考慮する必要がある。

システムに対する 認識のギャップ

農家を対象とした情報システムのなかには、農協の連絡業務の合理化の観点からシステム構築されたものもある。こうしたシステムは、必ずの「アワシ」・「システム」のように、電話や郵便での情報伝達の効率化に力点がおかれてきた」ともあって、必ずしも受け手の希望する情報を提供しているとは限らなかつた。

そうしたことから一つの要因となつて、送り手の恩恵どおりには受け手が情報システムを情報の提供という面から評価していない。一方、情報システムを使って得られる情報は、組勘や精算データなどの一部の情報を除けば、独立的・排

に取れば、連合紙や農協はそれぞれ会員や組合員に対し、農産物の市況や資材、技術情報などを許される範囲で提供してくる。

しかし、受け手の側では、情報システムで得られる情報は「」限りの情報で、十分な情報が提供されないとこの認識が強くなる。ある農家は、「アワシ」を使って生活用品について農協に発注するシステムがあれば非常に便利だと思つが…」と聞いたところ、「農家のかみさんたまつも農作業ばかりではあきつてしまつ。たまに街へ買い物に行くのも楽しみの一つだから、そういうシステムはいらぬ」という答えが返ってきた。

送り手側からの考え方では、当然便利と考えられるシステムでも、受け手側から見ると不必要と思えることがある。

こうした送り手と受け手の認識のギャップをどれだけ埋められるかが情報システムの評価につながる。情報システムを使つて得られるのはなかろうか。

情報システムを使って得られる情報は、組勘や精算データなどの一部の情報を除けば、独立的・排

他的情報ではなくみんなが知りたいことがやめのものがほんじである。

こうしたシステムで個人情報を得る利益もあることながら、一般に知られていないことを知らない不利益は非常に大きいので、従つて、こうした一般的情報の提供であつても情報システムとしての役割の一つは果たしてゐると言ふのか知らない。

情報システムとは、一体どんなものか、情報を送る側も受け手も使つた経験がほとんどないのが一般的だから、農家に情報として何を提供すれば良いか、どんなシステムが求められているのかを把握するのは難しい。当分試行錯誤を繰り返すのは仕方がないのかも知れない。それはむづむづマルチメディア」という言葉がこれだけ氾濫しながら、われわれにそれを使つた情報社会がいつこうと見えてこないのである。

情報化とシステム化

情報システムを利用する場合、利用した野菜市況情報システムを生産者に販売に供えてくる。こうしてシステムがなければ情報は生産者に販売に供えてくる。こうして経済連絡の市況情報を生産者に販売に供えてくる。こうして経済連絡の市況情報を生産者に販売に供えてくる。また、市場における予約

化が進まないといふシステムの効果は発揮できない。

例えば、青果物の市況情報を生産者に提供している長野県経済連絡では、青果物情報システムが稼働する以前には、電話で各市場からその日の市況を集めそれを更に電話や「アワシ」で農協に送つていた。その手間はいくら入手があつても追いつかないほど労力のかかるものであったが、各荷受会社に端末を設置することによつて、情報は以前より早く入手できるようになると同時に、格段に省力化が可能になつた。もし、各荷受会社が設置できなかつたら、のシステムに情報を入れるだけで大変な労力を必要としたであつた。一方、市況情報を受け取る農協や生産者側でも情報化に取り組んだ。

△△長野川上では、CATVを利用した野菜市況情報システムを生産者に販売に供えてくる。こうして経済連絡の市況情報を生産者に販売に供えてくる。また、市場における予約

取引に対応するため、農協→経済連→市場というルートで出荷と同時に情報を送つて、EDIシステムと呼ばれてくる。

最近では、生産者のパソコン端末からレタスとハウスの出荷予測に必要なデータを入力してもらうことによって、量販店向けの販

売戦略を展開するまでになつていい。こうした一連の情報化が情報システムを活用する上で重要なのがである。

従来電話で連絡していたものをファクシミリに代替したようなシステムでは、受け取る生産者の側の情報化はそれ程問題にはならな

いが、精算に関する情報や土壌分析などの数値データを提供するシステムともなれば、生産者側での情報化がシステムの利用価値に大きく影響してくる。栗山町の谷内氏（表一-1中⑨）のように、圃場台帳や作業日誌がデータとしてコンピュータに入力されていなければ、

表1 連載「情報システムはいま」で取り上げたシステム

連載NO.	情報システム名	運営主体
1 ①	北海道生鮮食料品流通情報システム	(社)北海道市場協会
	② 國際原料情報システム	(社)農協流通研究所
2 ③	北農ファクシミリ情報システム	(社)北海道農協総合情報センター
	④ R A I S(農業農村情報システム)	(財)農林統計協会
3 ⑤	オフポート通信	熊本県久木野村
	⑥ 画像オフポート通信	長野県農協中央会・農協地域開発
4 ⑦	美幌農業館パソコンネットワーク (B I B I O T - N E T)	美幌町「美幌農業館」
5 ⑧	農家のパソコン通信利用事例	栗山町 谷内 憲昭氏
	⑨ 長野県青果物情報システム	長野県経済連
	⑩ K C V レタスネットワーク (野菜市況報ネットワーク)	長野川上農協
6 ⑪	土壤分析診断システム	ホクレン
	⑫ 生乳検査システム	(社)北海道生乳検査協会
7 ⑬	北海道系統農協統合ネットワークシステム	J A ネット北海道
8 ⑭	石川県農業情報ネットワークシステム	石川県農業情報センター
9 ⑮	栗山町農業情報システム(K I S S)	栗山町農業情報センター
10 ⑯	十勝地域農業情報システム	十勝農協連
11 ⑰	花き流通情報システム (F L O R A)	花き四県協議会・全農
	⑱ 全国生花店在宅パソコン自動競りシステム 花だよりヴァン(V A N)	日本植物株
12 ⑲	地域営農支援情報システム (A . G I S 21)	J A 伊南

注) 各システムの内容については、「地域と農業」各号を参照して頂きたい。連載NO.に1を足すと号番号となる。

情報化に当たつては、送り手と受け手双方でのパソコンによる情報処理の教育も不可欠である。今後、情報システムを活用していくためには、ある程度コンピュータに慣れる必要がある。こうした教育がほとんどなされていないために、折角のシステムが活用されないケースもある。

最近はワインドウズのようなソフトの開発によって、パソコンの操作が縦書きついたボタンを押す感覚ができるようになつたが、それでも訓練は必要だ。欧米人はもともとタイプライターが広く普及しており、キーを叩いて文字を入力するのに抵抗がない、あま

けにマルチメディアと数字だけで事が済むから、パソコンが普及しやすい土壤がある。その点、文字をキー入力することができなかつたわれわれ日本人にはパソコンを使って自由に情報を引き出したり、いろいろなデータを自由に解析するには、それなりの覚悟が必要だ。

情報システム構築に当たっての課題

流通や販売に係わる業務系の情報システムは、厳しい企業間の競争のなかでは必然的にシステムの構築が進む側面を持つている。そうしたシステムの構築が遅ればその企業の命取りにもなりかねないことは、運輸やスーパー、コンビニ業界の例からも容易に想像できる。しかし、業務系以外の農業情報システムでは、単なる連絡手段としてのシステム構築は進むが、當農情報の提供の面では経営に対する効果をはつきりと認識することができ難いこともあつて、システム構築のためには関係者の一層の理解と努力が必要だ。

行政や系統組織の業務合理化としての情報システムは、今後も進むだろうし、一つの大きな目的として重要な、もう一步進んで、農家からみて経営に役立つ情報を提供するシステムをどうしたら構築できるのだろうか。現状での課題について考えてみたい。

第一の課題としては、情報の提供と共に、提供された情報をどのように活用するのかというノウハウの蓄積と実用に耐えるソフトを同時に普及しなければならないと言つことである。情報システムでは農家が必要とする情報が提供される訳だが、提供する以上は活用するに足るものでなければ意味がない。例えば、青果物市況や気象情報に対しても新聞やテレビと同じ内容では価値も半減してしまう。また、情報を受け取った後に対策がとれる内容でなければ、早く見られるところの利点も生きない。更に、膨大なデータや情報が送られるとても、手軽に経営上の判断に生かせるツールを活用するノウハウが受け手になければ役立たない。

誰でも使べる単純なシステムをつくることが重要な課題だ。いく

つも重要な課題だ。次に、情報収集にかかる費用について。

複雑な操作をしなくては使えない仕組みでは利用はおむづかしい。

当たり前のことだが、情報システムは機械を使うのが目的ではない

情報を持つ取り扱いに入れないとが目的なのだ。その意味では、

パソコンを使った情報システムはまだまだ使いにくい。とは言つても、情報システムでの情報検索や

数値処理までを考えるとパソコンの利用は避けられない。

現状では、情報の内容によってはメディアを使い分けることでも、パソコンを使わないでもある程度

の情報が得られるようなシステムが工夫されている。今後、マルチメディアの開発動向によつては早い時期に、コンピュータを内蔵した使いやすい機器が開発されるだ

らう。そうしたことから、情報の伝達手段の選択に当たつてはあまり固定的に考えず、いろいろな可能性を探ることも必要だ。

前述のように、農家や農協職員に対する情報関連の教育も大きな課題の一つである。まだパソコン

通信などによる情報提供は、一部農家に限られる。今後、スマートフォンによる文書情報の提供だけ

も柔軟なシステムが大切だ

と思つ。

ついで、情報収集にかかる費用について。

欧米に較べ日本では、情報

報や知識に対する意識が

低いと言われている。商用データベースでちょっとした検索をして千数百円も取られると損をした気にならむところの読者も多ことだらう。

情報システムで提供されていける情報は、直接・間接に経費がかかる。

何気なくテレビで見てくる気象情報も、独自に入手すれば年間百万

田単位の経費が必要だ。こうした情報収集にかかる経費をどうした

り毎月押さえられるかも解決しなければならない課題である。解決

策の一つとしては、情報提供者との契約を複数の組織が一括して行つことが考えられる。そのためには、情報システム同士のネットワ

ーク化も重要となる。

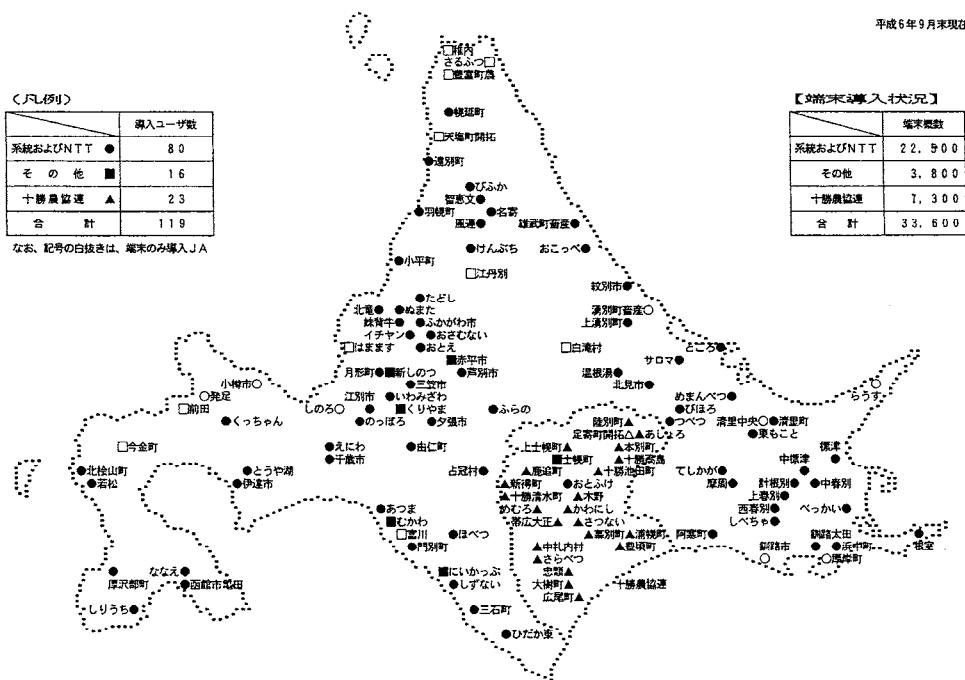
これまでのところ、農家の

に対する情報関連の教育も大きな課題の一つである。まだパソコン

通信などによる情報提供は、一部農家に限られる。今後、スマート

フォンによる文書情報の提供だけ

道内JAのファクスシステム普及状況



注)一部記載されていないシステムもあるがほぼ網羅されている。

は限界があり、パソコンを利
用した数値情報の提供システムが
普及するとと思われる。パソコンが
使えないと思われる。パソコンが
普及する教育指導上、ワープロは
に対応する教育指導上、ワープロは
他の、情報の送り手の立場にい
る農協の職員も情報の加工や農家
に対する教育が必要だ。また、パソコン
にアクセスになると困る。また、パソコン
の使用だけでなく、各種データベ
ースによる情報検索やデータ処理
の手法についても教育が必要だ。
そのための教育施設の確保や農家
の研究会活動の支援なども取り組
まなければならない課題である。

このほか、公衆電話回線を利用
したシステムでは、情報量の増加
に従つて通信費がかなりの負担にな
つてくる。系統VANの利用などによ
るそのための対策も必要だ。

情報システムの将来像

情報システムの将来の夢も少し
書いておきたい。一〇一〇年頃に
は、光ファイバー網が農村部まで
張り巡りされると言われている。

他方、情報の送り手の立場にい
る農協の職員も情報の加工や農家
に対する教育指導上、ワープロは
に対応する教育指導上、ワープロは
他の、情報の送り手の立場にい
る農協の職員も情報の加工や農家
に対する教育が必要だ。また、パソコン
にアクセスになると困る。また、パソコン
の使用だけでなく、各種データベ
ースによる情報検索やデータ処理
の手法についても教育が必要だ。
そのための教育施設の確保や農家
の研究会活動の支援なども取り組
まなければならない課題である。

このほか、公衆電話回線を利用
したシステムでは、情報量の増加
に従つて通信費がかなりの負担にな
つてくる。系統VANの利用などによ
るための対策も必要だ。

情報システムの将来像

情報システムの将来の夢も少し
書いておきたい。一〇一〇年頃に
は、光ファイバー網が農村部まで
張り巡りされると言われている。

こうした基盤と共に、マルチメディア
の開発が進み、画像や音声、
文字を自由自在に送ることができ
るようになればメディアの選択に
迷うことなくシステムの構築が進
むだろう。しかも、移動電話との
組み合わせでどこからでも利用で
きるシステムができれば、情報シ
ステムは飛躍的に便利になる。

例えば、野菜の収穫作業をしな
がら、トマトクリターの中で前日の野
菜の仕切情報を端末から、音声で
聞いたり画面で確認したり、今日
の出荷予定数量を農協に連絡する
などということも夢ではない。
端末の画面で、田の前にある作
物体の病害をチェックし、発生予
察情報を見て、即座に農薬を注文
するといったことも可能だ。もち
ろん、端末はパソコン機能もつい
ているから手持ちの農薬の在庫も
簡単に調べられるし、気象情報を
参考にして薬剤散布の適否を関す
る情報を提供してくれる。音声情
報も自由に受け取れるから、農協
からの連絡もトマトクリターを運転し
ながら聞ける。

表2 多様なメディア

区分	媒体名	機能
動画 + 音 ・文書	CATV (専用ケーブル)	<ul style="list-style-type: none"> 専用の同軸ケーブルをセンターと利用者間に設置しテレビ放送、ファクシミリなど種々のデータを双方向で送る。 一度に約百チャンネル分の放送を送ることができる。
静止画	NTTキャプテン (電話回線)	<ul style="list-style-type: none"> 一般的の電話回線を利用して、テレビやパソコンで静止画像を見ながら株取引や種々の予約、受発注、銀行取引ができるNTTのサービス。 専用アダプターあるいは専用ソフトが必要。
	画像オフトーク通信 (電話回線)	<ul style="list-style-type: none"> 電話の空き時間を利用し、センターから送られてくる連続した複数の静止画像をテレビで見る。 切り替えで音声とファクシミリを流すことができる。 緊急放送が流せる。キャプテンの利用も可能。
音声	音声オフトーク通信 (電話回線)	<ul style="list-style-type: none"> 電話を使っていない時にセンター側から一方的に音声を送る。スピーカーとアダプターが端末側に必要。 4チャンネルまであり、切り替えで、ファクシミリが利用できる。 音質も良く音楽放送にも使える。緊急放送として使え、拡声器に音を流すことができる。
	同報無線 (無線)	<ul style="list-style-type: none"> 無線で同時に多数の利用者に情報を伝える。電話回線がない場所でも情報を伝えることができる。 拡声器に音を流すことができる。緊急放送として使える。
データ + 画像	パソコン通信 (電話回線)	<ul style="list-style-type: none"> パーソナルコンピューターを使ってコンピューター間で文書の送受信やホストコンピュータに蓄積されたデータを検索できる。 全国的な商用ネットワークを利用して、情報交換が可能。 送られてきたデータはパソコンで自由に加工できる。
文書	ファクシミリ ネットワーク (電話回線)	<ul style="list-style-type: none"> センターのファクシミリ蓄積交換機に蓄えられた文書情報を端末ファクシミリを使って取りに行く。 同報配信、私書箱機能などがある。 部会や集落ごとに同報配信先をグループ化できる。 データ変換すればコンピュータから交換機にデータが送れる。
文書 + 画像	ファクシミリ付き 多機能電話機 (電話回線)	<ul style="list-style-type: none"> ファクシミリについてはファクシミリネットワークの機能と同様。 I Cカードを交換することによってキャプテンやパソコン通信ができるが、画面上の制限がある。 漢字では20字×13行程度しか表示できない。アルファベットや平仮名の入力は簡単なものに限られる。

注) オフトーク通信、ファクシミリ、多機能電話機は電話機がついているので、その機能は使える。

出所：地域農業研究業書No. 6「道央耕種地帯における地域農業情報システムの役割と可能性」

1992.3(折登、中村)

表3 農業分野の情報系システムで提供される情報項目の例

- 行政に関する情報
 - 税金、選挙などのお知らせ（廃品回収など広報）
 - 集会・文化事業（講演会など）
 - 保健・医療情報（保健所だよりなど）
 - 教育（行事予定など）
 - 外部データベースの転送（ダウンロード）
 - 求人情報
 - 集落での回覧板

- 生活に関する情報
 - 災害情報、火災情報
 - 健康管理、当番医（病院の案内）
 - 地域文化活動、地域の話題
 - 各種公共施設案内
 - 交通手段の時刻状況
 - スポーツ・レジャー案内
 - 趣味・娯楽（舞蹈、囲碁、将棋、詩吟、絵画など）
 - 電話番号（公共機関など）

- 農業（営農）に関する情報
 - 気象情報、災害情報
 - 市況（青果、畜産など）
 - 営農技術関連情報（栽培技術、病害虫発生予察、土壤分析、生乳検査試験研究成果など）
 - 取引精算情報、集出荷情報
 - 雇用情報、農作業受託関連情報
 - 農協からのお知らせ（営農計画、生産資材、金融、共済、婦人部、青年部、A コープ、スタンド関連）
 - 農業関連諸団体の会議、催事案内
 - 他府県、道内産地など生産動向、地域の動き
 - 農政関連情報
 - 農業諸統計

的にはほとんじ開発されていながら、実現するのはもう遠い話ではないと思う。

最後に蛇足になるが、農業新聞に「情報活用への七カ条」というのが載つていて参考のために紹介しておきたい。

東京商工会議所が中小企業の情報化について挙げたもので、「①情報化の目的をはつきりさせ、シス

テムづくりは段階的に②社内の業務分担をはつきりと③まずは経営者が知識を高める④社員の教育、社員の勉強が大切⑤情報システムの担当者をきめる⑥簡単なソフトウェアは自社内でつくれるようになら専門家から納得いくまでアドバイスを」というものだ。とかく情報システム（特に情報系）は目的が抽象的になりがちである。目的をは

つきりさせるためにも、どんな情報を提供するかといった特徴を出せるようにしたい。

ある特定の情報についてなら全てあまかせというシステムを構築すべきだ。言い換えれば、システムの特徴あるいは目玉をはつきりすべきだといふことである。

農業における情報システムの現状を、できるだけ広範に理解しやすく紹介しようと努めたが、筆者の力不足もあって達成できなか自信はない。連載を最後まで読んで頂いた方々と取材に協力して頂いた関係者に感謝の意を表しておわりしたい。

おわりに



研究日誌

関連事項/ DATA

札幌大学経済学部

〒062 札幌市豊平区西岡3条7丁目

☎011(852)1181

(社)日本中小企業技術振興協会 北海道支部
〒062 札幌市平岸2条6丁目1-14三慶ビル

☎011(821)1643

生活協同組合連合会グリーンコーポ事業連合
〒812 福岡市博多区博多駅中央街8番36号

博多ビル7F

☎092(481)7776

生活協同組合コーポこうべ 商品開発部

〒658 神戸市東灘区住吉本町1丁目3番19号

食糧政策研究会事務局

〒981 仙台市青葉区堤通雨宮町1-1

東北大学農学部農学科生物資源情報講座

(河相一成氏気付)

☎022(272)4321

北海道大学 経済学部

〒060 札幌市北区北9条西7丁目

☎011(716)2111

北海道立中央農業試験場

〒069-13夕張郡長沼町東6線北15号

☎01238(9)2001

知内町役場

〒049-11 上磯郡知内町字重内22-1

☎0392(5)6161

J A 白糠町

〒088-3 白糠郡白糠町西1条北2丁目2-23

☎01547(2)2235

市立名寄短期大学

〒096 名寄市大橋1

☎01654(2)4194

福井県農林水産部 農林技術開発普及室

〒910 福井市大手3丁目17-1

☎0776(21)1111

ホクレン農業協同組合連合会

〒060-91札幌市中央区北4条西1丁目

☎011(231)2111

平成六年度・研究事業 (追加分を含む)の推進について

当研究所の本年度研究事業計画については、会報第14号でそのあらましを(紹介しましたが、その後追加になつたテーマ(下記)を含めて、各研究チーム毎に鋭意事業の推進に取り組んであります。

◎新たに追加された事業

- 一、21世紀の新技術導入調査
- II 農業への地域エネルギー導入 (石狩支厅からの受託)
- II ハーネス化による影響分析・調査 (北海道農政部からの受託)
- II ハーネス化による影響分析・調査 (北海道農政部からの受託)

- 二、環境適応型酪農の調査研究 (北海道畜産会との共同研究)
- 四、八雲農業振興プロジェクトに係る地域農業実態調査
- 五、新規就農支援強化計画策定
- II 七飯町における農作業請負組織の設置計画に関する調査業務

六、大規模畑作・畜産農業地帯における農業、生活環境等の効率的手法に関する調査

II 技術指導の現況と労農指導導体制の強化に関する研究

II 技術指導の現況と労農指導のあり方 II

七、農業協同組合中央会・新時代対応草地酪農システム確立調査 (北海道草地協会からの取扱)

八、新時代対応草地酪農システム確立調査 (北海道草地協会からの取扱)

○農家経済再建指導担当役職員研修交流会 (平成6年11月~7年2月)

主催 J A 北海道中央会
とき 平成6年11月8日

講師 テーマ 「経営危機の病理と臨床」
とき 平成6年11月14日 (苫小牧市)
所長 講師 テーマ 「経営危機の病理と臨床」
とき 平成6年11月19日 (苫小牧市)

掲示板

学会・研究会での報告者、研修会等への講師派遣

○第88回農業経済学会例会・
主催 個別報告
北海道農業経済学会

○第88回農業経済学会例会・
主催 シンポジウム・報告
北海道農業経済学会
とき 平成6年11月19日
テーマ 「酪農規模拡大構造の再検討」
報告者 吉野 宣彦 (当研究所)
専任研究員

と き 平成6年11月20日	と き 平成6年11月20日	主 催 オホーツク産業情報化推進会議	○第3回浜中町酪農学習会
テー マ ①「道内農協における作物別生産者組織の現状と課題=農協の當農指導との関連」について」	テー マ 組合員勘定制度と當農指導事業=組勘導入期の理念と実態」	講 師 七郎 長生(当研究所・所長)	と き 平成7年1月26日
報 告 者 河村 彰(当研究所・専任研究員)	報告者 田渕 直子(当研究所・嘱託研究員)	主 催 追分町農協・追分町畜産振興会	テー マ 「北海道における農業化の課題とオホーツク農業のあり方」
○湧別町農村婦人研修会 主 催 漢別町 と き 平成6年11月28日 テー マ 「新しい農村づくりの三つの力」=発想・主役・手順」	○第25回JA青年大学 主 催 JJA北海道中央会 と き 平成7年1月20日 テー マ 「野菜の产地形成の課題と取り組みの方向」=競争力のある产地形成をめざして」	講 師 吉野 宣彦(当研究所・専任研究員)	主 催 栗山町農業講座
講 師 七郎 長生(当研究所・所長)	テー マ 「野菜の产地形成の課題と取り組みの方向」=競争力のある产地形成をめざして」	講 師 寺本千名夫(専修大学北海道短期大学・助教授)	と き 平成7年2月1日
○今金町農業確立対策研修会 主 催 今金町農業確立対策協議会 と き 平成6年12月5日	○オホーツク産業情報化推進会議設立総会・記念講演 主 催 清里町 と き 平成7年2月22日	講 師 畠田 義昭(当研究所・常務理事)	テー マ 「米をめぐる動向」(新食糧法と)」
講 師 七郎 長生(当研究所・常務理事)	○95千歳市農業セミナー・経営者研修 主 催 千歳市農業振興会 と き 平成7年2月3日 テー マ 「地域農業活性化の課題と方向」=當農支援システムおよび野菜振興の取り組み」	講 師 岩崎 徹(札幌大学経済学部・教授)	テー マ 「「これから農村生活」」
○門別町農業講演会 主 催 門別町 と き 平成7年2月22日 テー マ 「新食糧法と今後の稻作農業の展開」	○門別町農業講演会 主 催 門別町 と き 平成7年2月22日 テー マ 「新食糧法と今後の稻作農業の展開」	講 師 畠田 義昭(当研究所・常務理事)	主 催 浜中町酪農交流会実行委員会

テーマ 「畑作農業の課題と方向

「ひつじ」

講師 富田 義昭（専門研究所・常務理事）

○滝川市農業講座

主催 滝川市

とき 平成7年2月27日

テーマ 「ガッソウルケマイ・「

つんぐ」企画と新食糧法」

講師 三島 徳二（北海道大学農学部・教授）

▲4版 一八九ページ
発行価格 三〇〇〇円
(消費税・送料込み)

お知らせ

地域農業研究叢書特別号

有償頒布のご案内

◎地域農業研究叢書・特別号No.1
「花きの生産・流通・消費の現状と将来展望」

—拡大と革新を目指す花き産業—

印本版 二二二ページ

頒布価格 一、〇〇〇円

(消費税・送料込み)

◎地域農業研究叢書・特別号No.2
「農産物の鮮度保持物流」

関する調査研究報告

—移出農産物の出荷・輸送の現状と将来方向—

▲4版 一八九ページ

発行価格 三〇〇〇円
(消費税・送料込み)

後編集記

◆一九九五年の日本列島は、地震とともに明けた。北海道・東北に始まつた群発的な地震はその後、北関東・沖縄まで飛び火し、一月一七日午前五時四十六分に発生した「兵庫県南部地震(阪神大震災)」は、かつてない多くの尊い人命を奪い去り、現代文明がつづつあけた都市構造を完膚なきまでに破壊した。

また、物流については既に、価格破壊が叫ばれる状況の中、遠隔地としての不利な条件を克服しながら鮮度を保つた良い品質の農産物を、消費地に安定供給するという重要課題を取り上げてしている。平成四～五年にかけて行ったアンケートや聞き取り調査などを掲載している。

◆海の回りのアメリカでは、昨年一年東海岸一帯はマイナス〇度を超す記録的な寒波で震え上がっていたのが、今年は一転して未曾有の暖冬異変とか。一月一四日には、一〇一四〇度でアラスカ一八度、二三〇ノット以上で一度を超えるなど、この辺半袖のコルフやサッカーリングの市民の姿が新聞やテレビに映し出されていた。

◆同じ一月一四日のツルハシントン発共同通信は、環境政策シンクタンク・ワールドオーシャン研究所の予測として「世界の食料生産限界」→政治・経済が混乱→平均所得減少も……。という95年版地球環境年次報告書を発表している。

本号は、特集記事をはじめ道内外の各界での活躍の方々による執筆をお願いした。年末年始の公私ともに最もお忙しい時期に、特に時間を割いて貴重な役に立つ、自身の濃い言葉をたくさん頂戴した。それをおまた一つの糧として、備えの万全を期していただきたい。(K.T.)

（注）
で受け付けておつまむ。

特定のメーカーに属さない、 完全独立のコンピュータコンサルタント

ISC 株情報システムコンサルタント

Information system consultant CO.,LTD

主要業務

- ◇コンピュータ導入時のコンサルタント業務（メーカーへの仕様書、導入計画策定など）
- ◇ソフトウェアの開発（開発計画、開発、既存ソフトウェアの調査など）
- ◇システムの運用指導

地域内の土地利用計画や農家のほ場データの管理に 『農地総合管理システム』

開発協力：（社）北海道地域農業研究所

上地利用検索システム V1.5	
目次	
1. 農地地形及び圃場形状の作成、更新 2. 農家プロックの作成 3. 製農家、園場の分譲と依頼 4. 地図の作成(図面と田畠)	
0. 終了	
No. 0	
91年度 園場情報 園場番号=00000001 [0301] 吉田 五郎	
面積(ha)[560.0] << 園場番号 >> 作土性(砂土) 土壌(良土) 耕作度数[良い] 個別程度(平坦) 石けん有無[多い] PH(H2O) [5.6]	
土壤改良 種類: 硫酸 [92] 石けん度: [23.0] (年度) 畜糞: 土 [79] 厚厚度: [46.0] 心土破碎: [6.0] 土壌度: [20.0] PH(H2O) [6.0]	
<中止の場合はF1> 園場番号 = 00000001 -- 91 00000002 -- 91 00000003 -- 91 00000004 -- 91 00000005 -- 91	
作物名: [えびせき(加工)] 作付記録管理品種 播種日: [91.10.01] 放芽時期: [CN] <肥料> <量> <CN> 施用肥料 基肥(BB1000) [50.0] [10.0 15.0 5.0] 追肥(BB1001) [25.0] [10.0 10.0 5.0]	
土壤改良材 [壮土カル] 有機物 [ケイフン] 収穫日 [91.10.15] 収量(kg/half) 66.01 品質(及 [園場台帳<F1> 農地管理<F2> 分譲<F3> 次終<F4>]	
この 園場番号を 印 し ますか Y N	

- ・耕地面積、賃貸、受委託などの農家別データ管理
- ・地区内の耕地図（概念図）管理
- ・一筆ごとの土壤調査・分析・肥培管理などの履歴データ管理
- ・対応機種 PC9801 シリーズ

ISC

Information system consultant CO.,LTD

株情報システムコンサルタント

札幌市白石区南郷通19丁目北1-31 豊川ビル3F

☎ (011) 865-8272 FAX (011) 865-6596



121万haの 大地がさ。

日本の耕地面積の4分の1にもおよぶ、約121万haを有する北海道。

澄んだ空気、肥沃な大地、清らかな水…。

農業に適した自然環境だけに頼ることなく、つねに食卓の声を活かしながら、限りない情熱を傾けてきた北海道農業。

日本の食糧基地と呼ばれるまでになった北海道に、

今まさに、日本中の期待が寄せられています。

ホクレンは、北の大地で生まれるクリーンな農畜産物を、
みなさまの食卓にお届けします。

ホクレン

北海道だから——クリーン農業推進宣言